

ナショナル・トラスト運動にみる自然保護における住民意識と行動

—知床国立公園内 100平方メートル運動と天神崎市民地主運動
への参加者の分析を中心として—

National Trust Movement in Japanese Nature Conservation—Trustworthy or Illusion?

西岡秀三・北畠能房

Shuzo NISHIOKA and Yoshifusa KITABATAKE

総合解析部

Systems Analysis and Planning Division

環境庁 国立公害研究所

THE NATIONAL INSTITUTE FOR ENVIRONMENTAL STUDIES

序

今日、環境を保全し、また新たに創造していく上で、一般市民の果たす役割が一層重要なものとなりつつあることは、周知の通りである。しかし、このような“市民の役割”を分析対象とした研究はまだ数少ないが、一般市民又は地域住民参加型の運動を適切に環境保全施策の中に位置づけるためにも、まず現時点での実態を正しく理解しておくことが必要であると思われる。

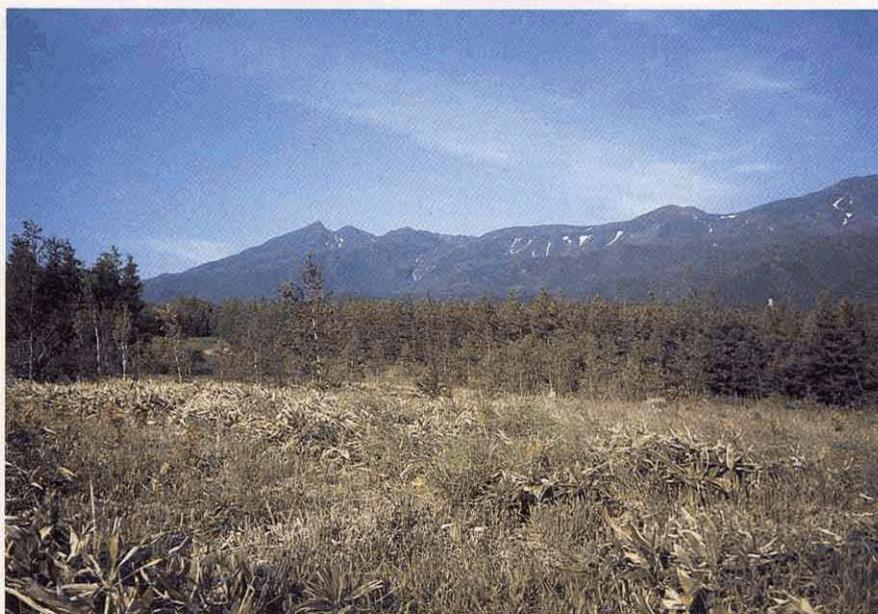
市民の環境とのかかわりにはいくつかの側面があるが、その一つは生活型公害とよばれる類の環境悪化現象の原因者としての立場であり、もう一つは環境保全のためのボランティア（自発的、主体的）な活動の行為者としてのそれである。当総合解析部はこの両側面を研究対象としており、前者に重点をおいた研究成果の一部は既に“生活環境保全に果たす生活者の役割の解明”（R-78-85）としてとりまとめた。本報は後者に関する研究成果の報告であり、市民が行う環境保全行動として最近特に注視されているナショナル・トラスト（国民環境基金）運動の実態を分析した結果を集約した最初のものである。

自然現象の解析に比べて、この種社会現象は多くの要因が複雑に錯綜し、定量的に扱いかねることが多いが、ここではアンケート調査データを中心としつつ、関連するデータを収集・解析し、普遍性のある結果を導くことに努めている。しかし何分まだ我が国のナショナル・トラスト運動はようやく始まったばかりであり、解析材料も限られている。このため、導かれた結論の一般性、説得性にも自ら一定の限界があることについては御理解を頂きたい。しかし、ナショナル・トラストのような住民参加型運動が我国の環境保全に今後一層重要な役割を果たすであろうと思われる状況に鑑み、この種の事象を総合的に分析した最初の成果として本報の相應の意義を認め、評価いただけるものと思う。今後の研究の進展のためにも大方の忌憚なき御批判を期待している。

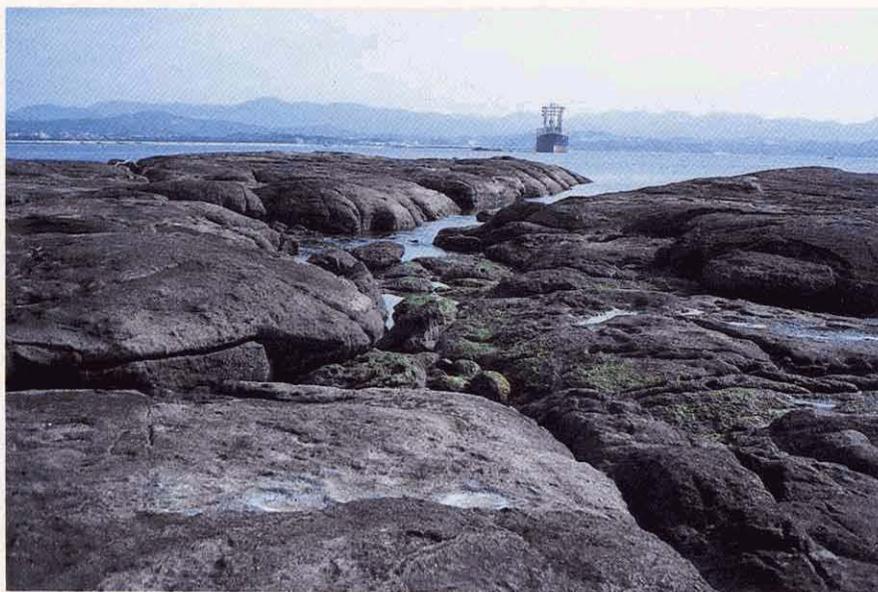
昭和61年3月

国立公害研究所 総合解析部

部長 内藤 正明



「知床国立公園内 100平方メートル運動」対象地と知床連峰



「天神崎市民地主運動」の天神崎岩礁

目 次

Abstract	1
はじめに	3
概 要	11
成果報告一覧	12
第1章 自然環境保全の歴史におけるナショナル・トラスト運動出現の背景	13
1.1 イギリス, アメリカにおける自然環境保全関連制度 成立の経緯と背景	13
1.2 日本における自然保護の経緯と課題	20
1.3 日本の新しい自然保護運動としてのナショナル・トラスト	26
第2章 日本のナショナル・トラスト運動とその周辺	29
2.1 知床国立公園内100平方メートル運動	29
2.2 天神崎市民地主運動	35
2.3 特定分収契約設定特別事業	37
第3章 ナショナル・トラスト運動参加者に対する調査	41
3.1 調査の目的	41
3.2 参加行動に関する仮説	42
3.3 調査方法	46
3.4 調査票設計に当たっての若干の留意点	59
第4章 ナショナル・トラスト運動参加者の意識と行動—調査結果と分析	61
4.1 運動の推移と広がり	61
4.2 参加に至る情報伝達	65
4.3 参加の動機と価値意識	66
4.4 参加者の生活環境での行動	69
4.5 参加行動の地域分析	70

4.6	対象地の自然的価値と参加行動	75
4.7	運動推進方法に対する意見	78
第5章	おわりに	83
5.1	自然保護意識の国民への定着	83
5.2	自然保護政策における住民行動の位置づけ	86
5.3	ナショナル・トラスト運動推進のためのヒント	90
5.4	より成熟した自然保護運動を目指して	93
参考文献		95
付録	(1) 単純集計結果一覧	97
	(2) 天神崎調査	104
	(3) 自由回答抜粋	105

CONTENTS

Abstract	1
Introduction	3
Lists of Relavant Publications and Presentations	12
Chapter 1 Historical Backgrounds of National Trust Movement in Nature Conservation	13
Chapter 2 National Trust Movement in Japan—Two Illustrative Cases	29
Chapter 3 Design of Questionnaire Survey on the Donators of Two National Trust Movements	41
Chapter 4 Analysis of the Questionnaire Survey	61
Chapter 5 Concluding Remarks	83
References	95
Appendix	97

Abstract

The citizen's movement for nature conservation in 1960's and 1970's was mainly characterized as one of "protest" type, which protested the destruction of natural environments by industrial as well as regional development projects. The movement has changed in late 70's to one of the "participation" type as represented by National Trust Movement.

In Japan, legal institution of nature conservation had already been established with a spectrum of laws covering from wilderness preservation areas to urban greenery, based on the concept enacted in *The Basic Law for the Natural Environmental Conservation*. Yet, the appearance of those citizen's movements may suggest some historical trend underlying them, and the necessity of taking into consideration the social needs expressed by those citizens movement in environmental administrator's policy menu.

From these points of view, this research work aims

- 1) to investigate whether those movements are based on people's willingness to conserve nature and are trustworthy as new powerful propellant for nature conservation, or they are only an illusion
- 2) to find out the way to introduce those power, if it is substantial one, into nature conservation policy.

Two representative National Trust Movement in Japan, "Shiretoko National Park 100 square meters movement" in Shari Town of Hokkaido and "Tenjin-saki Citizen Land Owners Movement" in Tanabe City of Wakayama Prefecture were taken as illustrative cases to grasp the real intension of nation to nature conservation. Inquiries to the donators (about 2200 for each) revealed the extent and propagations of movement, motivations of donation on the side of donators, the opinions of donators for promoting the movements.

At the same time, historical study of these two National Trust movements in relation to nature conservation progress in Japan, and also to the history of nature conservation in England and United States, clarify the historical and social backgrounds of the appearance of those movements.

This research conclude that

1. Those citizen participation type movement can be recognized as new waves in the nature conservation history in Japan.
2. Donators to two National Trust movements extend widely in areas and in classes among nation. The willingness to preserve precious nature left in Japan and the apprehensions of losing nature in living environment are found to be two dominant factors in driving people to donate, though slight differences in driving factors were found between two movements.
3. The appearance of the movements are historically inevitable in relation to the rapid economic growth and the progress of urbanization in Japan.

4. National Trust movements are steadily taking root among nation and can be taken into nature conservation policy to complete present policy line-ups.

This research may be the first work that investigates nature conservation from demand side, using National Trust donators as probes, and has specific feature in shedding light on the characteristics of citizen's movement by comparative research between two movements as well as among the nature conservation history in Japan, United Kingdom and United States.

はじめに

1 研究の目的

「知床国立公園100平方メートル運動」や「天神崎市民地主運動」のようなナショナル・トラスト運動というのは、端的にいえば個人が自然保護のために自分の所有にならない土地を買うために醸金する、という行動の集まりである。この運動に参加する個々人は、身銭を切って遠く離れた、時には見も知らない土地を他人が買うのに協力するのである。自然保護を重要であると考える人は多い。しかしそのために、労力であれ金であれ代償を払ったり、あるいは開発行為をとりやめるといった、自然保護にむけた行動をとる人は決して多くはない。いったい「知床」における醸金額の8000円、天神崎における醸金額の1000円の支払いという意味決定の裏には、自然保護に対するどのような配慮がなされているのであろうか。

個々人が自然保護のために行動を起こし、それが全国的なひろがりをもせたのは、日本ではこのナショナル・トラスト運動が最初とっていいであろう。もともと公共空間の自然保護は国の仕事である。そのために、原生自然環境保全地域や国立公園を頂点とした自然環境保全施策が確立されているし、都市公園の整備も地方自治体にゆだねられている。こうした公共空間は誰もが利用でき、またそれ以外に代替となるべきものは少ないから、こうした場所の確保や管理は国が受け持つべき仕事の範囲である。個人の敷地内の緑については、当然一義的に敷地の所有者が管理するべきものであるが、いくつかの地方自治体ではその外部効果分について緑地保護条例などで補助金を与えて保護している。国立公園制度発足以来自然保護は国の仕事とみなされていたからこそ、昭和30～40年代に各地で発生した自然保護運動の多くが国や地方自治体への抗議という形態をとっていたのである。

それがこのナショナル・トラスト運動では、国へ公益信託化などの制度の確立・税優遇措置などを要求はしても、自然保護行為の中核である土地の確保については私的費用でまかなおうとしている。このナショナル・トラスト運動という歴史的にみて新しい自然保護運動は、官主導の自然保護政策の中で新しい形の官民分担のあり方を示唆しているものであろうか。また、新しく政策に組み込まれたとき、十分機能するだけの力をもつまでに国民の間に定着した運動となるであろうか。

本研究は以上のような問題意識を背景に、日本の自然保護政策におけるナショナル・トラスト運動の位置づけを考察し、運動参加者の行動分析を行った。

本研究の目的の第1は、自然保護の気運がどこまで国民の間に定着しているのかを、ナショナル・トラスト運動を切り口にしてみきわめてみようということである。ナショナル・トラスト運動参加者は、国民全体の中では自然保護に対しセンシティブな一つの特殊なサンプルである。参加者の行

動は単にマスコミと時流にのった一時限りのものかもしれない。あるいは彼等は長期にわたる国民の潜在的な要求を正しく把握する probe や leader の役割を担っているのかもしれない。これらのいずれであるかは、運動参加者が参加意志決定に至るまでに一体何を認識して行動したのかを知ることによって解明できるのではないかと、そしてもし彼等が国民の要求を代表するものであれば、参加者の自然保護に対する考えかたや行動のメカニズムを自然保護行政全般の構築基盤に取り入れることができるのではないかと。

第2の目的は、ナショナル・トラスト運動そのものを自然保護政策の中に取り入れるためのデータを得ることである。特に本研究は、ナショナル・トラスト運動を制度や体制から論じるのではなく、運動を動かす中心である参加者とリーダーに焦点をあて分析したことに特色がある。もし自然保護政策の中にナショナル・トラストという型で国民の参加を求める形態を導入するのであれば、その運動を推進する母体がいいたい国民のどの層に分布しているのか、参加者とリーダーからなる組織のどこに働きかければよいのかといった知見を十分ふまえたものでなくてはならない。その意味で、自然保護の運動を支える主体自身に切り込んだ調査研究はこれまでほとんどなかったといえてよく、本研究がその嚆矢となる。

第3の目的はナショナル・トラスト運動参加者の行動を通して自然環境の価値を定量的あるいは定性的に把握しようとするものである。環境の価値についての計測方法は種々提案されているが、ここでは広範囲にわたる主体が同一自然環境に対価を支払うという例で、環境の価値把握を試みようというのである。

2 本報告の内容

本報告の第1章では、ナショナル・トラスト運動の諸外国における発展と、日本の自然保護政策や自然保護運動とを対比させながら、本格的な住民参加型自然保護活動としてのナショナル・トラスト運動の位置づけを行い、今回の調査の中で何を明らかにするべきかについて考察している。

第2章では、本研究の理解に必要な範囲で日本のナショナル・トラスト運動について解説するが関連する動きとして、森林保全への新しい費用分担方式である特定分収契約設定特別事業についても言及し、これらの差異をみる。

第3章は、ナショナル・トラスト運動参加者への調査の方法について述べている。今回の調査のポイントは、運動参加者への参加動機や行動に対する仮説の検証にあり、ここでは特にそのための調査の設計について説明する。

第4章には調査結果が示されている。ここでナショナル・トラスト参加者の推移や分布、参加への動機、参加者の属性、対象への接触等の実態が明らかにされている。地域分布の分析や行動の経済的意味分析の他に、調査回答表に書かれた自由回答の分析からも参加者の動向を把握しようとしている。また二つの運動の進めかたに対する参加者の意見も集約されている。

以上の分析の結果をふまえて、第5章では本研究の三つの目的にそって、自然保護意識の国民へ

の定着について判定し、調査結果から得られた自然保護推進者の行動パターンをふまえてナショナル・トラスト運動を政策にどのように生かすかについて論じる。

3 研究開始の動機と経過

本研究は、昭和58年度の総合解析部経常研究「自然環境の利用構造の把握と評価に関する研究」の中で開始され、昭和60年度に成果をまとめるに当たって経常研究「環境保全の社会経済的側面にかんする実証研究」に組み入れられた。

しかし本研究を始めた動機の一つは、昭和54年度より始まった総合解析部経常研究「地域計画における自然環境保全に関する基礎的研究」と昭和56年度より始まった「生活環境保全に果たす生活者の役割の解明」（後者については国立公害研究所研究報告第78号にまとめられている）に端を発している。

当時 UNEP の国際会議等で天然資源の開発と自然保護のあり方について関心が高まっていた頃であった。こうした点をふまえて、前者の研究においては我が国の自然環境保全における新しい動きとして、本報告第2章で取り扱う分収林等の現地調査を行った。

後者の研究は、面的に広がった環境汚染の防止に、行動主体である住民の力を如何に利用するかについて検討したものである。ここでは主に居住環境に焦点をあて、生活者が自分の認識できる範囲の環境をどうとらえているか、それによりどのような刺激をうけて環境保全行動を起こしているかについて、特に廃棄物処理・廃水処理行動を中心に分析した(表参照)。居住環境の保全においては認識と行動はほぼ地域で完結する。すなわち、自らの行動の結果は自らの周辺の世界質向上となつてただちにはねかえってくる。ここでは、生活者が生活環境を良好に保とうとするインセンティブを助長するような施策を構築することが、官の役目として残されている。

表 生活空間における環境からの刺激と保全行動

環境へ働きかける主体	環境を享受する主体		
	自身	近隣住民	遠方住民
自身	住宅内	→	→
		ごみ、排水、騒音の排出 街路清掃、 生け垣など景観配慮	ごみ処理、河川の汚れ
近隣住民	↑ 近隣騒音 アメニティ	→	→
		エネルギー利用、商品購入(資源利用)による汚染増大 移動による交通公害発生 ナショナルトラスト運動等による自然保護	
遠方住民	↑ くさい水 よごれた空気 交通公害		

しかしながら、地域環境を破壊するなり保全するなりのインパクトを与える主体が、地域の居住者でない場合はどのような施策が有効なのか。交通公害の場合加害者の殆どは地域住民でない。このような場合加害者側に環境配慮はほとんど起こらないといってよい。施策としては強い規制にたよる所が大きく、生活者の役割りは少ない。逆にいえば、他地域の保全のために生活者が行動を起こすことも、あまりあり得るとは考えられない。流域住民が下流利水者のために水源林を保全する場合のように、因果関係がある程度つけられる場合は、上流・下流の自治体間交渉で対価をやりとりするという例がいくつか存在している。

ナショナル・トラストの場合、遠く離れた保全対象と保全しようとする参加者の間とを結びつけている絆は一体何なのであろうか。参加者のどのような動機に働きかけるのが有効な推進策なのか、参加者の行動を阻害しているのは何なのか。こうした保全対象と地域的に離れた主体を、保全にむけて活用する施策を導くために、生活者行動の分析をやってみたいと考えたのが本研究の第一の動機である。

本研究をはじめ第二の動機は、環境の価値づけなかんづく自然保護に対する人々の支払意志に影響する要因の把握を試みたかったからである。自然保護に対する人々の支払意志に関与する価値として、Krutilla(1967)は三つの価値、オプション価値、存在価値、遺贈価値をあげている。このうち、オプション価値は、現在のところ利用するかどうかわからないが、将来利用したいと思ったときに利用しうるオプションを確保するために、これだけは支払ってもよいという価値であり、「自分が将来たずねるときに貴重な自然が残っていてほしいから」醸金する場合に対応していると考えられる。第2の存在価値は、自然が保護されているということを知ることに対して、これだけは支払ってもよいとする価値である。これは、世界野生生物基金への醸金のように、自分がおそらくは将来ともいきもしないであろう南洋の島々に住む貴重な鳥の保護に対して支払う場合に対応しているが、「無条件に未知の自然は残したい」といった願いから醸金する場合は、これに含まれる。第3の遺贈価値とは、将来世代のために自然環境を寄附するということから得られる満足に対して、これだけは支払ってもよいという価値であり、「子供達の世代に貴重な自然(身近の自然)を残したい」という願いから醸金する場合に対応している。

これらの価値意識のどれが主要な動機づけになっているかを把握してみたいというのが第二の動機である。上述したKrutillaの三つの価値以外にも、個々の事例に固有の醸金動機も働いていると考えられる。これについても掘り起こしたいと考えている。

昭和58年1月、和歌山県田辺市における天神崎保全市民協議会事務局長外山八郎氏へのインタビューをはじめとする調査により運動の概要をつかみ、昭和58年5月から7月にかけて参加者へのアンケート調査のための基礎資料収集、検証すべき仮説の検討を行った。これと並行して(財)日本環境協会が日本側事務局となっている日米民間環境会議の共同研究「日本における歴史的・文化的及び自然的遺産の保全」の中で「日本のナショナル・トラスト運動」が取りあげられようとしていたので、筆者らはこのメンバーに加わり共同研究を進めることとした。

同年7月「知床」の斜里町、8月「天神崎」の田辺市において日米民間環境会議のメンバーによる現地調査が行われ、同時に斜里町役場の協力で「知床」参加者名簿からの調査対象者抽出、天神崎市民協議会の協力で「天神崎」参加者名簿からの調査対象者抽出が行われた。

昭和58年8月「知床」参加者約2200名へ、9月「天神崎」参加者約2200名へアンケート発送が行われ、約1か月の回収期間に最終的にそれぞれ76.9%、74.0%の回答が寄せられた。回答件数のうち40～50%には自由回答が記入され、回収率の高さとともに参加者の熱意が感じられた。

おりからナショナル・トラスト運動に対して世間の注目がむけられ、国民環境基金運動を目指す環境庁としてもこれを制度的にどう取り組むかの検討がなされていたため、筆者らは調査結果の取りまとめを急いだ。10月15～16日田辺市において開催された、ナショナル・トラストを進める全国の会第1回全国大会に、「天神崎」の自由回答を展示発表した。

昭和59年に入り、単純集計を中心にまとめた結果(成果報告4)がアンケート回答者を含めた関係各方面に送付され、続いて4月「知床」の集計結果要約が「知床」の機関誌である「しれとこ通信」に発表された。

この間分析結果は成果発表一覧に示すように報告されており、この結果は1985年1月11日閣議決定された「昭和60年度税制改正要綱」中の国民環境基金(ナショナル・トラスト)活動に関する税制上の優遇措置の検討段階において参考資料として用いられている。

4 本研究の特色

本研究は研究の対象と手法において次のような特色を持っている。

まず第一は自然保護に対する顕在化した需要の計測を目指した最初の研究であることである。これまで自然環境の需要者側の意識を調査、分析した代表的なものとしては、京都府立大学学長四手井綱英教授が代表となっておりまとめた「森林環境に対する住民意識の国際比較に関する研究」(1981)と内閣総理大臣広報室による「自然保護にかかる世論調査」(1981)がある。このうち、前者は森林環境に対する住民意識の国際比較をよくねられた質問文と写真を用いて試みた極めてユニークな研究である。また後者は、全国民を対象とした調査でありナショナル・トラスト運動へのコミットについても意識を調査している。しかし、いずれの研究も意識レベルでの調査であり、自然保護の行動面(顕在化した需要)の調査ではない。これに対して国土緑化推進委員会は、林野庁がモデル事業として実施している「特定分収契約設定特別事業」(通称“ふるさとの森”造成事業)への応募者の意識を調査している。これは都市住民が立木の分収契約を通じてふるさとの森づくりに参加するという、一部、公共財的性格をもつ財の購入行動の意識の把握を試みたものである。これに対して、本研究で試みるのは自然保護という純粋な意味での公共財に対して身銭を切るという顕在化した需要の把握である。なお、あとで気付いたことであるが、参加者を対象とした同様な調査は、当時国土庁計画調整局に出向していた瀬田信哉氏(現環境庁企画調整局)の昭和52年5月10日付の斜里町役場への書簡(斜里町発行「知床で夢を」p. 112-113に所収)で提案されている。

本研究は、調査対象として自然保護に対して積極的な欲求をもつ層を選び、その意識行動の解明を試みるものであるが、この対象が自然保護に対する国民の将来の需要動向の先行指標となりうるのではないかという筆者らの考えに基づいている。

第二の特色は研究の範囲として自然保護の需要主体から運動をとらえようとしたことである。ナショナル・トラストに関しては、諸外国との制度上の比較、諸外国での歴史などの研究や税制にかんする提案が盛んである。本報告でも第1～2章には筆者なりのまとめ方でこれについて触れている。しかし政策の基盤はあくまでも国民の合理的要求に根ざしたものでなくてはならず、歴史をふまえた社会のニーズが自然保護の底流になくしてはならない。長期的なニーズをふまえない制度は線香花火の如くただちに形骸化してしまうであろう。本研究はその点をふまえて、あくまでも国民のニーズの本質に注目し、ニーズの実態をとらえるために行動主体の意志と行動の過程を調査分析したものであり、いわば政策目標決定への基礎資料提供をねらっている。自然保護の運動主体に対する調査研究としては、環境庁委託の日本自然保護協会による日本の自然保護団体の活動についての調査(1982)があり、自然保護団体数の変化などについてまとめているが、参加している個人の意識や行動にまでは立ち入っておらず、運動の原動力までは読み取りにくい。

第三は本研究が対象とした「自然」と「行動主体」及び社会経済的背景とのかかわりについてである。ここではまず「自然」を、貴重種保護や原生林保全で対象とするようないわば「貴重な自然」から身近な自然に至る、幅広いスペクトラムでとらえようとしている。一方自然保護を求める行動主体も、極めて意識の高い「自然保護運動家」から特別に自然保護に関与しない「一般国民」までの広い層を考える。そしてナショナル・トラスト運動への参加者が、日本の社会経済の成熟に応じて自然保護に触発された、「自然保護運動家」と「一般国民」の中間層であるとの仮説を置き、この層が知床運動の背景をなす「貴重な自然」だけでなく、天神崎運動の「身近な自然」の保護ないし創造に身銭を投じた現象が、果たして自然保護の運動として定着したものか否か、参加者のもつイメージとしての自然と実体との間に乖離はないのか、今後自然保護の活動主体として信頼できるものなのかはたまた幻影にすぎないのか、を参加者への調査で確認しようとしている。またそれだけでなく、こうした中間層の出現が社会の発展段階で必然性を伴うものであるか否かを、米・英の同様な運動との比較において論じようとしている。

ここで“知床運動の背景をなす「貴重な自然」”については説明を要する。確かに知床運動の対象地自体は本文中に述べるように、一度開墾された土地である。それゆえ対象地自体は貴重な自然とは言いかねるが、「知床国立公園の北半部を占める斜里町側の公園入り口とも言うべき地域に当り、……この地域が乱雑に開発されることは、この公園の原始境的イメージをそこねることになる。……この地域が乱開発の波を脱し、原生林的な森林に復元されることは知床国立公園としては好ましいことである。」(宇野, 1984: 知床国立公園と知床100平方メートル運動, 成果一覧印刷発表7のp. 255-259) としてとらえられる地域であり、また運動主体である斜里町自体も、知床憲章の設定等を通じて、貴重な知床の自然の保護の一環として運動を推進しているという背景がある。それ

ゆえ運動のもつイメージとしては対象地の背後にある貴重自然のイメージが不可欠であろうと考えられるがゆえに、ここでは知床運動をかなり「貴重な自然」の保護にかたよったものとしてとらえている。

本文中でも述べたが、例えば日本野鳥の会が珍重な鳥の探鳥の時代に終りを告げ、スズメ・ムクドリ生態へ目を向け大きく会員数を伸ばしているように、従来からの自然保護団体も変質しつつある。広く自然保護運動の全体の動きを論じるのならば、こうした団体の動き及び一般国民の意識変化についても平行して調査の要が残されているが、ここでは一般国民のうち自然保護へ一歩ふみ出した層に焦点を当てた分析を行っている。

第四は本研究で採用した方法についてである。まず本研究は、2地域の運動の比較において運動の本質を確認し、あるいは差異に注目しつつ参加者の行動を究明しようとしている。当然のことながらアンケート調査は社会調査の手法に基づいて行われ、統計的処理により結論が導かれているが、それだけでなくアンケート結果と他の社会・経済データと結びつけて運動の底流を読み取ろうとしている。また、ここで行った調査は単なる意識調査ではなく、身銭を切るという行動(事実)に至るまでの決定過程についての調査であることにも特色を見いだせよう。

謝 辞

本研究の核心は、ナショナル・トラスト運動参加者の行動分析にある。この意味でまずアンケート調査に御協力頂いた「知床」1560人、「天神崎」1540人の方々に心からの御礼を申し上げたい。一般人を対象とした郵送法アンケート調査で、回収率が75%になることはめったにない。しかも付録に一部収録するような、自然保護、運動の進め方についての自由意見をお寄せ下さった方々は、小学生からおとしよりまで回収数の約40%に及び、回答用紙裏の数枚に参加に至る動機を書いてこられた方々も多かった。この自由回答は一部本報告書付録(3)に収録したが、これらは行動分析の考察に大きく役立たせて頂いたし、調査に対するはげましの言葉は研究の支えでもあった。今回の調査結果が国民環境基金活動に関する税制上の優遇措置検討に参考になったときいているが、本研究を自然保護の前進に一歩でも役立たせることがこうした熱意に対する唯一の答であると信じている。

次に調査の設計と遂行に御協力いただいた運動推進者の皆様に感謝したい。日常の業務、運動推進の忙しい中を時間をさいてインタビューに応じていただき、運動の歴史や動向を知ることができたし、勿論参加者名簿の提供がなければ調査は成り立たなかった。「知床」ではナショナル・トラストを進める全国の会会長藤谷豊氏、青い海と空をまもる会会来昌氏、斜里町長船津英雄氏、総務部長長谷川斎氏、財務課長関根郁雄氏、企画課主幹神田和夫氏、佐藤昭氏及び役場の方々であり、「天神崎」では天神崎保全市民協議会世話人代表多屋好一郎氏、事務局長外山八郎氏、玉井済夫氏、後藤伸氏であるが、真夏の公民館でほんとうに汗だくで払い込み通知書からの名簿作製をしていた「天神崎」のボランティアの方々の姿は決して忘れることはできない。「天神崎」では、日

本青年奉仕協会・日本自然保護協会から派遣され、ボランティアの中心となって名簿のとりまとめをして下さった浜屋さとり氏には、自由回答のとりまとめについても御協力をいただいております、和歌山県内の参加者分布集計は浜屋氏の手になるものである。

国土緑化推進委員会普及課長 柴田秋治氏には分収林参加者に対する意識調査に関する資料を利用させて頂いた。

この研究を進めるに当たって、助言・批判を多くの方々から頂いたことを研究者としてまことに幸いに存じている。研究のフレーム作成に当たっては多くの方々から示唆を頂いている。東京農業大学鈴木忠義教授は調査票の作製に当たって教えを乞うた。立正大学福岡克也教授は地域学会においてナショナル・トラスト運動の成立基盤に関してコメントを下さったし、千葉大学木原啓吉教授には調査結果を「ナショナル・トラスト」(三省堂, 1984)に早速引用していただいた。また京都府立大学学長四手井綱英教授は、対象地の自然的価値と参加行動に関して研究する必要性を示唆された。さらに文部省科学研究費補助金「環境政策の総合的評価・検討」班(代表:加藤一郎東京大学名誉教授(昭和57, 58年度), 橋本道夫筑波大学教授(昭和59年度)南アルプス林道班の筑波大学糸賀黎助教授, 信州大学菅原聡教授, 同伊藤精晤助教授からは自然保護の現場について教わることが多かったし、多くのはげましの言葉を頂いている。本研究の一部は日米民間環境会議のプロジェクトとして遂行されたが、この援助が調査を進めるのに不可欠であった。このプロジェクトの中で「日本のナショナル・トラスト運動」を担当した東海大学宇都宮深志教授・日本環境協会宇野佐専務理事(現国民休暇村協会常務理事)をはじめメンバーの方々には共同調査を通していくつもの示唆を頂いている。総合解析部青木陽二主任研究員には、「はじめに」の3で述べた経常研究「地域計画における自然環境保全に関する基礎的研究」を通じて、分収林に関する調査のきっかけをつくって頂いた。

調査票の印刷・発送・データパンチ等の調査に伴う補助作業は(株)サーベイリサーチセンター及び(株)関東情報サービスに委託して行った。調査結果の統計処理については総合解析部森口祐一研究員、自由回答の整理及び本報告書原稿整理については山根枝里子氏、後神千恵氏に、また、図の作成には田村しのぶ氏に負う所が多く、あわせて感謝の意を表したい。

なお本研究所の編集委員会レフェリーからは、一部、自然保護活動としてのナショナル・トラスト運動のとらえ方に対して筆者と見解の異なる部分もあったが、貴重なコメントをいただいたことに感謝したい。

概 要

昭和30年代から40年代にかけての自然保護に関する住民運動は、臨海部工業開発、スーパー林道など各種開発行為に対するいわば「抗議型」のものであったが、昭和40年代後半からナショナル・トラスト運動のようないわば「参加型」のものに変わりつつある。

既に自然保護の施策体系としては、統一性にかけるうらみはあるものの、自然環境保全法に理念をおく一連の法が、原生自然から都市内緑地に至るまでのスペクトラムをもって制定され確立している。その中でこうした住民運動が生起するにはそれなりの時代的背景があると思われる、またこれを自然保護の施策へ生かす方法を考える必要も生じている。

本研究はこうした観点から

- 1) 自然保護の住民運動がはたして国民の間に定着したものであるか否かをみきわめ
- 2) 自然保護施策の中に住民運動をどう取り入れるかについて考察するために

「ナショナル・トラスト運動」をケースとしてとりあげて、自然保護に関する住民の意向を把握しようとしたもので、あわせてナショナル・トラスト運動の進め方に対する示唆を行おうとするものである。

研究では、日本での代表的なナショナル・トラスト運動とされている、北海道斜里町の「知床国立公園内100平方メートル運動」と和歌山県「天神崎市民地主運動」を主対象とし、両運動への参加者各約2,200名へのアンケートで運動の推移、地域的分布、参加動機、居住環境での行動などを調べることによって、この運動の原動力と本質を把握した。また二つのナショナル・トラスト運動が出現するに至る背景の調査を行うとともに、諸外国及び日本の自然保護政策の中での住民運動発生の時代的背景について調査し、ナショナル・トラスト運動で代表される日本の自然保護住民運動の必然性と施策への位置づけについて論じた。

本研究における主な結論としては

- 1) ナショナル・トラスト運動のような住民参加型の運動は、自然保護運動の新しい形態とみなされる。
- 2) ナショナル・トラスト運動は、地域的、階層的に広く広がっている。参加への動機としては貴重な自然を残したい、身の回りの自然が失われることに対する危惧などが主である。二つの運動は参加者層、動機などでやや性格を異にしている。
- 3) こうした住民運動は所得の向上、急激な開発や都市化等を背景に現状の自然保護施策の手のまわらぬ所を補完する形で現れた必然的な流れと思われる。
- 4) ナショナル・トラストのような住民運動は国民の間に定着しつつあると考えられ、自然保

護政策のスペクトラムのうちに官民協調のひとつの形として取り入れられることが可能であろう。

本研究の特色は、ナショナル・トラスト運動の支持主体である参加者を探り針 (probe) にした、自然保護の需要側に対するはじめての本格的な調査研究であること、及び、二つの運動の比較、諸外国の歴史的流れとの比較によって運動の性格を明確にし、その時代的背景をとらえたところにある。

成果報告一覧

〔印刷発表〕

1. 北島能房 (1982) : 環境資源論と経済学. 季刊環境研究, **37**, 25-35.
2. 北島能房 (1983) : 森林環境保全の経済学的一考察. 季刊環境研究, **44**, 15-30.
3. 西岡秀三 (1983) : 居住環境保全に向けての生活者行動分析. 環境情報科学, **12**(1), 65-75.
4. 西岡秀三・北島能房 (1984) : 知床と天神崎—ナショナル・トラスト運動参加者とその意識. 地域開発, **233**, 73-88.
5. 北島能房・西岡秀三 (1984) : ナショナル・トラスト運動参加者にみる価値意識と参加行動の地域分析—知床と天神崎—. 環境情報科学, **13** (2), 2-11.
6. 北島能房・西岡秀三 (1984) : 自然保護の需要行動に関する経済分析—知床国立公園内100m²運動を例として—. 地域学研究, **14**, 79-99.
7. 宇都宮深志・宇野 佐・北島能房・西岡秀三・若林敬子・恵 小百合・妹尾雅夫 (1984) : 日本のナショナル・トラスト運動. 日本における歴史的・文化的及び自然的遺産の保全, 日米民間環境会議・日本側組織合同委員会, 日本環境協会.
8. 北島能房 (1984) : 森林資源と自然環境をめぐる諸問題. 平和学の数量的方法. 169-203. 日本平和学会編集委員会編. 早稲田大学出版部.

〔口頭発表〕

1. 北島能房・西岡秀三 (1983) : 自然環境保全におけるナショナル・トラスト運動の役割に関する実証的研究—その1. 第20回地域学会国内大会, (東京).
2. 西岡秀三・北島能房 (1984) : 国立公園経営基盤の分析. 日本計画行政学会第7回全国大会, (筑波).
3. Kitabatake, Y. and S. Nishioka (1984): Economic Analysis of the 100 Square Meters Movement in Shiretoko National Park. Tsukuba Workshop in Regional Science. (Tsukuba).

第1章 自然環境保全の歴史におけるナショナル・トラスト 運動出現の背景

「知床国立公園内100平方メートル運動」や「天神崎市民地主運動」に代表されるように、多数の人々が身銭を切って自然保護のために土地買い取り運動に参加するという形の自然保護運動に対して関心が高まっている。しかしながら、国土の自然環境保全という観点からみて、こういったナショナル・トラスト運動がどのように位置づけられていくのかについてはいまだ定かではない面がある。

そこで本章では、第1に我が国の自然環境保全の仕組みに影響を与えてきたと思われるイギリス、アメリカ、ドイツの仕組みのうち、ナショナル・トラスト制度に関係深い前二者を例にとり、自然保護関連制度の生い立ちを整理することを試みる。ナショナル・トラスト運動が偶発的所産として生じたのではなく、それなりの社会的背景のもとで生じたことを見るには、イギリスにおける自然保護関連制度の生い立ちが参考になるとと思われる。また、我が国の国立公園制度の模範としても、また、国立公園管理に対する林野部門と公園部門との考えかたの違いを理解するためにも、米国における自然保護関連制度の歴史が参考になるとと思われる。

第2として、イギリス、アメリカとの関連において、我が国の自然保護制度ないし運動の歩みについて概観するとともに、現在かかえている問題点をいくつか指摘し、ナショナル・トラスト運動出現の歴史的背景を明らかにする。

これを踏まえて第3には、我が国においてナショナル・トラスト運動が新しい形の自然保護運動の流れであることを示す。

1.1 イギリス、アメリカにおける自然環境保全関連制度成立の経緯と背景

1.1.1 イギリス、特にイングランドを例として

(1) ナショナル・トラスト*

19世紀中頃のイギリスでは、自由放任主義一辺倒の考え方が徐々に改められていった (Richards & Quick, 1967)。一連の公衆衛生法の制定は、都市における公衆衛生の向上に行政が積極的に介入していった例であるが、共有地の囲い込みについても批判が高まっていった。当時の都市の共有地は、田舎へでかける機会も金もない貧しい人々の唯一のレクリエーションの場として使われていた。こうした共有地の囲い込みに反対して1865年に設立されたのが共有地保全協会であるが、この協会

*ナショナル・トラストに関する議論は、大部分、Sheail(1976)、58-60 によっている。

の活動は、よき指導者のもとにまとまりのある団体は有効な圧力団体の役割を演じうることを、いくつかの著名な共有地の保存に成功するという実績をもって示したのである。

ところがこの協会は会社組織ではなかったので、土地や入会権を買いとることはできなかった。協会の運動の限界を痛感していた協会の名譽事務弁護士ロバート・ハンター卿は、国民の利益のために土地、建物や共有権を購入したり、寄贈を受けたりすることのできる土地会社の設立を、1884年に呼びかけたのである。彼の呼びかけは、著名な住宅改良運動家であったオクタビア・ヒル女史（スミス, 1977; Allison, 1975）の熱烈な賛同を得て、1885年末までにそのような組織をナショナル・トラストと呼ぶこととなった。一方、牧師キャノン・ローンズリーは、風光明媚な湖畔地方の主要な活動家であったが、いくつかの領地が売りに出されているのを見て、たとえそれらが公共の寄附金によって購入されたとしても、それらを国民のために管理し維持していくことのできる組織のないことに気づくとともに、ナショナル・トラストがこの任務にピッタリであると思いついたのである。そこで1893年夏に3人は相語らって、国家に寄附された所有物の永久の保護者として活動することを目的とした、「史的名勝や自然的景勝地のためのナショナル・トラスト」を設立することにしたのである。設立に際して定款を起草するために、1891年に米国マサチューセッツ州において、公共の利益のために土地を保存する目的で設立された“Trustees of Public Preservation”の定款が詳細に調査された*。

このような作業を経て、ナショナル・トラストは会社法(Companies' Act of 1894)による慈善団体として登録された。その後、1906年までにトラストは24の財産を手に入れたが、それらへの一般のアクセスを制限する必要にかられていた。そのため、ハンター卿は、トラストに内規を作成する権利を与える内容をもった法案を議会に提出した。この法案は1907年に反対なしで可決されたが、最も重要な部分は、保全の対象となる資産を譲渡不能と宣言する権利をトラストに与えたことである。また、この法案によって入場料を徴収することが可能となった。

(2) 鳥獣保護**

イギリスにおける鳥獣保護運動は、1824年の動物虐待防止協会(RSPCA)の設立をもってはじまる。この協会の活動目的は、馬や牛等の家畜への虐待防止であったが、当時、庶民のレクリエーション・センターであったパブでは、闘鶏やクマイじめ等の伝統的な動物虐待ゲーム(見市, 1982)が行われていた。協会はこの廃止を強く呼びかけるとともに、立法運動を進めた結果、1835年の法律によって協会の査察官にクマイじめや闘鶏といった行為を罰する権利が与えられた。一方、18世紀以来元込め式の二連発銃が普及し、多数の動物が殺せるようになったこともあって、19世紀後半にかけて鳥の数が激減していった。このような背景のもとで、RSPCAは野鳥及びその巣や卵の保護に

*この制度については、宇都宮深志(1984)に詳しい。なお宇都宮教授はイギリスのナショナル・トラスト制度の原型はこの制度にあるとしている。

**本節は大部分、Sheail(1976) 1章～3章に基づいている。

活動の重点を移していった。さらに、RSPCAの活動は、その後、1889年に設立された鳥類保護協会さらにその後身である王立鳥類保護協会(RSPB)に引き継がれていった。

ここで重要なことは、RSPCAをはじめとする19世紀の動物保護運動団体の運動方針の特徴である。すなわち、人間行動を制御するには立法措置が最も効果的な方法であり、補完的な方法として教育や宣伝は法律の効果を高め、意識の向上に役立つものであるが、自然保留地(Nature reserve)の設置は一時しのぎのものであって、費用ばかりかかってあまり効果がないと信じられていたことである。この運動方針に基づいて立法化の試みが次から次へとなされていったのである。まず1869年の海鳥保護法によって32種の海鳥について一定の禁猟期間をもうけることとした。次に1872年の野生鳥類保護法によって79種の指定された野鳥について一定の禁猟期間をもうけることとしたが、鳥を売って得られる利益より罰金が安かったためあまり効果はなかった。その後1880年には新しい野生鳥類保護法が制定され、すべての鳥について3月1日から8月1日まで禁猟としたのである。ところが卵の採集をとめることができなかつたので、1894年の法律によって自治体(県、特別市)に2種類の保護方法から選ばせる権利を与えることにした：1) 指定された鳥類とその卵を保護する方法；2) すべての種類の保護のために地域を指定する方法。ところが前者は沢山の卵の中から指定された種類の卵を認定することが難しいという難点があり、後者は密猟者にねらわれやすいという欠点があった。1902年には不法にとられた鳥や卵を没収するという法律が制定され、罰金の方が売却利益より安いことによる弊害はなくなった。その後は1904年、1925年と長柄のわな(pole trap)や鳥もち(bird lime)の使用や、おとり鳥を使うことなどが法律によって禁止されていった。このように19世紀から20世紀にかけてのRSPCAやRSPBによる鳥獣保護運動は立法活動に重点をおいていたが、第1次大戦後になると立法重視の姿勢が変わっていった。その理由は二つある。一つは制定された法律の執行効果に疑問がもたれたことである。RSPBは野生鳥類保護法の違反件数を年代順にまとめているが、それをみても1896年から1900年が、284件、1901年から1905年が440件、1906年から1910年が310件、1911年から1915年が202件、1916年から1920年が96件という具合に件数が少ないばかりか減少してきているという実績である。第2は、土地利用や農業のやり方の変化によって野生生物の生息域が破壊されだしたことである。すなわち、野生生物の生息地はこれまでほとんど商品価値をもっていなかったが、それらがゴルフコース、工場、ポテト畑といったものに開発されだしたことである。また、湿地帯が排水され耕地となったり、草場が開墾され輪作田となってきたため、牧草や草地、湿地帯に固有の植物や動物が消滅していったのである。

このような理由のために、鳥獣保護運動は土地を買い取ることによって守るという方向に動き出すとともに、ナショナル・トラストとの連繋を強めていこうとするのである。この動きを促進したのは、1912年に設立された自然保留地振興協会(SPNR)であった。この協会は、ナチュラリストにとって関心の高い財産を購入する方向でナショナル・トラストを助けていこうとするものであった。

(3) 国立公園と自然保留地*

イギリスにおける国立公園制度をもたらした動きは二つある。その一つは野外レクリエーションの関心の高まりである。19世紀から20世紀にかけて、労働時間の短縮がなされて余暇時間が増大したことで、自転車や自動車といった交通手段が普及し出したために、都会から農村へでかける人の数が急激に増えていった。このため、野山を潤歩することを目的とする趣味の団体が続々と設立された。例えば1905年設立の Federation of Rambling Clubs は、1931年までに4万人の会員数をもつようになっていた。ところが山林と草地はほとんど私有地として囲い込まれているため、こういった土地を所有者の意志に関係なく潤歩できればいいという要望は強かったが、潤歩することを許可する法案は、1884、1908、1926、1927、1931年といずれも成立しなかった。

もう一つは、前節でも述べたように、野生生物生息域とか農村における素晴らしい景観といったものへの危機が増大してきたことである。この対策として、ナショナル・トラストとの関係が強められていったのであるが、トラストは1940年代までに、100の農園、480の領主館を含む多数の財産をかかえていて、この管理に手が一杯でより積極的な行動をとりにくい状況にあった。さらに、ナチュラルリストの団体である SPNR が購入してほしいとして提出していた273の地域リストが、トラストによってあまり利用されなかったということもトラストへの失望感を高めた。このような二つの理由のために、自然保留地を含む国立公園制度への関心が高まっていったのをうけて、1929年に農業大臣アディソンを委員長とするアディソン委員会が設立され、国立公園の必要性について調査することとなった。委員会では、国立公園の設置目的に関して自然保護派とレクリエーション派の対立が明らかになった。ナショナル・トラストの代表は、国立公園設置の目的は保存が第1で、アクセスは第2であると主張したのに対して、レクリエーション派は、国立公園はもっぱらレクリエーション利用に供すべきであり、それゆえ公園は人口集中地区の近くに設置すべきであると主張したのである。

このような討論の過程で、アメリカの国立公園を真似するのは無理であることが明らかになってきた。なぜなら、アメリカの国立公園は広大なため、快適なホテルにジャズバンドという要求と、内気な動物達にかくれ家を提供するという要求が両立しうるが、イギリスのは必然的にもっと小規模にならざるを得ず、ナチュラルリストの要求とレクリエーション派の要求の両方を満足することは無理がある。このような難しい議論を経て、アディソン委員会は1931年の報告書で一連の国立公園を設置すべきことを勧告したのである。公園設置の目的としては、1) 貴重な自然地域を乱開発及び略奪から守るため、2) 自然の景勝地への歩行者のアクセス手段を改良するため、3) 植生及び動物相の保護のための措置を促進するため、の三つがあげられた。委員会勧告は、その後国の財政事情が悪化したこともあってしばらく棚上げになってしまった。

国立公園設置の運動が再び高まるのは第2次大戦に入ってからであるが、その間に二つの出来事

*本節は Sheail(1967)、4章～8章に基づいている。

があった。一つは、1937年の法律によって、ナショナル・トラストが土地・建物を保護するための手段の強化が税制面からはかられたことである。もう一つは、1936年に、森林委員会 (Forestry Commission) の所有する国有地に国立森林公園 (National Forest Park) が設置されたことである。イギリスは木材の供給を外国に頼っていたが、第1次大戦によってその不利を悟り、1919年に森林委員会が設置され、1939年までに71.5万エーカーの土地が国有地として購入されていた。このうち7.85万エーカーが1940年までに国立森林公園とされ、野外レクリエーションの主要な場となったのである。

第2次大戦に入るとともに、戦争によって破壊された市街地の再建のための計画づくりが政府の手によって精力的に進められた。この過程で、住宅に対する人々の要求の向上や広い幅員の道路といった要求を満たすためには、必然的に人々をして農村地方に新しい住宅を求めさせ、工場もまた郊外に移らざるを得ないであろうと予想されるとともに、どんな都市計画も農村計画と関連づけて考えなければならないことが明らかになってきた。それとともに国立公園と自然保留地を含んだ形で戦後の国土利用計画を立案していこうとする考えが政府部内でかたまっていた。このような政府の動きに合わせて、1942年には民間の自然保留地調査委員会 (NRIC) が設けられるとともに、どこに自然保留地を設定するかといったことに関して調査活動を開始した。さらに1943年には、イギリス生態学会はタンスリーを委員長として、自然保留地の必要性について調査を開始した。特にタンスリーは1943年から1945年にかけて一般誌への投稿や本の出版によって自然保留地の必要性に関して啓蒙活動を盛んに行ったが、必要性として三つの理由をあげている：1) 自然の景勝地であるとともに、現代生活の緊張から開放され自然のままの農村を思う存分味わうことによって深い感動が得られること；2) 科学的価値があり、それらは本質的に経済的意味あいをもっている；3) 広い意味において教育のための手立てになる、の三つである。ここで指摘しておかねばならないのは、イギリスの自然保留地の考えは、我が国の自然環境保全法に基づく (原生) 自然環境保全地域選定の理念* (できるだけ人為の影響が少なく自然度の高い地域) よりも広く、人間とのかかわりで保たれている動植物相の特徴を保存しようとする側面をもっていることである。例えば1944年に出されたイギリス生態学会の声明は次のようにいっている：「ほとんどの動植物のコミュニティは人間が自然遷移の過程にストップをかけたがゆえにできてきたのである。彼等の存在は、放牧、焼き畑、草刈り、択伐、雑木林化 (Coppicing) といった行為に負っている。それゆえ、こういった行為がなくなると、再び自然遷移がとってかわり、貴重な動植物のコミュニティはなくなってしまうであろう。」それゆえ、すべての自然保留地に適用可能な単一の管理プログラムといったものはなく、個々の自然保留地の保護目的及び土壌、水系、野生生物相の特徴に応じて決められるべきものとされたのである。

戦中から戦後にかけて行われた、土地利用計画派、レクリエーション派、自然保留地派間の数多

*これについては、例えば糸賀 (1976) を参照されたい。

くのやりとりの後、1949年に「国立公園及び農村地域へのアクセスに関する法律」が制定された。この法律によって、1) 野外レクリエーションのための機会の提供及び自然的景勝の保護のために国立公園を指定することに関して、地方自治体(州会)に助言する役割を果たす組織として、国立公園委員会が設置されること、2) イギリスにおける自然植生や動植物の保全とコントロールに関して政府に科学的助言を与え、かつ、イギリスにおける自然保留地を設定し、維持し、管理するために勅許状(royal charter)をもつ自然管理委員会(Nature Conservancy)が設置される、こととなった。

1.1.2 米 国

(1) 国立公園と国有林*

独立戦争後の1781年、東部13州によって憲法が制定されたが、これを機会に各州が西部にもっていた土地の所有権が連邦政府に委譲された。これらの土地は、1785年以降、独立戦争の借金を支払うために民間に売却されたのだが、1817年の法律によって、海軍力増強のための木材を確保するために連邦政府が売却予定の公有地に国有森林保留地を設定することが議会によって認められた。その後1867年にアラスカをロシアから購入したときには、公有地は4.05億ヘクタールになっていた。これらの土地は1891年までにほとんどすべて民間に払い下げられてしまうのであるが、木材業者が五大湖周辺の森林伐採にやっきになっていた1872年3月1日にグラント大統領がイエローストーン国立公園法にサインしたのである。画家で探検家のカトリンが1832年に国民公園の設置を提唱してから40年後に、世界で初めての国立公園が誕生したのである。200万エーカーという大面積の国立公園の設置が可能であったのは、公園の数百マイル圏内に鉄道もなく、開拓者や木材業者の目がこの地域にまで向いていなかったことによるところが大きい。

1877年には公園利用のための規則が定められたが、これによって公園内でレクリエーション又は観光客や住民の食糧用として以外の狩猟、罠をしかけること(trapping)や魚つりが禁止され、また、獲物を公園外の人々に売ることも禁止された。また、木材の伐採は許可制とし、何人も公園内に永久に住むことはできないといったことなどが定められたが、これらを効果あるものにするにはかなりの人手と費用が必要であった。1878年、議会はイエローストーン国立公園の保護、保存と改良のためにはじめて2万ドルの支出を決定し、その後数年間にわたって若干の支出が行われたが、道路建設と1名の管理人を雇うことができただけであった。このように管理人も少なく、また公園の境界がはっきりしていなかったため、豊富にいる動物がねらわれ出したこともあって、国立公園管理の評判が悪くなったために、1886年議会は予算を認めなかった。このため、内務省の要請により陸軍がイエローストーン国立公園の保護に当たることになり、これ以後30年間陸軍による公園管理の時代に入るのである。

一方、公有地は1862年の Homestead Act によって入植者や鉄道会社に譲られていくとともに、

*国立公園に関しては、ISE(1979)を参考にしている。また、森林利用ないし国有林の歴史に関しては Rakestraw(1979)、Young(1982)、Holliday(1972)、Pinkett(1970)を参考にしている。

1878年の森林伐採法 (Timber Cutting Act) によって、鉱山や民生用に連邦有林の木材が無償で伐採されていった。こういった森林資源の急激な開発に対して徐々に人々の批判が高まっていったが、その背景に都市における公共サービスの増加がある。上水等のユーティリティや市場、公園といったものはもともと民間人によって提供されていたが、サービスの質や信頼性に難があったため、徐々に自治体が建設、運営、所有するようになった。また、ほとんどの都市は上水の供給を公有地である森林地帯に頼っていたので、これらが連邦政府によって守られることを望むようになったのである。こうした、人々の意識の変化の背景には、造園学や地理学といった科学的知識の普及やシェラクラブやオーデュボン協会といった自然保護団体の活動も見逃せない。

このような動きをうけて、まず1886年農務省内に林野部が設置されて森林に関する統計情報の収集に当たることになった。次に、1891年の法律によって大統領に保護林を設定する権限が与えられ、法律制定後の2年間で西部諸州とアラスカにおいて16の保護林(1700万エーカー)が設けられた。この保護林においては、開拓行為や無許可の森林伐採は禁止されていたが、火事や盗伐、羊の無断侵入といったものから保護林を守るには、管理者である内務省国有地管理局は弱体であった。しかも、陸軍に管理をゆだねるという内務省の考えも憲法違反の疑いありとして退けられてしまった。このようにときに農務省林野部長に就任したのがピンチョットである。内務省国有地管理局は保護林についての行政権限をもっていたが、森林の扱いを知っている林務官は一人もいなかった。これに反して農務省林野部には林務官はいたが、働くための森林がなかった。このような状況のもとで、ピンチョットは林務官に実務経験をもたすために、民間の森林所有者に呼び掛けて森林施業の指導を申し出たのである。民間林家においても、自由に切れる森林がなくなってきていることを悟っていたので、ピンチョットの呼掛けに答えて、これまでの伐採して逃げ出すという施業方法から、将来をみて大事に木材を伐り出していこうとする施業方法にのりかえる人々がでてきたのである。このような実績を背景として、林野部は徐々に保護林に関する内務省の権限を侵食していったが、ついに1905年保護林は農務省管轄の国有林(National Forest)となり、林務部が国有林の管理に当たることとなって名前も National Forest Service となったのである。

ピンチョットらの考えは、森林を資源としてとらえ、この資源の賢明な利用を目指すというものであり、功利的保全派(utitarian conservationist)と呼ばれるものである。一方、シェラクラブを創設したジョン・ミュアーらの考えは、自然は資源として扱われてはならず、自然的景勝や景観を木材業者や鉱山林業者から守ることに全力をそそぐというもので審美的保全派(aesthetic conservationist)ないし保存派(preservationist)と呼ばれるものである(Young, 1982; Holliday, 1972)。20世紀に入ると、国立公園の扱いに関してこの二つの見解間での論争が激しくなってきたのである。ピンチョットは、ドイツにおける森林管理を模範として、国立公園と国有林を統合することを提唱したのに対して、保存派は国立公園を管理する国有の Agency の設置を望んだのである。この論争は最終的には保存派の勝利となり、1916年に国立公園法が制定されたのである。これによって、内務省の中に National Park Service を設置して、30年間にわたる陸軍管理に代わって、国立公

園の管理に当たることになったのである。

(2) センパーバイレンス・ファンド*

19世紀から20世紀にかけてのカリフォルニア州には二つの自然保護運動があった。一つは連邦政府の手で保護しようとするもので、もう一つはカリフォルニア州民の手で保護しようとするものであった。前者はミューアに指導されるものであるが、ヨセミテ州立公園を国立公園に編入しようとするものであった。この公園は1864年にリンカーン大統領によってカリフォルニア州立公園に指定されたものであるが、羊飼いや木材業者に荒されかかっていたのである。この運動は1906年に国立公園に編入されて勝利となった。もう一つの運動は、芸術家で自然保護活動家であったヒルを中心にして1900年に創設されたセンパーバイレンス・クラブによるもので、木材業者に荒されかかっていた沿岸地方のアメリカ杉を守ろうとする運動である。この運動は、1901年に Big Basin 区域をカリフォルニア州議会で議決してできた最初の州立公園 (California Redwood Park) とすることで成功したのである。

センパーバイレンス・クラブは1968年に名称をセンパーバイレンス・ファンドと改めて、本格的なトラスト活動をはじめたのである。これは非営利団体で、その活動目的は Big Basin を含む二つの州立公園内の民有地を買いとることである。このために民間からの拠金額と同じ額を州が支出するという一種の定率補助金 (matching grant) の制度がとられており、我が国にも参考になる制度である。

1.2 日本における自然保護の経緯と課題

1.2.1 国立公園制度と自然環境保全**

日本における国立公園・自然保護制度については三期に分けて考えられる。

第一期は昭和6年の国立公園制度制定前後の時期である。国立公園選定に当たっての指針として、国を代表する風景であること、多数人の利用が可能なこと、土地所有に無関係に指定できることなどがこの制度で定められており、この「景観中心」、「利用重点」、「地域制」といった考えかたは現在も国立公園制度の中核として残されている。制定以前の明治45年には既に「日光ヲ帝国公園トナスノ請願」が帝国議会で採択されており、その後「国立公園は利用を中心として考えるべきである」とする田村剛博士と、「天然記念物保護区域である」とする上原敬二博士の論争を経て昭和6年の制定に至ったのである。制定に当たっては1877年の米国国立公園制度が手本とされたが、米国と異なり狭隘稠密な国土に米国型營造物制度を持ち込むことはできず、明治30年森林法、大正8年都市計画法などでとられたドイツ法的「公用制限」の考え方を取り入れ、「地域制」の国立公園となったものであるが、どういうものを国立公園とするかという点では原生自然を重視するアメリカ型を

*この節は Olson (1977) によっている。

**本節は、環境庁自然保護局 (1981) を参考にしてている。

とっている。この制度のもとで戦前12箇所の国立公園が指定されている。

第二期は終戦から昭和40年前後までである。この時期観光立国・地域開発の目標をかかげて合計27にまで国立公園の指定がなされ、個人所得の増加と伴って急激な観光ブームを呼んだ。こうした観光開発のゆきすぎや産業振興による自然破壊に対し、多くの市民運動が起こり自然保護運動の高まりがみられた(図1.1)。

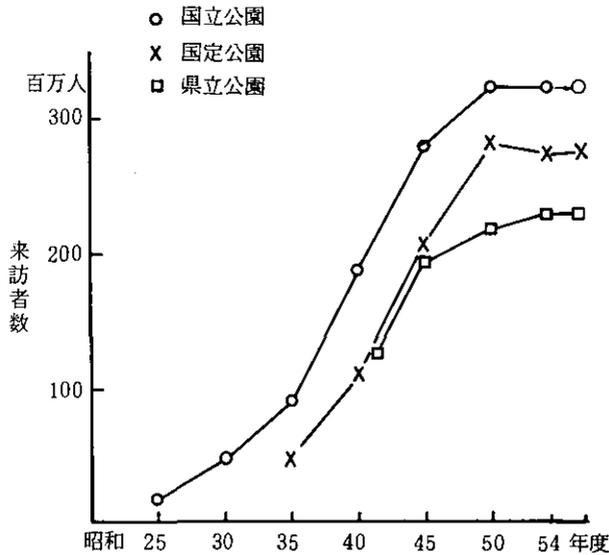


図1.1 自然公園来訪者推移

第三期は昭和47年自然環境保全法、自然環境保全基本方針制定以降である。昭和43年自然公園審議会答申中すでに、経済成長に伴う国土開発が自然環境を失わせつつあることに鑑み、自然の保護に重点を置くべきであることが述べられている。この自然環境保全法により、昭和32年自然公園法で統合された国立・国定・県立自然公園制度とあわせた、原生林から身近な自然までを対象とする自然保護の制度が確立したのである。自然環境保全基本方針の中では、自然の価値として学術上・文化上の価値、レクリエーション機能、生産力保全能力、環境保全能力等を認めている。さらに昭和49年に制定された国土利用計画法によって、自然環境の適正な保全に留意した土地利用の規制と誘導がはかれることになり実行面でも一歩をふみだした。

なお昭和42年には都道府県の自然公園内土地買上に対する1/2補助が、昭和47年からは交付公債による国立公園内民有地買上げ制度がスタートした。

1.2.2 鳥獣保護制度

我が国において鳥獣保護思想が法律上明確にされたのは昭和38年で、それまでの狩猟法が改正され鳥獣保護及狩猟に関する法律となった時点である。元来日本には仏教の殺生戒からくる無益な殺生をよしとしない風習があり、古くは奈良時代から江戸時代に至るまで何度も殺生禁断令が出されている。また時の権力者による御猟場、御留場の設置も鳥獣保護に利する所大であった。明治に入ってこの反動で市中においても狩猟が行われるまでになり、明治5年銃砲取締規則、6年鳥獣猟規則等が布告されたが、これらはいずれも保安上の規則であり保護の考えは入っていない。この間の乱獲により、トキ、ツル、コウノトリ、ハクチョウなど鳥獣の減少ははなはだしかった。この鳥類減少にたいして大正7年現行法の基礎となる狩猟法が制定された。法の狙いは狩猟規則の確立にあたったが、中に一部盛りこまれた鳥獣保護に関する考え方は、農林業生産に益するものとしての鳥獣維持にあった。

昭和20年終戦と共に米国GHQによる指導が強まり、英米による愛鳥思想が導入され、バードデイの設定・愛鳥思想の普及等が昭和22年設立された日本鳥獣保護連盟の手で行われた。昭和37年の鳥獣審議会答申で、鳥獣は国民の共有財産であり、産業上有益なるのみならず国民の生活環境を美化するものであると位置づけ、それが昭和38年の法律名称の変更へとつながっている。またここで特殊な鳥類の保護繁殖を図るために土地買い取り制度を設けるべきだとの提言もあり、昭和38年からの農林省による新潟県佐渡島のトキ生息地国有林化、昭和51年環境庁による秋田県八郎潟オオセッカ生息地公有地化が実現している。

この間にも鳥類は減少を続けており狩猟鳥類捕獲状況からみると、昭和56年にはこれまでのピークであった昭和45年における捕獲数の半分を下まわるまでに至っている(環境庁、1982)。

1.2.3 民間における自然保護の動き*

国民の間に自然保護の考えが本格的に顕在化したのは昭和40年代に至ってからである。江戸時代以前にあった物見遊山・湯治などを通じての自然への親しみや戦前から戦後にかけての観光資源としての国立公園設置運動はあっても、自然保護に対して一般国民が積極的な運動をすすめたことはなかったといつてよい。

昭和24年ダム計画に対し景観保護のため尾瀬ヶ原保存期成同盟がつくられたのが自然保護運動の始まりといわれている。昭和30年代高度成長により観光旅行はブームとなり、国民が風景と親しむ機会は増えたけれど、観光開発や臨海工業地帯の開発により多くの自然が失われ、また急激な都市化によって都市内の自然が減少し、これらに対する危機感が広く生じた。尾瀬道路、石鎚・連峰・南ア・大雪山等のスカイライン・スーパー林道に対する反対運動、入浜権運動など各地で自然環境

*民間の自然保護の動きについては、日本自然保護協会、日本野鳥の会、観光資源保護財団、斜里町役場、天神崎保全市民協議会、南アルプス林道関係者、環境庁自然保護局等へのヒアリング及び提供された資料に基づいている。

破壊に対する反対運動が起こり、自然保護団体・研究会・同好会の多くがこの40年代に生まれ50年代にも続いている(図1.2)*。昭和46年には自然保護運動の大同団結をはかって全国自然保護連合が結成されたが、こうした運動の多くはかならずしも成功裡に終わったわけではなく、現在はいわば自然保護運動の再編成期に当たっているといえる。

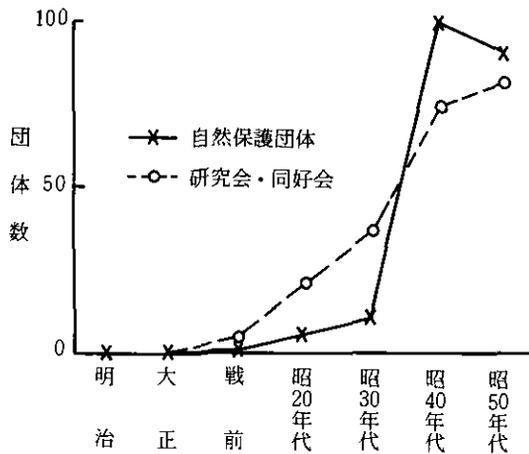


図1.2 設立年代別自然保護団体、研究会・同好会の団体数の推移 (日本自然保護協会, 1982)

こうした顕在的な運動とは距離はあるが、国民の自然嗜好のあらわれとして、例えば野鳥への親しみの拡大についてみてみる。昭和9年に創立された日本野鳥の会は、昭和45年まで会員数2,000人を維持してきた。昭和45年財団法人化と共に活動を強化した結果急激に会員数を増やし、現在会員13,000人を擁して日本の自然保護団体中最大級の組織となっている(図1.3)。日本野鳥の会は昭和50年ノグチゲラの生息地土地買い上げ運動を行い、52年からはサンクチュアリ計画のための募金をはじめ、56年ウトナイ湖畔に第一号サンクチュアリを設置するなどのナショナル・トラスト運動類似活動を行い積極的な鳥獣保護活動を展開している。

我が国におけるナショナル・トラスト活動の最初は、発起人の一人である大仏次郎氏が英国のナショナル・トラストにその範を求めた昭和39年鎌倉風致保存会の運動がその先駆であるとされる(木原, 1982)。観光資源保護財団(日本ナショナル・トラスト)も英国ナショナル・トラスト運動を手本として昭和43年に設立され、主に町並み保全への補助を中心に活動している。

現在ナショナル・トラスト的に土地買い取りをすすめているのは、北海道斜里町の「しれとこ国立公園内100平方メートル運動」、和歌山県田辺市の「天神崎市民地主運動」、北海道小清水町の「オ

*日本自然保護協会では、昭和57年度環境庁委託研究により「我が国の自然保護活動の実態に関する研究報告書」をまとめているが、その中で国公立機関の他に1,427の民間自然保護団体研究会・同好会に対してその設立年次・活動状況・年齢構成などについて調査している。

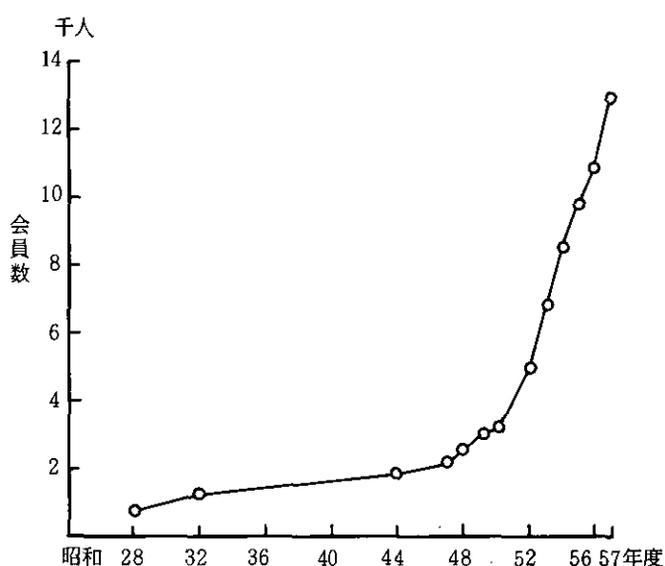


図 1.3 日本野鳥の会会員数推移

ホーツクの村づくり」などである。

「知床」では戦前現地に入植した開拓民が立地条件の悪さから離農し、昭和47～48年の土地ブームでその土地が不動産業者に買い占められはじめたことから、町が一部の買い上げをはかり、これを全国的な支援のもとで保全しようとしているもので、「知床で夢を買いませんか」をキャッチフレーズに100m²当たり8,000円で全国に寄金を呼びかけ、昭和58年1月現在約16,000人の賛同をえている。

「天神崎」は市民に親しまれている県立自然公園第三種特別地域が、昭和49年の別荘ブームで不動産業者に買い取られ開発が進められようとしたため、海岸一体の自然破壊をおそれた地元市民が全国に募金を呼び掛けて土地を買い戻そうとしており、現在のところ賛同者は約9,000人にのぼっている。運動の一環として天神崎の生物を対象にした自然観察会など息の長い自然保護教育も行っている。運動の結果一部の土地については募金と県・市の出資により買上に成功し公有地化している。

こうした多人数の参加をもとめた土地買上げによる自然保護運動の進め方に対し、環境庁ナショナル・トラスト研究会は昭和58年8月報告書(環境庁自然保護局, 1983)を出し、ナショナル・トラスト運動への地方自治体の参加をうながしている。

1.2.4 現時点での課題

以上のような経緯を経て、現段階の自然保護の推進にはいくつかの課題が残っている。

ひとつは実践及び科学的知識に裏づけられた理念の確立である。この意味でイギリスにおける自

自然保護活動の歴史は興味深い。次に自然保護の要求が国民にどのように根付いているのかの把握である。最後に自然保護行政が国立公園中心から身近な自然の保護へと守備範囲を広げつつある中で、行政と市民の役割分担をどうするかルールづくりである。

第一の理念については自然環境保全基本方針の中でも述べられているが、大井道夫氏(1982)は自然保護の目的として、象徴性の保護・学術性の保全・未知性の保留・レクリエーション機能の保有・環境保全性・資源性の保護などをあげている。こうした理念が一般国民に十分な説得力をもって受け入れられ、自然保護を考慮した適正な国土利用計画に組み入れられるようになるまでには、自然生態系に対する科学的調査研究とトラスト運動を含む各種自然保護運動でつちかわれた経験の交流が必要となろう。

第二の自然保護思想の国民への浸透についていえば、自然保護の背い手としての意識形成とその背景についての分析が必要である。民間における自然保護の背い手は戦前までは一部の文化人であった。国立公園制度制定の前には志賀重昂の日本風景論等が論議されたし、日本野鳥の会は中西悟堂、内田清之助、柳田国男、竹内栖鳳、山口蓬春らによって発起されたものである。戦後の一時期国立公園、鳥獣保護行政はGHQの強い指導のもとにおかれた。市民が表面に出てくるのは、昭和30年代後半から40年代にかけての大規模開発時代であるが、それも一部運動家の活動にとどまっている。果たしてどこまで一般国民が自然保護に支持を与えているか不明のままであるが、野鳥の会や自然保護団体参加者の年齢構成が20歳代後半から60歳代までで多くを占められていることから考えるとかなりの定着度合であるとも思われる。

こうしたこれまでの運動と比して、日本のナショナル・トラスト運動は一般の国民がいくらかの資金を出すという代償を支払ってまで自然を守るという意志を表明している点で、今後の自然保護運動の方向とポテンシャルを示すものとみなせよう。

自然保護の考え方が国民に定着するにはそれなりの歴史的・社会的背景がある。日本の自然保護運動の活発化と英国ナショナル・トラスト運動発足の背景を比較すると、産業の急激な成熟とそれに伴う人口の都市集中が引き金となっている点で明らかな共通点があるものの、勿論条件は全くは同じでない。この背景の分析、特に国民の意識行動の分析は今後の自然保護活動研究の一つの課題である。

自然環境保全法制定により法制度としては観光、風景保全から生態系保全へと一歩進んだわけであるが、国民にはその違いがどこまで浸透しているであろうか。野鳥の会では発足当時の文人墨客の「探鳥会」から、進んで野鳥の生息基盤である土地の確保に向けて運動を広げているし、多くの自然保護団体が自然観察会を続けるなど地道な生態系理解へ教育活動を広げている。昭和47年に始まって環境庁の自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査、環境庁(1982))も、調査に参加した民間自然保護ボランティアグループ活動の場を広めるとともに、国土利用計画作成に有用な情報を提供するに貢献している。

第三は国民の中に盛り上がった自然保護の要望をふまえて、行政と民間の分担をどうルールづけ

るかという問題である。今後公園行政だけでなく身近な自然の保護にも留意せねばならない行政にとって点から面へと広がった自然保護の仕事を行政のみではカバーしきれない状況になっている。特に営造物制度のもとで公園内のすべての維持運営管理を国立公園局が行う米国型と違って、地域制度のもとに許認可の権限に基づき土地利用についての調整を図ることにより指定地域内の風致景観を保護しようとしている我が国の現行公園制度のもとでは、自然環境の維持管理を続けるためには民間の力を借りる所が大いに出てくるであろう。こうした意味で英国ナショナル・トラストにみられるようなボランティアの生かし方、保存対象家屋に居住を許可し居住者に保全管理をまかせる方法などの仕組みに学ぶ所は多い。

こうしたいくつかの問題を明らかにし、現在の自然保護の動きを見極める上で日本のナショナル・トラスト運動はいくつもの含意を有している。それは「知床」運動にみられるような遠くの自然を保護するための多数の人の参加の例であり、「天神崎」運動にみられるような身近な生態系の保全を全面に出しての訴えへの国民の共感の例である。これらの運動に身銭をきって参加するまでに人々を駆り立てているものは何なのであろうか。国民と行政でつくりあげる新しい秩序の方向づけを行う上でも是非とも解明したい点である。ここにナショナル・トラスト参加者に関する調査を行う意味が存在するのである。

1.3 日本の新しい自然保護運動としてのナショナル・トラスト

「知床」や「天神崎」のような運動が日本における新しい型の自然保護運動とみられるのは何故であろうか。第一は、これだけ多くの人々が自分のふところから金を出す(身銭を切る)という行動で自然保護に参加しているという事実である。

自然のめぐみという言葉は、都市の生活ではもう不要のものとなりつつある。衣食住というが、綿は外国から入るし絹は縁遠い。米はありあまり小麦は輸入に頼る。野菜はスーパーで買うときに土がきれいに洗い取られている。水は水道をひねれば出てくる。住宅はといえば、鉄筋コンクリートやプレハブで工場で作られ木の香りにはふれることもない。緑がほしければ都市公園の植樹が目安をしてくれる。人間は技術で自然を排除し、自然に左右されない都市生活を生み出した。日常生活の中で自然の恩恵をうける必要はなくなっているかにみえる。それなのに個人の金を払って、しかも自分のものになるでもない土地を確保する必要がどこにあるのか。こうした現実に行進している自然との乖離に対して、一見逆行する動きであるという点でこの運動は新しい流れを示すとみていいのではなからうか。

それでもたまに山や海へ遊ぶとき、景色を楽しみ、すがすがしい空気を吸い込むとき、都市生活者でも自然のよさをしみじみ感ずる。こうした自然の恩恵は少数の人々が独占するものでなく、多数の人々が共に享受する性質のものである。であるから、第二に公共財的観点から自然保護をとらえれば、例えば、知床の100m²を買い上げるのに1口8,000円の醸金をしてもその土地は自分のものにならず、そのうえ運動が成功して知床の自然が守られたとしても、お金を出していない人々も

その恩恵をこうむる、いいかえれば醸金した人々の善意にただりできるというフリーライダーの問題が生じるのである。それゆえ、こういった公共財的性格を持つ自然保護の任務は、これまで主として行政の守備範囲に属するものとされ、自然公園法等の制度的枠組みのもとで、額の多寡に問題があったにしろ、一般財源から必要な費用が支払われてきたのである。そのために我々は税金を払っている。それなのに自らの懐をいためてまで自然公園の土地を買おうという人が増えているのである。これはまさに新しい運動の形態であるといえる。

第三は自然保護運動の主体の面での新しさである。前節にみたようにこれまでの日本の自然保護運動は、一部の知識人、文人墨客、研究者、活動家の仕事であった。国立公園行政に代表される自然保護及び利用のための計画や費用負担は政府の仕事であり、一般人は直接には参加していないといつてよい。昭和40年代に入り各地で開発のゆきすぎに対し多くの自然保護運動が盛んになったが、これとて地元で起こった問題に運動家加わった特殊なもので、一般人を積極的に取り込んだものではなかった。それがナショナル・トラスト運動では数万人を超える一般人が醸金をし賛同の意を示している。これまでの多くの自然保護運動と異なり、地域住民ないし地方自治体が地域の自然保護のために立ち上がっているのである。これはいくつかのスーパー林道反対運動にみられるように、自然の開発が当該地域住民によって支持され、地域外の住民の強い反対にあってきたのとは様相を異にしている。

このようにいくつかの点でナショナル・トラスト運動は従来の自然保護運動と形態を異にしているといつてよいであろう。

一般国民の自然保護に対する意識については、自然公園制度発足50周年を記念して総理府内閣総理大臣官房広報室(1981)が、昭和56年6月に15歳以上の全国民から3千人を無作為に選んで調査した「自然保護に関する世論調査」(以下総理府調査という)に示されている。自然保護は大切かという問に対して、調査対象2,417人の内2,217人の人が大切と答え、自然保護に関心をもつ人は73%に達している。しかし自分で何かの運動に参加している人は31%にすぎない。そのなかでナショナル・トラスト運動についても聞いている。それによれば、全回答者(2,417人)の約36%が「このような運動は我が国でも必要であり、呼掛けがあればお金を出してもよい」としているのに対して、「必要だとは思いますがお金を出そうとは思わない」(32.7%)、「必要とは思わない」(5.8%)、「関心がない」(8.7%)、「わからない」(16.5%)という具合に、かなりの人々がナショナル・トラスト運動に関心がない、ないしは協力的ではない、という結果が得られている。

さらに、前問に対して「必要だとは思いますがお金を出そうとは思わない」、「必要とは思わない」と答えた人々(931人)に、その理由を聞いた結果によれば、約半数(52.4%)が「そのような費用は国が出すべきであり、個人が負担すべきではないから」、31.5%が「まず、身の回りの自然を保護する運動の育成からはじめたほうがよいから」、11.3%が「人々がお金を出しあうような制度は日本の社会や国民性になじまないから」、残りの4.9%が「その他」や「わからない」となっている。このように約半数は国の役割だとなつておられるのに対して、約3分の1の人々は身近の自然保護優

先という考えを明らかにしている。

それでは、どのようにしたら全国民の間に運動の輪を広げていけるのであろうか、そして自然保護に関する制度的枠組や民間、行政の役割分担は今後どのようにしていけばよいのであろうか。また逆にこの調査の結果を楽観的にみれば、結局調査対象の約半分が金を出すなり身近な所での自然保護なりの意志をもっているということである。このことからみると、多くの人が自然保護に身銭を切っているというナショナル・トラスト運動は新しい自然保護の運動形態として定着したものといえるかも知れず、その運動の中に今後自然保護運動を進めていく際に学ぶべきことが多くあるに違いない。ナショナル・トラスト運動の参加者達を身銭を切ってまで他人の土地を守ろうとさせているものは何なのか。どこのどんな人達が何のきっかけで行動を起こしたのか。今後の運動にどのような要望をもっているのか。

こういった課題にアプローチするための参考資料を収集する目的で、筆者は、遠い自然のナショナル・トラスト運動の代表例として「知床国立公園内100平方メートル運動」(以下、「知床」と略す)を、身近の自然の代表例として「天神崎市民地主運動」(以下、「天神崎」と略す)を選び、それぞれ、運動推進者である斜里町役場及び天神崎保全市民協議会の協力を得て、運動参加者の特徴や意識について、調査を実施したのである。

第2章 日本のナショナル・トラスト運動とその周辺

前章に述べたように日本の自然保護における国民の参加は、自然保護の歴史の中でも新しく位置づけられるものであるが、その形態はさまざまである。本章では、この研究で対象とするナショナル・トラスト運動と呼ばれている「知床国立公園内100平方メートル運動」(以下「知床」と略すことがある)と天神崎市民地主運動(以下「天神崎」と略すことがある)の二つの運動について歴史と意義を概観する。また国民が醸金して自然を守るのに関連する例としては、もっぱら森林を対象として地主と不特定多数者とが立木の分収契約を結ぶ特定分収契約設定特別事業がある。これらは、それぞれ対象、参加者、目的がやや異なっており、対比させて分析することによってより一層ナショナル・トラストの性格が明確になると思われ、ここにふれておく。図2.1は二つの運動と、2.3節でとりあげる特定分収契約設定特別事業の対象地を示している。



図2.1 本研究で対象とするナショナル・トラスト運動等の位置

2.1 知床国立公園内100平方メートル運動

2.1.1 知床国立公園内100平方メートル運動の経過と沿革

「知床国立公園内100平方メートル運動」の展開されている北海道斜里町は、流水で名高いオホーツク海にある人口15,795人(昭和55年)の町である。町面積742.43km²の約6割が森林で、森林面積(430.8km²)に占める国有林の比率は32%になっている。また、町面積の約32%が知床国立公園内

にある。以下、運動の経緯と沿革を年表に沿って見てみる。

この運動の対象地である幌別・岩尾別に初めて開拓民が入植したのは大正年間であったが(表2.1「知床」年表参照)、本格的には、戦後、国の北海道開拓者集団入植施設計画に基づいて開拓者が団体入植し、約470haの原野が開墾された。この開墾地は、昭和39年の国立公園指定時には農地であったため、通常の開発行為は原則として許可される第3種特別地域に地域指定が行われた。その後昭和40年ごろまでに、開墾助成法に基づく国の成功検査に合格して多くの開墾地が開拓民の所有地として保存登記されたために、開拓民の所期の目的が達成されたことと、厳しい自然条件のため開墾地が農業に不向きなこともあって、開拓民の営農意欲は減退していった。こういった状態を見かねた斜里町(藤谷 豊町長―当時)は、開拓財産として担保していた薪炭備林地等の立木を売却し、その資金で斜里市街に住宅を建設し、開拓民に無償供与を行った。こういった町の援助もあって、昭和42年ごろまでに幌別・岩尾別の開拓民はすべて離農していった。

ところが昭和46年ごろからの土地ブームに乗って、当時放置されたままになっていた開墾跡地が土地業者や観光業者の手にわたりはじめた。このような動きに対応するために斜里町は、開拓地主に対して土地売却に慎重を期するように行政指導を行うとともに、特例として、土地開発公社の資金を用いて31haを買いあげた。また、午来 昌氏をはじめとする自然保護賛同者たち(その後、青い海と緑を守る会を結成)も身銭を切って土地の買い上げを行ったがそれにも限界があった。

ところが、昭和48年の石油ショックによって、さしもの土地投機ブームも下火になるとともに、開拓地主の中で売りそこなった人々が斜里町に対して土地の買上要請を行うようになった。これらの人々のなかには、町の行政指導に従って土地売却に慎重になって売りそこなった人々もいたため、町としても見すごすわけにはいかなかった。しかしながら、町単独で土地を買い上げる余裕はなく、また、昭和47年に発足した交付公債による買い上げ制度も、対象地が第3種特別地域のため見込みがなかった。

このような事態に苦慮していた当時の斜里町長藤谷豊氏は、朝日新聞「天声人語」欄で紹介されたイギリスのナショナル・トラスト運動に深い感銘を覚え、その方法を未買収地の買い上げ及び緑の再生に取り入れられないかと考えたのである。まもなく、1) 土地というものに対する国民の関心が高まった土地投機ブーム時代の惰性が残っているということと、高度経済成長時代の開発に対する反発という気持ちが国民の間に広がっている点に着目して、自然環境の復元のための精神地主になってもらうよう呼びかけよう、2) 地方自治体は寄附金の所得控除や買い取り地の町有化による固定資産税の特権を活用しうること、事務担当職員の人件費を節減できるという有利さがあるので運動主体は町でいこう、を2本柱とすることに町当局の意見がまとまったのである。

このような経緯を経て、知床100平方メートル運動は昭和52年3月、“知床で夢を買いませんか”をキャッチフレーズに開始された。その運動方法は、

- ① 買上予定面積を100m²単位とし分譲の形式をとるが、土地の分筆や所有権の移転登記はしないで斜里町が一括管理する。

表 2.1 斜里の歴史と知床100平方メートル運動年表

安永 4	1755	和人が斜里に漁場を開く
寛政 4	1792	ロシア使節ラックスマン根室に来航し通商を求める
文化 4	1807	ロシア艦隊エトロフ島シャナの南部、津軽両藩兵に発砲、幕府が斜里の警備を津軽藩に命ずる(9月に90名の津軽藩士到着)
文化 5	1808	津軽藩士斜里を引き揚げる
明 10	1879	斜里郡に戸長役場が設けられる
明 18	1885	斜里漁業組合の創立
大 2	1913	ウトロに漁師が定住しだした
大3~4	1914~15	幌別原野及び岩尾別原野に入植
大 8	1919	この頃、バッタの大発生(この後大正14年までに全部の開拓者が岩尾別より退去)
大 11	1922	信託法制定さる(第66条以下に公益信託規定)
大 14	1925	釧網線網走-斜里間開通
昭 4	1929	この頃、幌別原野に開拓者数戸残留
昭 6	1931	釧網線斜里-釧路間開通
昭 12~13	1937~38	北見より幌別及び岩尾別に団体入植(17~18戸)
昭 14	1939	町制施行し斜里町となる
昭 18~19	1943~44	ウトロより幌別にトンネル開通 日本軍のかつ鉄鉱所が知床峠下方に開設(終戦時迄)
昭 21	1946	国において、北海道開拓者集団入植施設計画決定さる
昭 24	1949	斜里第一・ウトロ両漁業協同組合創立
昭 26~27	1951~52	宮城県から幌別・岩尾別に団体入植(45戸ぐらい)
昭 33	1958	ウトロと斜里の道路が全面開通
昭 37	1962	森林開発公団知床林道工事に着工(昭45年迄)
昭 38	1963	藤谷豊氏漁協組合長から斜里町長に当選
昭 39	1964	知床半島23番目の国立公園に指定さる
昭 40	1965	この頃までに幌別・岩尾別の開墾の多くは、開墾助成法に基づく成功検査にパスして保存登記終了する
昭 41	1966	斜里町は、開拓財産として担保していた薪炭備林地の立木を売却し、その資金で斜里市街に24戸の住宅をつくり幌別・岩尾別地区の開拓者に無償供与
昭 42	1967	幌別・岩尾別の開拓者は全て離農
昭 44	1969	北海道市町村振興基金条例が制定さる
昭 47	1972	・列島改造ブーム起こる。土地ブローカーが開拓跡地の買い取りに暗躍する ・斜里町、開拓地主に対して、土地売却に慎重を期するよう行政指導を行う ・斜里町土地開発公社が幌別地区において31 haの開拓跡地を先行取得 ・国の予算措置に基づく交付公債制度が発足
昭 48	1973	斜里町自然保護条例制定 「青い海と自然を守る会」が結成さる 第一次石油ショック(土地投機ブームの終了)
昭 50.8	1975	岩尾別・幌別地区入植者8名土地の買上げを斜里町議会に請願 請願を受けて、斜里町役場内にプロジェクトチーム発足
昭 52.1.16	1977	「天声人語」欄にてイギリスのナショナル・トラスト運動が紹介さる

表 2.1 (つづき)

昭 52.2.27	1977	藤谷町長定例記者会見において「知床国立公園100平方メートル運動」の構想を発表
昭 52.5	1977	外務・建設両省から2件の公益信託が認可される (信託規定の実用化の最初)
昭 52.8	1977	慶応大学の田中実教授が毎日新聞上にて、100平方メートル運動の公益信託化を提唱
昭 52.9	1977	第1回記念植樹祭開催さる
昭 53.1.30	1978	しれとこ国立公園土地保全基金条例の制定 斜里町自然景観保全林設置条例
昭 53.2	1978	斜里町、開拓跡地(120ha)、公社所有地(31ha)を買い上げる (6,893万円)
昭 53.3	1978	斜里町、北海道市町村振興基金条例に伴う起債(3,970万円)を受ける
昭 53.4	1978	「しれとこ通信」第一報発行
昭 54.4	1979	船津英雄氏斜里町長に就任
昭 54.10	1979	運動の関東支部発足
昭 54.11.4 昭 54.12.28	1979	「天声人語」にて運動のことが紹介さる
昭 55.7	1980	運動の関西支部発足
昭 55.8	1980	運動参加者の子弟による初の知床自然教室が開催された
昭 55.9	1980	知床横断道路開通(18年の歳月と88億円) 総理府は府令を公布し、総理府の所管に属する公益信託の窓口を開く
昭 55.10.18	1980	運動の第一次目標(120ha 分9600万円)達成 第二次目標(282ha 分2億2,560万円)スタート
昭 57.3	1982	斜里町役場「知床の夢を」を出版する
昭 57.7	1982	環境庁「ナショナル・トラスト研究会」を設置
昭 57.9	1982	国立公園内100平方メートル運動5周年記念シンポジウムが斜里町ウトロで開催さる
昭 58.2	1983	「ナショナル・トラストを進める全国の会」設立
昭 58.5	1983	地方自治体を受託者とする公益信託に関してジュリスト5月号において自治省担当者より疑問が呈示さる
昭 58.8.23	1983	「ナショナル・トラスト研究会」報告書を公表
昭 58.10	1983	「ナショナル・トラストを進める全国の会」第一回全国大会が田辺市で開催される。

- ② 分譲の面積は原則として1人1口、最大でも10口、1,000m²までとし、価格は100m²当たり8,000円とする。
- ③ 町は登録台帳を整理し、参加者の氏名、面積、その他必要な事項を記載し、その証明書を発行する。
- ④ 土地は、知床の原生の姿を回復するために植林し、将来にわたって伐採しない。
- ⑤ 運動の状況は毎年「しれとこ通信」で報告する。である。

運動への参加者は、昭和58年10月末日現在で17,708人、醗金額1.8億円になっている。このように、運動自体が関係者の予期せぬ反響をもたらしたので、買上予定面積も当初の120haから472.6haに拡大され、58年10月末日時点で55%の土地が買い上げられている(図2.2を参照)。また買い上げた土地の一部については植林事業が実施されている。

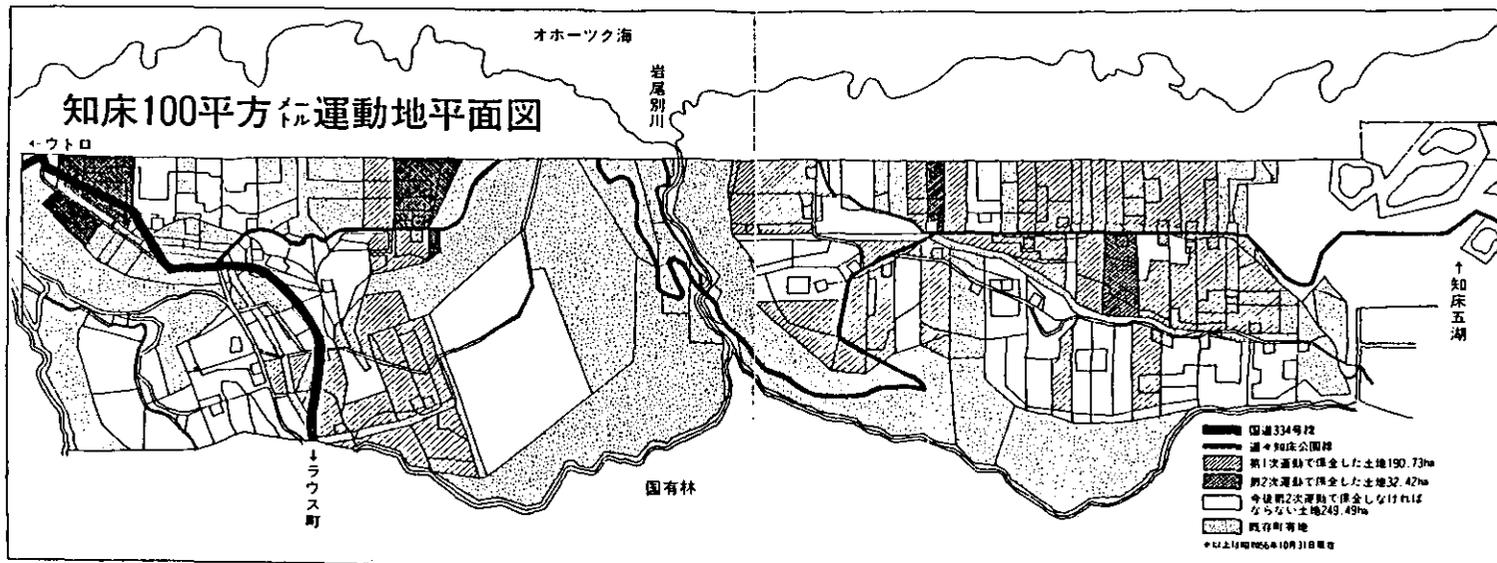


図2.2 知床100平方メートル運動の買取り計画

100平方メートル運動の醸金は土地の買い上げ植林及び買上地の管理のための費用に当てられている。このほかに、事務費として年間約1,500万円(人件費含む)の経費がかかっている。昭和56年度からは各年度の醸金収入の20%の範囲内で事務費に当てているが、参加者数の今後の推移によっては町財政にとってかなりの負担になりかねない。この事務費負担を今後どうしていくか、が第2の課題である。

知床国立公園(38,633ha)のうち、斜里町側にあるのは23,011haである。このうち、100平方メートル運動の対象地が470ha、町有林が600ha、十條製紙の所有地90ha、国有林21,630haである。他方、“しれとこで夢を買いませんか”という呼びかけに答えた参加者の価値意識(後述)の主体が「日本に残された貴重な自然を守る」や「子供の世代に貴重な自然を残したい」ということであるから、100平方メートル運動の今後は、好むと好まざるにかかわらず、知床国立公園全域にわたる公園利用(林業、観光含む)と保護のありかたと深くかかわってこざるを得ない。これが第3の課題である。ちなみに、図2.3は昭和59年度に改訂された知床国立公園の公園計画に基づく地種区分を示したものである。

第4の課題として、今後予定している土地の買い取り問題がある。これらの土地の所有者は全国に分散しており、また、100平方メートル当たり8,000円よりもかなり高い金額で購入しており、買入れの交渉は今後困難さを増す。

2.2 天神崎市民地主運動

天神崎は紀伊半島の中ほど、田辺湾の北側湾口部の岬に位置し、「天然の見晴らし台である日和山(海拔36メートル)を中心とする丘陵と湿地帯からなる20haの部分と、その裾をとりまく広大な岩礁と浜辺からなる21haの地域」(外山, 1983a)である。図2.4は田辺市街と対象地を示したものである。天神崎は田辺南部海岸県立自然公園に指定され、昭和47年5月に丘陵地は第3種特別地域に、岩礁を含む海辺は第2種特別地域に地域指定が行われた。

この地域は、潮の引いた後の広々とした岩礁のあちこちに潮だまりができ、その中にはムラサキウニ、フジツボ、イソギンチャク等の動物が観察され、まるで自然の水族館さながらといった光景を呈している。これら岩礁生物相の保護に重要な役割を果たしている隣接海岸林には、備長炭の原木として名高いウバメガシをはじめとする常緑広葉樹がおいしげっているが、海からの強風の影響をうけて樹高が総じて低いために、樹木の観察にも適したところである。このように天神崎は田辺市民の心のふるさとであるだけでなく、山と海の自然を隣合わせに、しかも子供達にとっても安全に観察できる場所として貴重な場所である。

さて、土地ブームの最中にこの天神崎の主要部分を入手していた業者が、昭和49年1月に、別荘地造成のための開発許可申請を和歌山県と田辺市に提出したのである。このことに驚いた田辺市民は急ぎ「天神崎の自然を大切にす会」を結成するとともに、開発に反対する署名活動を展開した。1か月足らずで集まった1万6千人の署名を携えて市長・知事に陳情した甲斐があって、開発許可

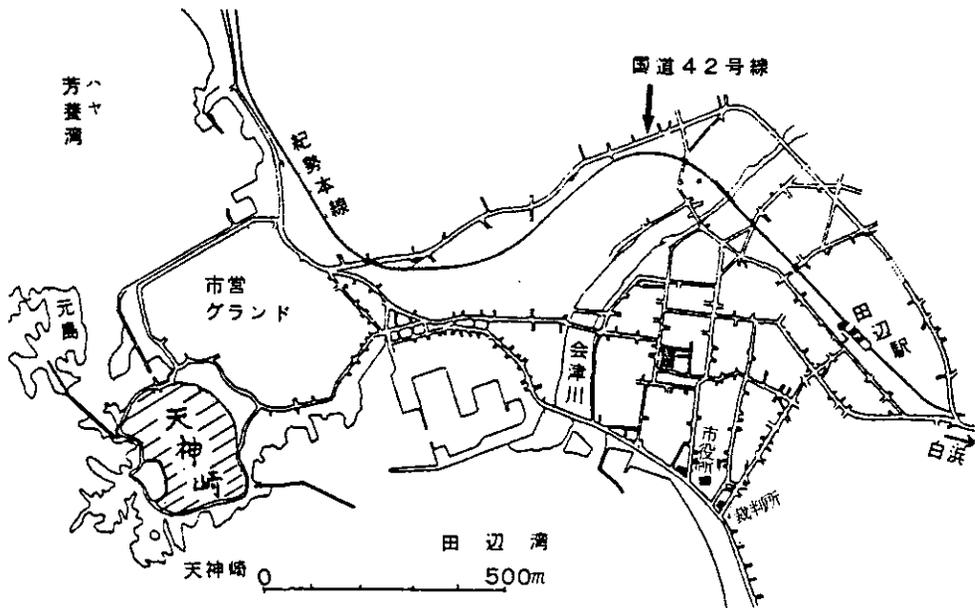


図 2.4 天神崎の位置

申請は許可保留となった。この陳情の過程で、現行の自然保護法制のもとでは県立自然公園第3種特別地域に指定されている対象地内の開発は認めざるを得ないという行政の意向が明らかにされたが、一方、不動産業者の立場にも無理からぬものがあった。すなわち、不動産業者のなかには、零細なため、銀行からの元利支払におわれている業者もいたのである。こういった状況のなかで、非常手段として考え出されたのが天神崎市民地主運動であり、これは1口1,000円の拠金を広く全国民に呼びかけることによって、土地の買い取りを行おうとするものである(外山, 1983a)。昭和57年8月末の募金累計は約2,932万円で、参加者は個人(9,851人)と団体寄附や街頭募金の大量からなっている。さらに57年春、主旨に賛同して特例として県自然保護基金を第3種特別地域である天神崎に投入した和歌山県や補助金を支出した田辺市の支援もあって、現在のところ買い上げ対象地域4haの内約21%の地域が業者から買い取られ、田辺市に公有地として寄附されている。昭和60年4月現在、残り買い取り予定地に対する資金手当ても参加者に対する再度の呼びかけなどでほぼ見通しがついた状況である。表2.2は運動の経緯をまとめたものである。

「天神崎」についても「知床」と同様な課題が残されている。まず1) 現在のところ土地の所有権が田辺市にあり、拠金者の意志どおりに保全されるという法的根拠がないという点である。第2に対象地を当初の目標にそって適切に保全するためには利用との調整をいかに図るかがポイントである。とくに天神崎は市民のレクリエーション地として頻繁に利用されている地域でもあるし、その点「知床」と違った利用方法の考案がなされねばならない。現在天神崎保全市民協議会などの手で進められている自然観察会のような積極的な啓発運動だけでなく、自動車乗り入れ規制といった

表2.2 天神崎市民地主運動の経過（主に天神崎保全協議会資料による）

昭和49.	1	天神崎南東部を高級別荘地に造成する許可申請を知る
	2	天神崎の自然を大切に作る会創立。1月で1万6千人の署名集まる
	6	知事・市長への陳情で一時ストップした開発計画が再燃
	10	緊急理事会・総会を重ねた末、熱意表明募金を開始 (市・外材港計画)
昭和50.	4	千葉大理学部長 沼田真博士の現地視察と講演会
	6	田辺市議会へ第一次請願提出「市当局が主導権を」
	12	市教育長協力のもと天神崎自然観察手引作成委員会発足
昭和51.	3	市議会第一次請願を採択(天神崎の私有地の公用地化要望)
	3	熱意表明募金終結(3,933,685円)
	9	東側岩山の山林2,390㎡を350万円で買上げる(第1号)
	12	田辺市議会へ二次請願提出「環境保全百年の計と市民公園を」
昭和52.	4	「天神崎の自然観察」日本自然保護協会の協力により1万部出版
	6	市議会第二次請願を採択
	7	緊急陳情 ①財団法人設立を目指し天神崎保全協会準備会発起人30名揃う
	12	〃 ②天神崎市民地主協力運動地元募金開始
昭和53.	6	和歌山市で天神崎保全運動応援の陶芸三人展開催
	11	中央部湿原(虫と鳥の繁殖地)と山林6,176㎡を5千万円で買う。
	11	天神崎保全市民協議会(31団体と市民141名)発足
昭和54.	2	東京の(財)日本自然保護協会に天神崎委員会発足
	10	日本自然保護協会理事会で天神崎全国募金の窓口となることを決定
	12	日本自然保護協会調査報告書59号で天神崎の自然調査報告書出版
昭和55.	5	和歌山市内4箇所街頭募金と啓蒙宣伝活動
	9	日本自然保護協会理事と地元3団体代表で県知事に財界募金斡旋陳情
	12	天神崎自然観察普及会維持会員募集を開始
	12	天神崎へのチャリティー陶芸展とジャズ・パントマイムの夕を開催
昭和56.	7	一種格上げ市長へ請願
	9	買上げ計画地域の中心部5000㎡の第一部長格上げを田辺市とともに知事に陳情
	12	日本自然保護協会機関紙に1月から毎月「南紀天神崎潮だより」を連載
昭和57.	2	57年度当初予算に和歌山県も田辺市も天神崎の土地買上げ予算計上
	4	第13回天神崎自然観察教室を開催、参加者300名を越す。
	6	田辺市議会、天神崎の土地6,176㎡を5千万円で買上げる議案可決 買上げ→市有地へ 公有財産購入費の公園適用は初めて
昭和58.	4	ナショナル・トラストシンポジウム土地法学会開催
	10.15	ナショナル・トラストをすすめる全国の会(田辺市)開催

適正利用にむけての方策も考えられねばならない。またこうした保全管理の費用を会員制で醸出するか現行の一般募金に頼るかの決定も課題の一つである。

2.3 特定分収契約設定特別事業

森林は、木材等の林産物生産機能とともに、国土の保全、水資源の涵養、保健休養の場の提供、自然環境の保全・形成等の多様な公益機能を有している。これら公益的機能の価値づけを通じて、

森林の造成・維持に要する費用を補填しようとする機運が、近年高まってきている。こうした価値づけの例に下流域参加による水源林造成事業と、特定分収契約設定特別事業(通称“ふるさとの森造成事業”)がある。ここでは、公益的機能の価値づけと費用負担という観点からして、ナショナル・トラスト運動の周辺に位置する事例として、ふるさとの森造成事業をとりあげる。

ふるさとの森造成事業の成立経緯を筆者らがヒアリング調査を行った長野県小海町の「特定分収契約設定特別事業」を例にとってみることにする。小海町は昭和31年に北牧村と小海村が合併してできた町で、町面積の83%以上が山林(国有林2,000ha, 公有林2,500ha, 民有林5,000ha)である。林業経営は昭和28年ごろまでは主として薪炭林経営が主であったが、その後、拡大造林によってほとんどの山林がカラマツに植え替えられた。杭材とか電柱材としてカラマツが用いられた頃は投下資本が20~30年で回収できたのであるが、コンクリートや鉄筋といった代替品の抬頭とともにカラマツ材の需要が減ってきた。そこで対策として、大径木にして建築用材として売却する方法が考えられたが、これの難点は資本回収期間が50~60年もかかるため、特に民有林及び基本資金の貧しい公有林の森林経営を圧迫するようになったことである。このような背景をふまえて、小海町では、都会に暮し自然と親しむ機会の少ない人々に公有林である北牧財産区有林の一部を共有しその森林を育てる費用の半額を負担してもらい、30年後に木材の伐採収入を折半するという「特定分収契約設定特別事業」を計画したのである。当初の募集口数は100口(1口50アール)であったが、応募者が殺到(競争率6.7倍)したため、308口を追加して1978年12月15日に抽選会を開き、最終的に408人の契約者が決定した。さらに、契約者である408人の人々には町条例によって特別町民の資格が与えられ、各自の森林でワラビやゼンマイ、キノコ狩りなどを楽しむことは勿論、町のレクリエーション施設や貸別荘などを優待料金で利用できる等の特典が与えられている。

特定分収契約設定特別事業には、上で紹介した長野県小海町の例を含めて、現在のところ、表2.3に示す19事例がある。昭和56年度から国土緑化推進委員会が普及・指導活動に取り組んでいることもあって、最近増加の傾向にある。19か所のうちNo.1~No.8については林野庁がモデル事業として実施したところであり、No.9以降は自治体ないし民間事業体独自の事業である。事業内容については、立木の分収契約を通じてのふるさとの森づくりというオーソドックスなやり方から、近年は、20年後に家1戸分作るのに必要な木材を提供するという独創的な内容をもったもの(No.19)がでてきている。

国土緑化推進委員会は、応募者の意識を調査し今後の普及・指導活動に役立てるために、No.2, 3, 4の事業への応募者からそれぞれ50人を任意抽出して、アンケート調査(回収率は全体で73%)を実施している。表2.4はその結果の要約として、各質問内容ごとに上位4位までの質問項目と各項目への回答者数を括弧書きで示したものである。応募の動機としては、信用のおける事業であるとか資産形成のためという経済的動機が、夢とロマンが持てるとか自然に接したいという動機を若干上回っている。村に対する希望をみると、応募者が森林の持つ保健休養機能やふるさと機能といった公益的機能を重視していることがうかがえる。これらのことから、ふるさとの森への応募者

表 2.3 特定分収契約設定箇所一覧

No	実施場所	実施年度	森林所有者	対象森林面積 ha	樹種	契約期間 (伐採時樹齢) 年	費用負担 募集額 千円	一口の 金額 千円	募集口数 (応募口数)	費用負担者の資格
1	鳥取県隠岐郡布施村 (第一次事業)	51	布施村	7.02	スギ	30 (50)	17,500	250	70 (291)	鳥取県内居住又は本籍を有する 20才以上の者又は法人
2	熊本県菊池市	51	菊池市	62.68	スギ	25 (40)	132,000	100	1,320 (1,587)	熊本県在住の20才以上の者
3	新潟県佐渡郡赤泊村	53	赤泊村	8.69	スマギツ	35 (48)	8,700	100	87 (321)	新潟県出身者又は家族で、20才以上の島外居住者
4	広島県佐伯郡吉和村	53	吉和村	10.75	スギ	27 (45)	26,000	200	130 (319)	広島県内に居住又は本籍を有する20才以上の者又は法人
5	栃木県上都賀郡栗野町	54	清洲財産区	8.64	スギ ヒノキ	17 (45)	23,000	200	115 (1,680)	関東地域(1都6県)内に本籍を有する20才以上の個人
6	長野県松本市	54	入山辺・里山辺財産区	51.44	カラマツ	35 (50~60)	60,000	600	100 (127)	20才以上の行為能力者
7	北海道勇払郡早来町	55	早来町	52.35	カラマツ	23 (45)	50,000	500	100 (413)	早来町以外の満20才以上の行為能力者の個人
8	和歌山県伊都郡花園村	55	花園村	6.90	スギ ヒノキ	22 (45)	17,000	200	85 (282)	和歌山県内市郡居住者、守口市を中心とした周辺都市居住者(守口、門真、篠原川、大東、東大阪)
9	熊本県球磨郡五木村他4地域7ヶ所 (現在継続中)	52	Y 林業会社	1号林 96.63	スギ	30 (46~55)	1号林の場合 280,140		2,400 (2,600)	企画に賛同した個人又は法人
10	長野県南佐久郡小海町	53	小海町及び財産区	20.40	カラマツ	30	244,800	600	408 (700)	20才以上の個人
11	東京都奥多摩町	54	一般個人	36.59	スギ ヒノキ	30 (60)	209,800	200	1,049 (770)	東京都民
12	鳥取県隠岐郡布施村 第二次及び第三次	54	布施村	24.30	〃	30 (50)	243,000	1,000	243 (142)	20才以上の個人及び法人
13	埼玉県入間郡幾川村	56	都幾川村	13.49	スギ ヒノキ	30 (50)	33,300	300	111 (332)	埼玉県民、都幾川村出身者
14	宮崎県東臼杵郡門川村	56	門川町	123.00	スギ	20 (37)	250,000	100	2,500 (2,935)	門川町民、宮崎県民、宮崎県出身の個人・法人
15	北海道上川郡下川町	57	下川町	57.24	カラマツ	18 (39~41)	50,000	200	230 (611)	下川町民を除く全国の居住者
16	新潟県東頸城郡松之山町 (募集中)	57	松之山町	10.10	スギ	20 (70)	30,000	300	100	目的・趣旨に賛同する都会の人
17	高知県幡多郡大正町	57	大正町	57.49	スギ ヒノキ	25 (45)	180,000	300	600 (700)	行為能力ある個人又は法人
18	埼玉県秩父市	57	秩父市	3.20	スギ ヒノキ	30 (52)	9,000	200	45 (519)	埼玉県内居住者
19	大分県上津江村	57	上津江村	7.1	スギ	20 (40~45)	27,000	600	45 (479)	都市に居住する満20才以上の者

出所：林野庁、国土緑化推進委員会資料

表 2.4 ふるさとの森への応募者のアンケート調査結果

質問内容	順位	1位	2位	3位	4位
ふるさとの森に応募した理由		市町村が行う事業であり、信用できるから (64人)	夢とロマンがあるから (52)	子供や孫に資産として残してやりたかったから (26)	自然に接することが出来ると思ったから (25)
伐採時の収益配分にどんな期待を持っているか		金額の問題でなく夢をもてたこと (66人)	ときの相場で販売収入が期待できること (37)	金額の多少でなく、資産をもったところのゆとり感で満足 (24)	出資額のA倍ぐらいの収入が期待できること (3)
ふるさとの森がある村を訪ねたことがありますか		訪ねたことがない (42人)	村から案内があったとき訪ねた (38)	観光をかねて自発的に (24)	その他 (17)
村に対する希望は		ふるさとの森まつりの開催 (52人)	村やふるさとの森の様子がわかるようにしてほしい (48)	観光施設の整備や利用を (18)	応募者どうしの交流の場をつくる (16)

出所：国土緑化推進委員会資料

が費用負担と引替えに購入したものが、株券やダイヤモンドといった純粋な私的財的性格と公共財的性格を兼ねそなえたものであることがわかる。分取契約が公共財的性格を持つ財の売買行為であるとする、立木登記に際して必ずしも分筆登記する(この場合、立木の植わっている土地を契約者ごとに分割して登記する)必要はなく、全契約者について一括登記することもできるのであり、事実、大多数の事例において一括登記されている。純粋公共財と純粋私的財というスペクトラムでとらえれば、ナショナル・トラスト運動への醸金がかかり純粋公共財にかたよったものの購入に対応するのに対して、ふるさとの森への応募は、純粋公共財と純粋私的財との中間ないしは私的財よりのものの購入に対応しているものとみなされる。

図2.5は、立地、一口の金額、費用負担者の資格の似かよっている長野県松本市(No. 6, 費用負担者数=95人)及び小海町(No. 10, 費用負担者数=577人)の事例について、各県人口(1,000万人)当たり費用負担者(参加者)数を6段階表示したものである。小海町は松原湖、松本市の入山辺里山辺財産区は三城牧場や美ヶ原といったように、共に観光地を近くにもっている。これをみると、参加率は東京、神奈川、千葉といったところで特に高いが、全般的に傾向としては、立地県である長野県の周辺で高く、遠くになるに従って減少しているようにみえる。表2.4に示した村に対する希望結果をみても、費用負担者の一般的な気持ちとして、今後ともふるさとの村としてつきあっていきたいという気持ちが強く、このことは取りも直さず現地への訪問の容易さ(accessibility)とも関連している。事実、小海町の行ったアンケート調査によれば、表2.4と同様の結果が得られており、また、回答者(299人)の64%の人々が年に1回は小海町を訪れたいという意志をもっている。このへんの事情を図2.5は反映しているものと思われる。

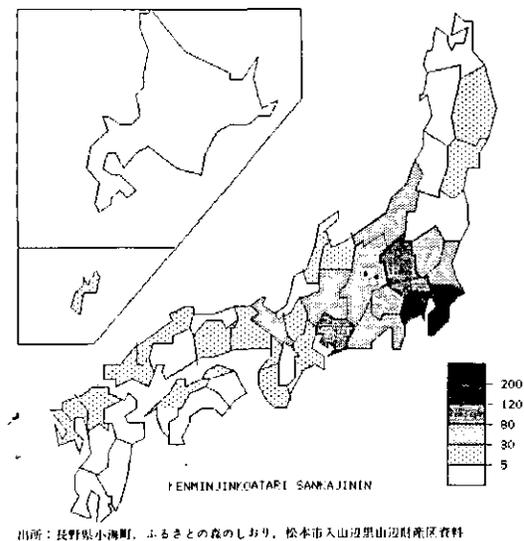


図2.5 長野県小海町及び松本市におけるふるさとの森造成事業への各県人口(1,000万人)当たり費用負担者(参加者)数

第3章 ナショナル・トラスト参加者に対する調査

3.1 調査の目的

今回の調査は、“はじめに”でも述べたように、ナショナル・トラスト運動の原動力を知り自然保護政策立案の参考にするという目的がある。このため次の3点に重点をおいて表3.1に示す調査を行った。

まず、運動全体の広がりを知ることである。すなわち運動がどのような人々によって支持されているのかを知ることである。これは参加者の地域分布、年齢構成、職業等参加者の属性をつかむことで可能となる。勿論調査以前にはこのようなデータは得られていなかった。「知床」では醸金者名簿が整理されていたが、「天神崎」では名簿の整理は全くなく、運動がいったい誰によって支えられているのか、地元和歌山の参加がどれくらいかということですら不明であった。この疑問に対する調査結果は、4.1と4.5にまとめる。

表3.1 「知床」、「天神崎」運動への参加に関する調査

	知床国立公園内 100m ² 買い取り運動	天神崎市民地主運動
調査目的	自然保護運動の国民への定着度合いを知るため、新しい動きであるナショナル・トラスト運動参加者の参加の動機、背景について調査分析する	
調査項目	年齢、性、職業、家族員数などの属性、情報入手経路、応募動機、自分で醸金したか、現地との接触、参加の評価、保全対策意見、現在の居住環境、余暇と過ごし方、自由意見	
調査方法	郵送法	
調査期間	昭和58年8月22日～ 10月18日	昭和58年9月2日～ 10月14日
調査対象	昭和58年1月24日までに100m ² 運動に参加した15,093名のうち、自ら醸金した人	「地主運動」が始った昭和52年より58年7月31日までに拠金した約8,700名 中個人醸金者8,316名
標本抽出法	無作為抽出	
標本数	2,211	2,231
有効郵送数	2,028	2,028
有効回収数	1,560	1,540
有効回収率	76.9%	74.0%
内自分で醸金した人 (分析対象)	1,476 (内北海道 217人)	1,440 (内和歌山県 626人)

第2は参加者の参加に至る意思決定過程について知ることである。すなわち、参加者がいつどのような運動のことを知り、どんな気持で身銭を切ろうと決心し、手間ひまかけて送金をしたかである。あるいは参加は自発的でなくて、組織や人的つながりによる反強制的なものであるかもしれない。そうした場合運動が永続することは困難であろうし、自然保護の意識が定着したとはとてもいえない状況であろう。あるいは、参加の動機が極めて衝動的なものであれば、自然保護の運動の希望の灯もいつ消えぬともかぎらない。ゆえに参加者の行動を分析することはまさに運動の定着性を知る鍵である。

第3は、今後の自然保護施策に対して参加者の意見を聞くことと、それぞれの運動主体が現在かかえている問題に対して参加者の判断を聞き、これを運動主体にフィードバックすることである。この運動主体のかかえる問題については2.1, 2.2で述べたように運動を推進する側でのコスト負担、買入完了後の土地の管理体制の問題、地方自治体への要望などがある。例えば「知床」では年間1,500万円が事務費として町の一般会計から支出されている。昭和56年度から各年度の醸金収入の20%の範囲内で事務費に当てているが、参加者数の今後の推移によっては町財政にとってかなりの負担になることが見込まれており、これに対する対策として町役場は、1) 会員制の導入、2) 1口の金額を引き上げる、3) 現行のまま、4) 事務費の削減をはかる、といった案を考えている。こうしたことについて参加者の意見を収集することが第3の目的である。

なおこの件については、運動主体である斜里町役場及び天神崎保全市民協議会の要望を取り入れて調査票にそれぞれもちこむこととした。この結果は今後の運動推進のための参考資料として4, 7に取りまとめる。

3.2 参加行動に関する仮説

アンケート調査票は表3.2に示すように「知床」と「天神崎」で多少の違いがあるが、基本的設計は、以上の調査の目的をふまえて、共通の参加者行動に関する仮説に基づいてなされている。

3.2.1 参加に至る意思決定過程

ナショナル・トラスト運動参加者の醸金に関する意思決定過程を、図3.1のように仮定する。即ち参加者はその生活圏の環境条件、感受性の高い子供のころに焼きついた原風景、属性で代表される個人特性などによって醸成されるところの自然保護への動機をもっている(step 1)。この動機をもった参加者へ情報媒体を通じて何かのきっかけが与えられ、参加という行動への動機が顕在化する(step 2)。しかし行動にふみきるまでには行動を規制する要因をクリアする必要がある。多くの場合時間的余裕と経済的余裕の程度が制約となる。

いったん醸金行動を行えば、自分の行動を客観的に評価したいという要求が生じ(step 3)、他人に参加を勧めたり、現地を訪れて行動の意味を確認したりする(step 4)。現在生活している地域の身近な自然をみなおして、自分の身の回りで自然保護の行動を起こす人も出てくる。

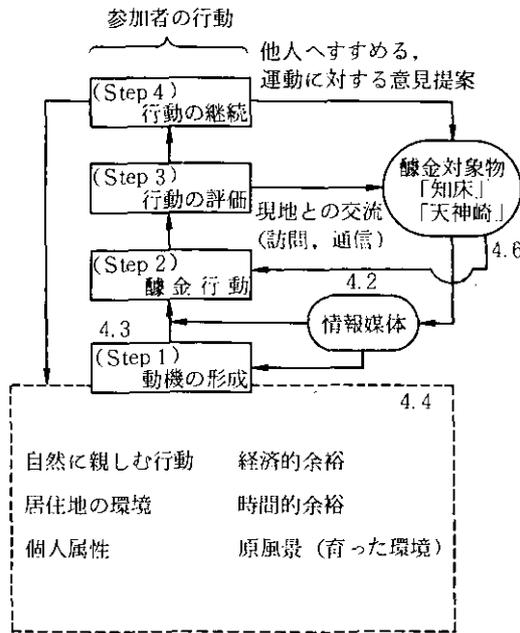


図3.1 ナショナル・トラスト運動参加者の行動とその影響要因
(4.2~4.6はそれぞれの分析結果を示す節を示す。)

調査はこのような参加者の行動のフローを一応仮定し、行動の節々を規定すると思われる要因についてアンケートで確認している。次にこの行動をさらに詳しく分析して考える。

3.2.2 行動の仮説

ナショナル・トラスト運動参加者は次のような意思決定過程で参加行動に移ると仮定される。

(1) 情報入手

まず何らかのきっかけで「知床」「天神崎」の運動形態を知る。これには情報媒体と受け手(参加者)の情報受け入れ素地である属性とのマッチングで決まる。

情報媒体——「知床」の運動主体である斜里町役場担当者へのヒアリング調査によって、新聞情報が有力な働きをしているらしいことがわかっている。図3.2は運動開始直後の昭和52年3月から昭和58年1月までの月別参加者数及び参加者数累計をプロットしたものであるが、54年11月において参加者数が急激に増加している。斜里町の担当者は、電話での対応や参加者の手紙などから、この急激な増加は昭和54年11月4日付の朝日新聞「天声人語」が初めて100平方メートル運動の紹介をしたことによっているとみている。ところが、昭和54年12月2日付の北海道新聞や昭和54年12月

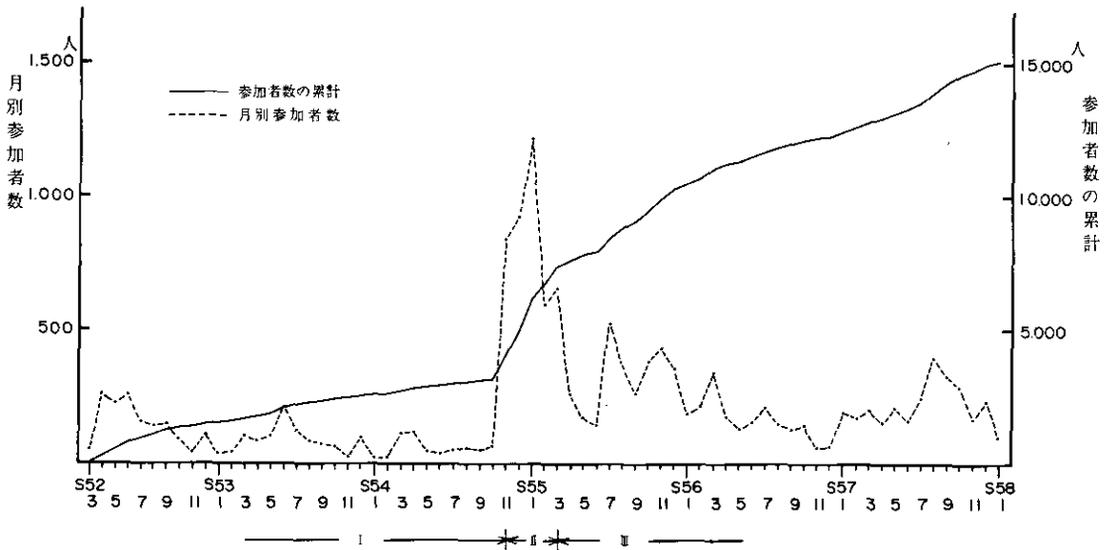


図3.2 運動参加者推移(知床)

24日付の読売新聞(北海道版)は、100平方メートル運動の関東支部結成大会(昭和54年10月27日)がマスコミに報道されてから参加者が殺到したと報じている。この他にも筆者は斜里町役場の協力を得て、運動についてマスコミがどのように報道してきたかを整理したが、図3.2のピークの多くにはマスコミの影響がうかがわれるのである。このように生活の場から遠い自然である「知床」についてはマスコミによる情報伝達がほとんどと思われるが、かなりローカルな自然である「天神崎」の場合は、運動推進者や同調者からの直接の働きかけや情報入手(ミニコミ、口コミ)もきいてるとみられる。このうちどんな情報媒体が参加のきっかけとなるかは、具体的にナショナル・トラスト運動推進主体に役立つ知見であろう。

情報受容——一方発信された情報を受け入れる度合は、個人の情報への接触状況、情報への感受性によって異なる。情報への接触頻度は、参加者の職業、年齢、地域への定住度等の属性によって違い、情報に対する感受性は、参加者が現在もっている動機、主に自然に対する関心度によって異なる。対象地(知床国立公園、天神崎)に対する認知度(行ったことがある、知っている)はもうひとつの感受性を規定する要因である。

こうした情報入手によって、参加者の中で対象地や参加するという行動について何らかのイメージが形成される。対象地へのイメージは実際と違ってかなり美化されたものであるかもしれない。

参加者の情報入手・受容の過程については、調査結果を4.2にまとめておく。

(2) 参加への判断基準

情報を入手し認知したものが寄金支払いという形で参加にふみきるに至る動機は、必ずしも自然

保護への関心とは限らないが、運動の趣旨が正しく理解されていれば、主に自然保護を進めたいという動機が支配的といってよいであろう。自然保護に無関係の動機としては、例えば人から勧められていやいやながらつきあいでということもあるし、対象ではなく運動そのものへの共感が大きな動機となっていることもある。

自然保護に関する動機としては、本報告書の“はじめに”でも述べたように次のように考えた。まず、自然保護に対する人々の支払意志(Willingness to Pay)に関与する価値として、クルティラのあげる三つの価値—オプション価値(option value)、存在価値(existence value)、遺贈価値(bequest value)をとりあげた。このうち、オプション価値は、将来における自然環境の代替的使用形態のうちから選択する機会に対して、これだけは支払ってもよいという価値である。この価値が判断基準になっている例として、例えば、「自分が将来訪れる時に貴重な自然が残っていてほしい」という願いから醸金(知床の場合1口8,000円、天神崎の場合1口1,000円)する場合が考えられる。

第2の存在価値は、自然環境が保存されているということを知ることに対して、これだけは支払ってもよいとする価値であるが、100m²運動においても「無条件に未知の自然は残したい」とか「日本に残された貴重な自然を守るため」といった願いから醸金する場合はこれに含められると考えられる。

第3の遺贈価値とは、将来世代のために自然環境を寄附するということから得られる満足に対して、これだけは支払ってもよいという価値であり、例えば「子供達の世代に貴重な(身近かな)自然を残したいから」という願いで醸金する場合に対応している。

これら、三つの価値以外にも、運動の発案者である前斜里町長の藤谷豊氏がキャッチフレーズとして考え出された“しれとこで夢を買いませんか”に合意されるように、「夢とロマンがあるから」醸金する場合も考えられる。また、「自分にとってなつかしい思い出の自然であるから」とか「運動するひとの熱意に感動したから」とか「自治体が担当していて信頼できるから」といったことが考えられる。また対象とははなれて、自分の居住環境を観察して自然破壊が進行しつつあることに対する不安を醸金という行為で代償ないしは世の風潮に抗議することも動機となりうる。

またこうした動機を形成するに至るには個人属性の差がきいてくると考えられる。現在の自然との親しみの程度、行動を起こすための時間的余裕、金銭的余裕をもつか、家族構成、原風景、職業、生活様式、開発に対する考え方、感じ方、対象地との距離などであり、これらは動機及び醸金行動を大きく規定するものと思われる。例えば、先述した総理府の調査結果で興味あるのは、1) 自然保護に関心のある人や国立公園へいったことのある人はトラストに金を出してもよいと考えているとともに、積極的に自然保護運動に参加している傾向にある、2) 居住環境に関して、商店工場地区に住む人々は、入手の加わった緑地を欲するのに対して、住宅地区に住む人々は自然林を中心とした緑地を欲する傾向にあることである。本調査はトラストにお金を出した人々を対象として、これらの人々が参加している自然保護活動や、居住環境及び緑整備の意向について前述した総理府の世論調査とほぼ同一の質問項目を用いて調査しようとするものである。ただし参加の意欲が高まっ

でも身銭を切るかどうかは支払う金額による。また支払い方法が面倒くさいといった行動に対する制約、あるいは属性からくる時間的経済的資源制約が参加への障壁となると思われ、これについても聞いている。

この参加への動機と参加へ踏み切る判断についての調査結果は、国民のなかの自然保護に対する価値意識を知るのに重要であり、4.3にまとめて報告する。

(3) 参加行動の継続

参加の行動が継続的であるか否かは意識の定着性を知るのに重要な点である。おおむね人は自分の行動を正当化する方向に動くと思われるが、例えばこれは人にも参加を勧めるとか再度醸金する、あるいは身近な自然へはたらきかけるといった行動で示されるであろう。また中には対象地を訪問することによって行動の意味を確認したり、あるいは形成されていたイメージとあまりに違う現地の状況に失望して自らの醸金行動を否認することもある。

このような参加者の参加行動から派生する種々の意識形成・生活の場における行動についての調査結果は4.4にまとめておく。

(4) 対象とする環境の価値と参加行動

「知床」の場合対象とする土地は国立公園内であり、一般的イメージとしては原始林といった貴重な自然である。一方「天神崎」は誰でもアプローチでき、市内にあるいわば身近な自然である。人々の醸金意志は対象地へのアプローチの容易さだけでなく対象とする自然の価値にも影響されるものと思われる。ここでは醸金者が醸金額をたかいたと思っているかどうか、醸金だけでなく醸金後に現地を訪問したか、ないしは訪問する意志があるかどうかという質問を挿入することによって、対象地の自然的価値と醸金意欲との関係を見てみることにした。この結果は4.6にまとめる。

3.3 調査方法

3.3.1 調査票の設計

以上の調査目的、参加者行動に対する仮説をふまえて表3.2に示すように調査票の設計を行った。二つの運動に対する調査票は、質問文の一部に地域性を考慮した違いがある以外はほとんど同じ質問とした。

3.3.2 標本数の決定

標本数の決定については、主要な調査項目である応募意識のうち、自然保護(例えば存在価値)の立場から応答した人々の比率を推定するという観点から、まず次式に基づいて有効回答数(n)を算定することとした。

$$n \geq N / \left(\left(\frac{a}{k} \right)^2 \frac{P}{1-P} (N-1) + 1 \right)$$

ここで N は総参加者数、 a は相対精度、 P は推定しようとする比率、 k は信頼係数に関するパラメータである。 P については既存の調査データがないので、ここでは国土緑化推進委員会の行っている「ふるさとの森づくり」への参加者に対するアンケート調査において、貴重な自然を守るためにふるさとの森に応募した人々の比率（国土緑化委員会資料）を参考とし、 $N=1500$ 、信頼係数95%、相対精度0.10から、約1,200票の有効回答数が必要と算出した。回収率に関しては、郵送法を用いた同種の調査の例として、前述したふるさとの森アンケートにおける平均回収率73%（標本数50）、環境意識の国際比較（四手井、1981）における回収率32%～80%（標本数313～440）等を考慮して標本数を2,200と決定した。

3.3.3 標本の抽出

標本の抽出は名前が同定できる参加者を母集団として行った。

「知床」においては斜里町役場に「知床」参加者台帳があり、参加者の県別分布、経年変化などが役場の手によってまとめられている。また年1回の「しれとこ通信」により運動の状況が参加者にフィードバックされているが、参加者に対する調査はこれが初めてである。運動開始以来、昭和58年1月までの参加者（15,093人）のうち、1）死亡が判明しているもの、2）グループで登録しているもの、3）日本国外に居住しているもの、4）小学生以下の登録者で親の名前が不明のもの、を除外し、さらに台帳より贈り主を調査対象者とした14,682名を母集団とし、その中からサンプル2,211人を無作為抽出した。

「天神崎」の運動は、公的機関が介在せず、ボランティア活動で進められているため名簿の整備に手間がかかった。昭和49年から昭和51年3月までの熱意表明募金までの段階で約18,000人の賛同が寄せられているが、調査対象としては昭和52年11月の「天神崎市民地主運動」開始以来、昭和58年7月までの参加者約9,000人（内団体数346）のうち住所の明確な個人参加者8,316名をとり、天神崎保全市民協議会の手による参加者名簿から無作為にサンプル2,231人を抽出した。ただし一人で数回応募した人もあり、そのぶん母集団数は重複している。また名簿は領収書発行の時点で作成したが、ボランティアによる事務遂行のため領収書発行は醸金の寄せられた時点と約1～2か月の遅れを生じている。

3.3.4 調査票の回収

調査は郵送法で行われた。両調査対象共回答率は極めてよく、20日目の〆切予定日には50%を越え、知床は発送日より約1.5か月、天神崎は発送日より1か月で回収を締め切ったが、最終的に約75%の回収率が得られた。さらに自由意見の記入は回答者の40%を超え、それも回答枠に入りきれず別紙を用いた人も数百人に及んだ。表3.3及び図3.3、3.4は両調査における調査票の発送、回収状況を取りまとめたものである。郵送法による調査を試みられる方、ないしは試みたことのある方の参考資料としてここに掲載する。

表 3.2 調査票の構造

調査内容	質問項目	質 問		備 考
		知 床	天 神 崎	
参加者の一 般的属性	<p>名 前</p> <p>住 所</p> <p>性 別</p>	<p>1. あなたのお名前 <input type="text"/></p> <p>II. あなたの性別 <input type="text"/> 1 男 <input type="text"/> 2 女</p> <p>III. あなたのお歳 <input type="text"/> 歳</p> <p>IV. あなたの職業 (あてはまる番号にいくつでも○印をつけてください。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>01 農業・林業・漁業など</p> <p>02 自営業・サービス業(商業・建設業・理容・接客など)</p> <p>03 公務員・教員など</p> <p>04 事務職(事務系・営業系などの勤め人)</p> <p>05 技能職(工具・店員・運転手などの勤め人)</p> <p>06 専門職(大学教授・医師・専門技術者など)</p> <p>07 管理職(会社や官庁等の部課長以上)</p> <p>08 主婦(パートタイムで働いている場合も含む)</p> <p>09 学生</p> <p>10 無職(利子・配当生活者を含む)</p> <p>11 その他(具体的に記入下さい)</p> </div>	<p>あなた(回答者)についてお聞きます。</p> <p>I. お名前 <input type="text"/></p> <p>II. ご住所 <input type="text"/></p> <p>III. お 歳 <input type="text"/> 歳</p> <p>IV. 性 別 <input type="text"/> 1 男 <input type="text"/> 2 女</p> <p>V. ご職業 (あてはまる番号にいくつでも○印をつけて下さい。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>01 農業・林業・漁業など</p> <p>02 自営業・サービス業(商業・建設業・理容・接客など)</p> <p>03 公務員・教員など</p> <p>04 事務職(事務系・営業系などの勤め人)</p> <p>05 技能職(工具・店員・運転手などの勤め人)</p> <p>06 専門職(大学教授・医師・専門技術者)</p> <p>07 管理職(会社や官庁等の部課長以上)</p> <p>08 主婦(パートタイムで働いている場合も含む)</p> <p>09 学生</p> <p>10 無職(利子・配当生活者を含む)</p> <p>11 その他(具体的に記入下さい)</p> </div>	<p>天神崎の場合確実な現住所は名簿からは得られない。</p> <p>職業分類については総理府調査(1981)にあわせた。</p>
贈金の形態	<p>贈金主体の同定</p>	<p>V. あなたはご自分の名前ないしはご自分を含む家族の名前で贈金されましたか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. は い(→Aへお進みください)</p> <p>2. いいえ(→Bへお進みください)</p> </div> <p>A あなたは別口で、ご自分以外の方々のためにも贈金されましたか。次の中からあてはまる番号にいくつでも○印をつけてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 家族のためにした 2. 親類・縁者のためにした</p> <p>3. 知人・友人のためにした</p> <p>4. 自分以外のためにはしなかった</p> </div> <p>(Aに答えられた方は次ページにお進みください)</p>	<p>VI. あなたはご自分で贈金されましたか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. は い(→Aへお進みください)</p> <p>2. いいえ(→Bへお進みください)</p> </div> <p>A あなたはだれの名前で贈金されましたか(いくつでも○印をつけて下さい)。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 自分の名前 2. 子供の名前</p> <p>3. 親・夫婦・兄弟姉妹などの名前</p> <p>4. 親類・縁者・知人の名前</p> <p>5. その他</p> </div> <p>Aに答えられた方は次ページにお進みください</p>	<p>「知床」では贈金証書を贈り物とする人や子供の名前で贈金する人が多い。「天神崎」でも家族の名前で贈金する人が多い。本調査は実際に支出した人への調査であるためこの質問を入れた。</p>

表 3. 2 (つづき)

応募に至る 意思決定 過 程	<p>情報源</p> <p>1. まずはじめに「しれとこ国立公園内100平方メートル運動」(以下“100㎡運動”とする)への参加に関しておたずねします。</p> <p>問 1. あなたは100㎡運動について、どのようなきっかけで知りましたか。次の中からみてあてはまる番号にいくつでも○印をつけてください。</p> <table border="1" data-bbox="479 742 909 952"> <tr> <td>01 北海道</td> <td>02 朝 日</td> <td>03 読 売</td> </tr> <tr> <td>新聞</td> <td>04 毎 日</td> <td>05 日本経済</td> </tr> <tr> <td></td> <td>06 地方紙</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>07 その他(スポーツ誌等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>08 自然保護関係の専門誌</td> <td>09 講 演</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 一般雑誌</td> <td>11 ポスター・パンフレット</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 ラジオ</td> <td>13 口こみ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 テレビ</td> <td>15 その他(具体的にご記入ください)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(</td> <td></td> <td>)</td> </tr> </table>	01 北海道	02 朝 日	03 読 売	新聞	04 毎 日	05 日本経済		06 地方紙			07 その他(スポーツ誌等)		08 自然保護関係の専門誌	09 講 演		10 一般雑誌	11 ポスター・パンフレット		12 ラジオ	13 口こみ		14 テレビ	15 その他(具体的にご記入ください)		()	<p>B あなたはご自分以外の方の名前で拠金されましたか</p> <table border="1" data-bbox="479 221 788 277"> <tr> <td>1. は い(→Cへお進みください)</td> </tr> <tr> <td>2. いいえ(→Dへお進みください)</td> </tr> </table> <p>C どなたの名前で拠金されましたか。次の中からあてはまる番号にいくつでも○印をつけてください。</p> <table border="1" data-bbox="479 352 857 382"> <tr> <td>1 家族</td> <td>2 親類・縁者</td> <td>3 知人・友人</td> </tr> </table> <p>D あなたはご自身では拠金されておられませんが、どなたからプレゼントされましたか。次の中からあてはまる番号に○印をつけてください。</p> <table border="1" data-bbox="479 484 877 536"> <tr> <td>1 家族</td> <td>2 親類・縁者</td> <td>3 知人・友人</td> </tr> <tr> <td>4 わからない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. は い(→Cへお進みください)	2. いいえ(→Dへお進みください)	1 家族	2 親類・縁者	3 知人・友人	1 家族	2 親類・縁者	3 知人・友人	4 わからない			<p>B だれがあなたの名前で拠金されましたか。</p> <table border="1" data-bbox="948 221 1271 352"> <tr> <td>1. 家 族</td> </tr> <tr> <td>2. 親類・縁者</td> </tr> <tr> <td>3. 知人・友人</td> </tr> <tr> <td>4. その他()</td> </tr> <tr> <td>5. わからない</td> </tr> </table> <p>1. まずはじめに「天神崎市民地主運動」への参加に関しておたずねします。</p> <p>問 1. あなたは天神崎市民地主運動についてどのようなきっかけで知りましたが、次の中からあてはまる番号にいくつでも○印をつけて下さい。</p> <table border="1" data-bbox="948 715 1373 952"> <tr> <td>01 田辺の地元紙</td> <td>02 朝 日</td> </tr> <tr> <td>新聞</td> <td>03 読 売</td> </tr> <tr> <td></td> <td>04 毎 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>05 日本経済</td> </tr> <tr> <td></td> <td>06 サンケイ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>07 あなたの地方の地元紙</td> </tr> <tr> <td></td> <td>08 その他(スポーツ紙等)</td> </tr> <tr> <td>09 自然保護関係の専門誌</td> <td>10 講 演</td> </tr> <tr> <td>11 一般雑誌</td> <td>12 ポスター・パンフレット</td> </tr> <tr> <td>13 ラジオ</td> <td>14 口こみ、種々の会合</td> </tr> <tr> <td>15 テレビ</td> <td>16 その他(具体的にご記入ください)</td> </tr> <tr> <td>(</td> <td>)</td> </tr> </table> <p>地元紙(北海道、田辺市)と参加者側の地方紙をあげてある。「天神崎」では運動主体による諸会合がひんばんに開かれている。</p>	1. 家 族	2. 親類・縁者	3. 知人・友人	4. その他()	5. わからない	01 田辺の地元紙	02 朝 日	新聞	03 読 売		04 毎 日		05 日本経済		06 サンケイ		07 あなたの地方の地元紙		08 その他(スポーツ紙等)	09 自然保護関係の専門誌	10 講 演	11 一般雑誌	12 ポスター・パンフレット	13 ラジオ	14 口こみ、種々の会合	15 テレビ	16 その他(具体的にご記入ください)	()
	01 北海道	02 朝 日	03 読 売																																																																			
新聞	04 毎 日	05 日本経済																																																																				
	06 地方紙																																																																					
	07 その他(スポーツ誌等)																																																																					
08 自然保護関係の専門誌	09 講 演																																																																					
10 一般雑誌	11 ポスター・パンフレット																																																																					
12 ラジオ	13 口こみ																																																																					
14 テレビ	15 その他(具体的にご記入ください)																																																																					
()																																																																				
1. は い(→Cへお進みください)																																																																						
2. いいえ(→Dへお進みください)																																																																						
1 家族	2 親類・縁者	3 知人・友人																																																																				
1 家族	2 親類・縁者	3 知人・友人																																																																				
4 わからない																																																																						
1. 家 族																																																																						
2. 親類・縁者																																																																						
3. 知人・友人																																																																						
4. その他()																																																																						
5. わからない																																																																						
01 田辺の地元紙	02 朝 日																																																																					
新聞	03 読 売																																																																					
	04 毎 日																																																																					
	05 日本経済																																																																					
	06 サンケイ																																																																					
	07 あなたの地方の地元紙																																																																					
	08 その他(スポーツ紙等)																																																																					
09 自然保護関係の専門誌	10 講 演																																																																					
11 一般雑誌	12 ポスター・パンフレット																																																																					
13 ラジオ	14 口こみ、種々の会合																																																																					
15 テレビ	16 その他(具体的にご記入ください)																																																																					
()																																																																					

表 3. 2 (つづき)

調査内容	質問項目	質 問		備 考
		知 床	天 神 崎	
応募に至る意思決定過程	応募動機	<p>問2. あなたが100㎡運動に応募した理由は何ですか。次の中から最も大きな理由に◎印を1つ、次に大きな理由に○印を1つつけてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 夢とロマンがあるから 2. 日本に残された貴重な自然を守りたいから 3. 無条件に未知の自然は残したいから 4. 子供たちの世代に貴重な自然を残したいから 5. 自分が将来訪ねる時に貴重な自然が残っていてほしいから 6. 自分にとって、なつかしい思い出の自然であるから 7. 運動する人の熱意に感動したから 8. 自治体が担当していて信頼できるから 9. その他(具体的にご記入ください) <p style="text-align: right;">◎ <input type="checkbox"/></p> <p style="text-align: right;">○ <input type="checkbox"/></p> </div>	<p>問2. あなたが天神崎市民地主運動に応募した理由は何ですか。次の中から最も大きな理由に◎印を1つ、次に大きな理由に○を1つつけて下さい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自分の身のまわりから自然がうしなわれつつあることを残念に思うから 2. 日本に残された貴重な自然を残したいから 3. 無条件に未知の自然は残したいから 4. 子供たちに身近かな自然を残したいから 5. 自分が将来訪ねるときに、自然が残っていてほしいから 6. 自分にとってなつかしい思い出の自然だから 7. 運動する人の熱意に感動したから 8. 県・市が支持しているから 9. その他(具体的にご記入ください) <p style="text-align: right;">◎ <input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/></p> </div>	<p>「知床」にはキャッチフレーズを入れてある。</p> <p>「知床」には「貴重」な自然、「天神崎」には「身近」な自然の区別がされている。</p>
	贈出額の評価	<p>問3. 100㎡運動への拠金は1口(100㎡)単位で8000円ですが、この金額についてどのように思いますか。1つだけお選びください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. かなり高いと思う 2. やや高いと思う 3. ほどほどだと思う 4. 安いと思う </div>	<p>問3. あなたが天神崎市民地主運動に拠金なされた額はおいくらですか。</p> <p>1. <input type="text"/> 円 2. おぼえていない</p> <p>またその金額は、あなたにとってどんな金額ですか。1つだけお選びください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. かなり無理した金額である 2. ややはりこんだ金額である 3. まあまあの金額である 4. 大して気にならない金額である </div>	<p>「天神崎」については金額が不明である。このため評価の表現がかえてある。</p>
	行動の確認	<p>問4. あなたは100㎡運動への参加をあなた以外の方々にすすめたことがありますか。次の中からあてはまる番号にいくつでも○印をつけてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. すすめたことはない 2. 特定の人ないし人々にすすめた 3. 会合などで不特定多数の人々にすすめた 4. 自分以外の人々の名前でも拠金するという形ですすめた </div>	<p>問4. あなたは天神崎市民地主運動への参加をあなた以外の方々にすすめたことがありますか。次の中からあてはまる番号にいくつでも○印をつけてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. すすめたことはない 2. 特定の人ないし人々にすすめた 3. 会合などで不特定多数の人々にすすめた 4. 自分以外の人々の名前でも拠金するという形ですすめた </div>	

表3.2 (つづき)

<p>献金対象との接触及び行動の確認</p>	<p>問5. あなたは斜里町ないしれとこ国立公園を訪ねたことがありますか。</p> <p>1. 訪ねたことがない(→Aへお進みください) 2. 訪ねたことがある(→Bへお進みください)</p> <p>A. (問5で「1.訪ねたことがない」と答えられた方々におたずねします。) 今後訪ねてみたいと思っていますか。あてはまる番号に1つだけ○印をつけてください。</p> <p>1. 今年ないし来年中には行ってみたい 2. いつかは訪ねてみたいと思っている 3. 今のところ訪ねてみたいとは思わない 4. その他(具体的にご記入ください) ()</p> <p>B. (問5で「2.訪ねたことがある」と答えられた方におたずねします。) お訪ねになったのはいつごろのことですか。あてはまる番号にいくつでも○印をつけてください。</p> <p>1. 拠金する前に訪ねた。 2. 拠金後に斜里町の主催する植樹祭に参加するために訪ねた 3. 拠金後に観光ないし商用で訪ねた 4. その他(具体的にご記入下さい) ()</p>	<p>問5. あなた天神崎を訪ねたことがありますか。</p> <p>1. 訪ねたことがない(→Aへお進み下さい) 2. 訪ねたことがある(→Bへお進み下さい)</p> <p>A. (問5で「1.訪ねたことがない」と答えられた方におたずねします。) 今後訪ねてみたいと思っていますか。あてはまる番号に1つだけ○印をつけて下さい。</p> <p>1. 今年ないし来年中には行ってみたい 2. いつかは訪ねてみたいと思っている 3. 今のところ訪ねてみたいと思わない 4. その他(具体的にご記入下さい) ()</p> <p>B. (問5で「2.訪ねたことがある」と答えられた方におたずねします。) お訪ねになったのはいつのことですか。あてはまる番号にいくつでも○印をつけて下さい。</p> <p>1. 何回となくいつている 2. 拠金する前に訪ねた 3. 拠金後に自然観察会に参加するために訪ねた 4. 拠金後に観光ないし商用で訪ねた 5. その他(具体的にご記入ください) ()</p>	<p>「天神崎」については身近かな自然であることを考した。</p>
<p>行動の自己評価</p>	<p>問6. あなたは100㎡運動に応募したことについて良かったと思っていますか。</p> <p>1. 良かったと思っている 2. 良くなかったと思っている</p>	<p>問6. あなたは天神崎市民地主運動に応募したことについて良かったと思っていますか。</p> <p>1. 良かったと思っている 2. 良くなかったと思っている</p>	
<p>運動全体への関心度</p>	<p>問7. ナショナル・トラスト運動には100㎡運動の他に「天神崎市民地主運動」がありますが、これについては知っていますか。</p> <p>1. 知っている 2. 知らない</p>	<p>問7. ナショナル・トラスト運動には、天神崎市民地主運動の他に「知床国立公園内100平方メートル運動」がありますが、これについては知っていますか。</p> <p>1. 知っている 2. 知らない</p>	

表3.2 (つづき)

調査内容	質問項目	質 問				備 考
		知	床	天	神 崎	
運動推進の方法についての意見	各運動主体の懸案事項に対する意見聴取	<p>問8. 皆様ご承知のように100㎡運動の拠金は土地の買上、植林及び買上地の管理のための費用に当てられています。このほかに、事務費として年間約1500万円(人権費を含む)の経費がかかっています。昭和56年度からは各年度の拠金収入の20%の範囲内で事務費に当てていますが、参加者数の今後の推移によっては町財政にとつてかなりの負担になりかねません。そこであなたのご意見をお聞かせ下さい。次の中からあなたのご意見に最も近いものを1つだけ選んで番号に○印をつけて下さい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 会員制の導入をはかるべきだ (年会費500~1000円程度)</p> <p>2. 1口8000円の金額をひきあげるべきだ</p> <p>3. 現行のままよい</p> <p>4. 事務費の削減をはかるべきだ (→Aへお進みください)</p> </div>	<p>問8. このような自然を守る運動が更に進展するために今後何が重要とお考えですか、最も重要と思われるもの◎、次に重要と思われるものに○印をそれぞれつけて下さい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 国や自治体が土地買上げの財政的支援を行うこと。</p> <p>2. 一括して資金を集め、一定の基準にもとづいて各地の運動に資金を配分する中央組織の確立。</p> <p>3. 自然保護用地を永久保存するための法制度(公共信託制度など)の確立。</p> <p>4. 各人が自己の身近かな自然を守る運動をすすめること</p> <p>5. 運動推進者と運動参加者とのコミュニケーションを密にすること</p> <p>6. その他(具体的にご記入下さい)</p> <p>()</p> </div> <p>◎ …… <input type="checkbox"/> ○ …… <input type="checkbox"/></p>			
		<p>A. (問8で「4.事務費の削減をはかるべきだ」と答えられた方におたずねします。)事務費の削減をはかるとした場合、あなたは以下のどの項目を選ばれますか。あてはまる番号にいくつでも○印をつけてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 領収書があれば登録証書の発行は必要ない</p> <p>2. 参加記念バッチは必要ない</p> <p>3. 参加者名は永久登録台帳に記載されていれば現地での表示は必要ない</p> <p>4. 現在年1回実施している植樹祭は必要ない</p> <p>5. しれとご通信の発行は必要ない</p> <p>6. その他(具体的にご記入ください)</p> <p>()</p> </div>	<p>問9. 市街地に隣接する貴重な自然の買上げを旨とする天神崎市民運動では、次のような悩みを担っています。将来の運動の参考のために御意見をお聞かせ下さい。</p> <p>A. 土地買上げにも県全体の環境保全に今後とも大きな資金が必要です。この資金確保のための主体と方法について次のよいと思われる方法に○をつけてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 自治体・国が主体となって資金を出す</p> <p>2. 今後とも市民運動中心の資金あつめに努力する資金あつめの方法は</p> <p>イ) 年会費制</p> <p>ロ) 現行のまま(寄付制)</p> <p>ハ) Tシャツ、ワッペンなどの販売など</p> <p>運動参加へのよびかけは</p> <p>イ) 全国からの支援をあおぐ</p> <p>ロ) 地元での運動を主体とする</p> <p>ハ) 各種団体・企業など</p> <p>大口からの資金集めを行う</p> <p>ニ) その他(具体的にご記入ください)</p> <p>()</p> </div>			

表 3. 2 (つづき)

		<p>B. 将来も多種類の生物が生きつづける観察地として配慮するため、関係機関を通じてとるべき方法として、適当と思われるものにいくつでも○をつけて下さい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自動車の乗入れ規制 2. 魚釣りの場所や餌の規制 3. 生物採集・持帰りの規制 4. 自然観察センターを設立して望ましい自然観察方法の普及をはかる 5. その他(具体的にご記入ください) () 6. わからない </div>	
<p>参加者の属性 参加決定に影響するとみられる要因</p>	<p>居住地の自然状況認識</p>	<p>2. 以下の質問項目はどういう方々が参加されているかを明らかにするための項目です。どうかありのままにお答えください。</p> <p>問1. あなたが住んでおられる周辺(小学校区)は緑の自然に恵まれていると思いますか。それとも恵まれていないと思いますか。あてはまる番号に1つだけ○印をつけてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 非常に恵まれている 2. どちらかといえば恵まれている 3. どちらともいえない 4. どちらかといえば恵まれていない 5. まったく恵まれていない 6. わからない </div>	<p>以下「知床」「天神崎」共通の質問である。</p>
	<p>緑への欲求とタイプ</p>	<p>問2. あなたのお住まいの周辺(小学校区)にもっと緑が欲しいと思うことがありますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 欲しいと思わない 2. 欲しいと思う(→Aへお進みください) </div> <p>A. (問2で「2. 欲しいと思う」と答えられた方々におたずねします)。あなたが欲しいと思われるのは、次のどちらのタイプの自然ですか。どちらか1つだけ選んでください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 芝生、花壇、植木などを中心とした、人が手を加えた環境 2. 樹木が多く鳥や昆虫が集まるような自然林を中心とした環境 </div>	

表 3.2 (つづき)

調査内容	質問項目	質 問				備 考																
		知	床	天	神 崎																	
	居住環境	<p>問3. あなたは現在どのようなところにお住まいですか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅と工場や商店が混在しているところ 2. 住宅が建て込んでいて緑はところどころにしかないところ 3. 住宅地であるが比較的緑の多いところ 4. 豊かな自然に恵まれた農山村、住宅地 																				
	余暇活動	<p>問4. 余暇時間の過ごし方として、次にあげる項目のうちあなたが現在特に好んでしていることを1つだけお選び下さい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>01 庭いじり</td> <td>06 バードウォッチング</td> </tr> <tr> <td>02 散歩・公園</td> <td>07 ハイキング</td> </tr> <tr> <td>03 魚釣り</td> <td>08 ドライブ</td> </tr> <tr> <td>04 サイクリング</td> <td>09 キャンプ</td> </tr> <tr> <td>05 自然観察</td> <td>10 山登り</td> </tr> <tr> <td colspan="2">11 その他(具体的にご記入ください)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">()</td> </tr> <tr> <td colspan="2">12 この中にはない</td> </tr> </table>				01 庭いじり	06 バードウォッチング	02 散歩・公園	07 ハイキング	03 魚釣り	08 ドライブ	04 サイクリング	09 キャンプ	05 自然観察	10 山登り	11 その他(具体的にご記入ください)		()		12 この中にはない		
	01 庭いじり	06 バードウォッチング																				
02 散歩・公園	07 ハイキング																					
03 魚釣り	08 ドライブ																					
04 サイクリング	09 キャンプ																					
05 自然観察	10 山登り																					
11 その他(具体的にご記入ください)																						
()																						
12 この中にはない																						
自然保護活動	<p>問5. 自然保護活動をはかるために全国各地で市民によるいろいろな活動が行われていますが、あなたはこのような活動に参加したことがありますか。次にあげる活動の中であなたが参加したことがあるものをいくつかもお選び下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 河原や公園でごみ拾いをするなどの美化清掃活動 2. 鳥の巣箱をかけたり、給餌施設を作るなどの野生動物保護運動 3. 身近かなところに木を植えたり管理するなどの緑化運動 4. 自然観察や探鳥会などの催し 5. 自然保護活動への資金カンパに協力した 6. その他(具体的にご記入下さい) () 7. 参加したことはない 																					

表 3. 2 (つづき)

家族構成

時間的
余 裕

問 6. あなたのご家庭の家族構成についておたずねします。
あなたを含めて()内にご家族の人数をお書きくだ
さい。

0 ~ 6 歳	()	人
7 ~ 17 歳	()	人
18 ~ 30 歳	()	人
31 ~ 60 歳	()	人
61 歳以上	()	人

問 7. 現在あなたは職についていますか。

1. 定まった職についている(→Aへお進みください)
2. パートタイム(アルバイトを含む)として働いてい
る
3. 働いていない
4. その他

A. (問 7 で「1. 定まった職についている」と答えられた方
におたずねします)。あなたの職場の週休制度及び夏休み
や年末年始の休暇についてお聞かせ下さい。

[1] 週休制度は次のどれにあてはまりますか。

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1. 週休 2 日制(毎週) | 4. 週休 1 日 |
| 2. 週休 2 日制(隔週) | 5. 週休 1 日半 |
| 3. 週休 2 日制(月 1 回) | 6. その他(不定期など) |

[2] 夏休みにまとまった休暇がとれますか。

- | | | |
|---------|---|----------|
| 1. とれる | → | () 日くらい |
| 2. とれない | | |

[3] 年末年始にまとまった休暇がとれますか。

- | | | |
|---------|---|----------|
| 1. とれる | → | () 日くらい |
| 2. とれない | | |

表 3.3 知床調査における発送・回収状況

	原簿からの 抽出数	住所 不完全	発送数	転居先不明 等で返送	無効数 (本人死亡等)	有効発送数	回収数	回収率	プレゼント された人の数
	①	②	③=①-②	④	⑤	⑥=③-④-⑤	⑦	(⑦/⑥)×100	
北海道	379	16	363	42	2	319	234	73%	17
青森	14	2	12	1		11	8	73	
岩手	5	0	5			5	3	60	1
宮城	30	1	29	3		26	20	77	
秋田	7	2	5			5	4	80	
山形	8		8			8	7	88	
福島	15		15			15	10	67	
茨城	30		30	2		28	25	89	
栃木	19		19	1		18	15	83	
群馬	17		17	1		16	15	94	1
埼玉	107		107	11	1	95	80	84	2
千葉	87		87	5		82	62	76	6
東京	455	12	443	31	3	409	319	78	21
神奈川	197	1	196	13	1	182	143	79	8
新潟	26	3	23	1		22	19	86	
富山	43	1	42	2		40	30	75	1
石川	11		11			11	11	100	
福井	5		5			5	5	100	
山梨	8		8			8	7	88	
長野	31	7	24	3		21	17	81	
岐阜	18	1	17			17	17	100	2
静岡	53		52	4	1	47	35	74	2
愛知	64		64	6	1	57	43	75	3
三重	28		28			28	20	71	1
滋賀	16	2	14			14	13	93	
京都	50	4	46	1	2	43	34	79	1
大阪	157	1	156	15	1	140	105	75	4
兵庫	107	2	105	11	1	93	66	71	4
奈良	15	1	14	1		13	11	85	1
和歌山	11	2	9	3		6	3	50	
鳥取	18	3	15			15	12	80	
島根	5		5			5	2	40	1
岡山	16		16	1		15	9	60	
広島	41	1	40	3		37	28	76	1
山口	20	3	17		1	16	11	69	
徳島	11		11			11	7	64	
香川	17		17	1		16	10	63	
愛媛	12	1	11	1		10	7	70	
高知	12	1	11			11	8	73	
福岡	51	4	47	3		44	37	84	3
佐賀	6	1	5			5	4	80	
長崎	8		8	1		7	5	71	1
熊本	15		15			15	12	80	1
大分	11	1	10	2		8	7	88	1
宮崎	10	1	9			9	6	67	
鹿児島	13	1	12			12	10	83	
沖縄	7		7			7	4	57	1
計	2286	75	2211	169	14	2028	1560	77	84

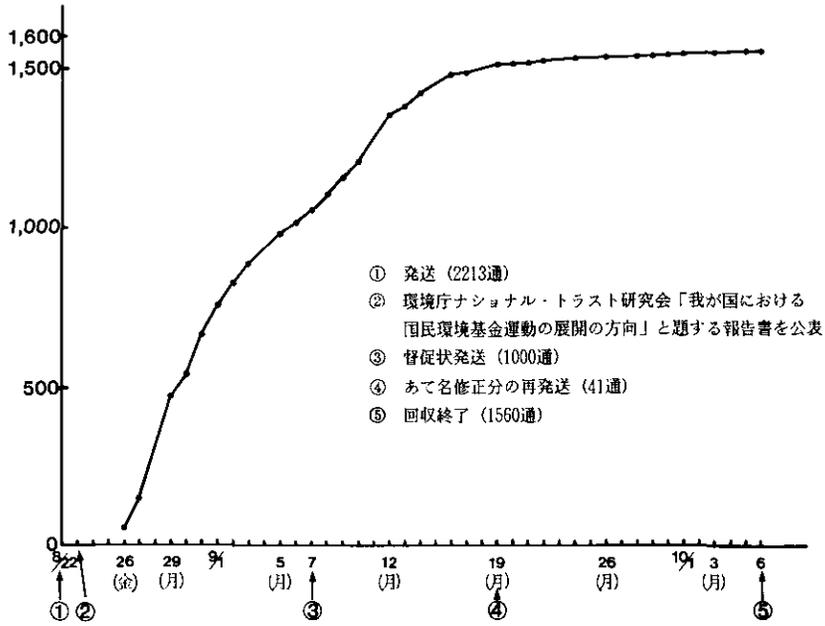


図 3. 3 知床調査回収状況

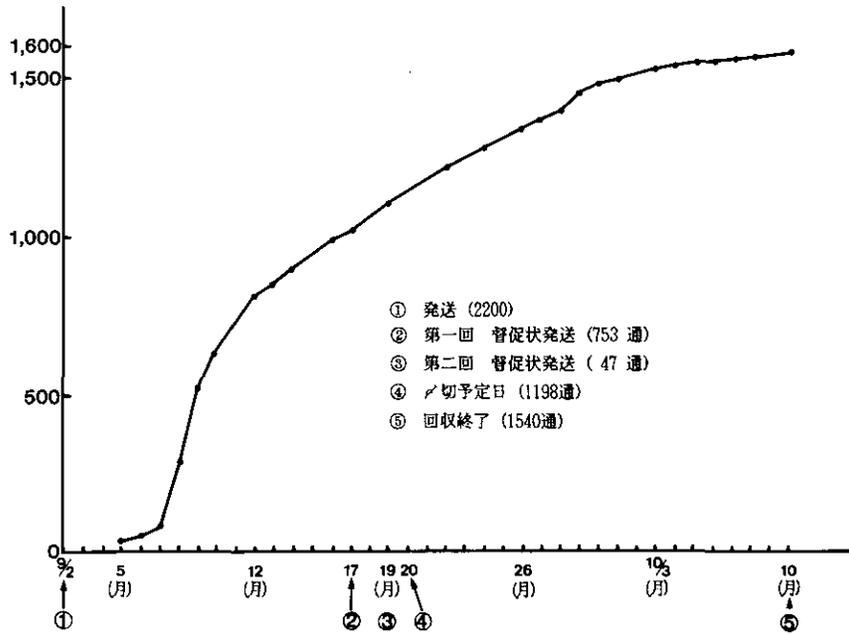


図 3. 4 天神崎調査回収状況

3.4 調査票設計に当たっての若干の留意点

調査票の設計に当たって以下の点に特に留意した。

(1) 参加者の同定一本調査はあくまでも「身銭をきった」人を対象としている。「知床」の場合、醸金の証書が結婚祝などに他人の名前で登録されて贈られることがある。また両運動共家族の名前で醸金されることが多い。このため「回答についてのお願い」及び調査票の質問のはじめにプレゼントされた人でなしに醸金者自らが記入するように指示した。

(2) 二つの調査における応募動機項目の若干の違いについて一応募動機項目は前述したクルティラの三つの価値とそれぞれの運動に固有の要因、及び対象とする自然の特性を考慮して決定した。九つの項目のうち、項目番号2, 3, 6, 7は両調査に共通である。「知床」については、対象地が斜里町の市街から更に遠く離れた原野のなかにあるということと、運動の標語が「知床で夢を買いませんか」ということから、「夢とロマン」が主要な理由であると予想して、これとの関連で自然保護関連の理由や運動推進者に関する理由を列挙したものである。「天神崎」については、知床と異なり、対象地が田辺の市街地に隣接し、すぐ足元まで開発の波が押し寄せてきている身近の自然であることから、身近な自然の保護との関係でクルティラの三つの価値に関する項目、開発行為のとりえ方や、運動推進者に関する理由を聞いてみた。

第4章 ナショナル・トラスト運動参加者の意識と行動 — 調査結果と分析

本章ではアンケート調査結果とこれを用いた分析について述べる。4.1では、運動全体の広がりについて、主に参加者の名簿より得られた① 参加行動の経年的推移、地域的広がりから分析し、調査の第一の目的に回答を出す。

4.2以下では主に単純集計結果より、調査の第2の目的である② 運動参加者行動 を分析するが、特に重要である情報伝達については4.2に、参加動機と参加者の価値意識については4.3に、参加者の地域分布については4.4に、別途詳細に論じる。また、4.5では参加者の居住生活環境での行動と意識の関連を分析する。③ 運動参加行動からみた対象地の自然的価値の関連の分析は4.6に述べる。

調査の第3の目的である運動の推進方法についての回答は、4.7にまとめ運動主体への参考とする。

4.1 運動の推移と広がり

運動を俯瞰するために、母集団(参加者全員)についてのデータがえられる項目については、参加者名簿からの集計結果をのべる。

4.1.1 参加者数の経年推移からみた運動の展開

運動の経年的展開状況を参加者数の変化でみている。図3.2は知床、図4.1は天神崎についての参加者数推移を示している。図3.2、図4.1から一見できることは運動の盛り上がりには波が大きくあることである。知床の昭和54年後半、天神崎の昭和57年後半のピークはマスコミにより啓発された盛り上がりであり、全国からの支援が急増している。

「知床」は運動の経緯からみて図のように3期に分けて考えられる。全国的広がりには第Ⅱ期から始まりピークのⅡ期を過ぎてⅢ期へ息長く続いている。「天神崎」も3期に分けられる。Ⅰ期は地元中心で運動が行われた時期で湿原買い取りまで、Ⅱ期は運動が全国的になるまでの根強い動きであり。これがⅢ期になってピークに至り現在に続いている。

天神崎52年のピークは地元募金や隣町の白浜で行われたネプチューン計画準備会に続く盛り上がりで、和歌山県からの参加がほとんどであった。昭和53年12月は中央湿原買い取りの努力で「市民協議会」が最も苦しんだ時期である。「知床」と比較すると「知床」が特に昭和55年以降着実に参加者を加えているのに対して、天神崎は二つのピークが突出している。

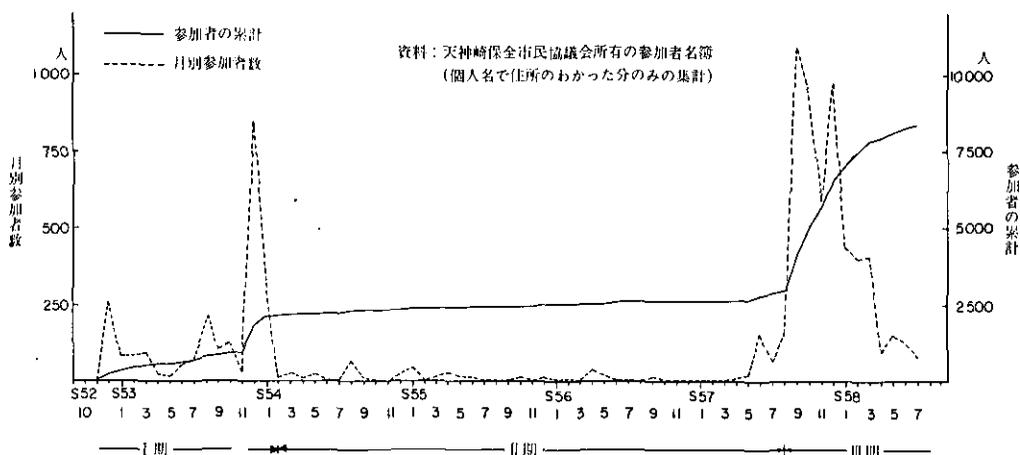


図 4. 1 運動参加者推移(天神崎)

4.1.2 参加者の地域分布—大都市圏と地元

「知床」参加者の県別比率は、東京、北海道、東京周辺3県で各々全参加者の17～18%程度を示し、大阪、東京、兵庫の3府県で各々12%程度と大都市圏の参加がみられる。「天神崎」は和歌山県からの参加が52%を占め、田辺市だけをとっても全体の30%近い比率である。大阪11%、東京8%、大阪周辺3県(京都、兵庫、奈良)、東京周辺3県(神奈川、埼玉、千葉)がこれに続く。両者とも全都市府県からの参加がみられる。これを県人口当たりになおして図4.2、図4.3に示す。

「知床」では北海道開拓や薬売りなどの関係で富山県からの参加者が多く、「天神崎」では斜里町からの応援で北海道が多い。こうした特殊な要因を除けば、地元と大都市圏を中心に参加比率が大きい。さらに「天神崎」について和歌山県からの参加者のみの分布を図4.4に示す。ここでも参加者比率が現地田辺市中心に広がっていることが示されている。

4.1.3 参加者の年齢と職業

以降はアンケート調査からえられた結果である。無作為抽出、回収率75%の調査であるから、ほぼ参加者を代表しているとみなしてよいであろう。

表4.1、表4.2は、どのような人々が運動に参加しているかを示す例として、回答者の属性を、全国データないし前述した総理府調査との対比でまとめたものである。「知床」においての北海道内の回答者全体に占める比率が15%であるのに対して、「天神崎」では回答者全体の52%が和歌山県内という具合に、地元県の占める比率が大なので、後者については県内と県外に分けて集計表示してある。まず、表4.1は醸金時の年齢に基づく集計結果であるが、「知床」においては、25～34歳層と50～59歳層が、全国データとの比較でみると、積極的に参加していることがわかる。また、I期からIII期へ移るにつれて30～39歳の層が増えている。

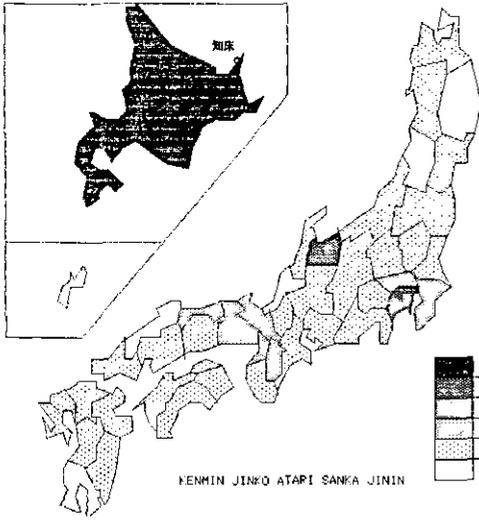


図 4. 2 県民100万人当たりの参加者数(知床)

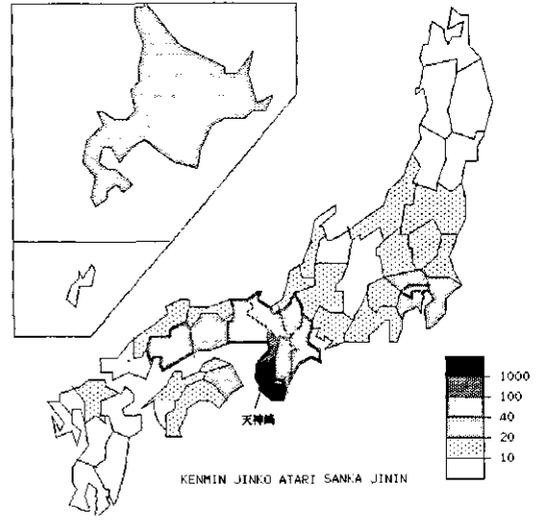


図 4. 3 県民100万人当たりの参加者数(天神崎)

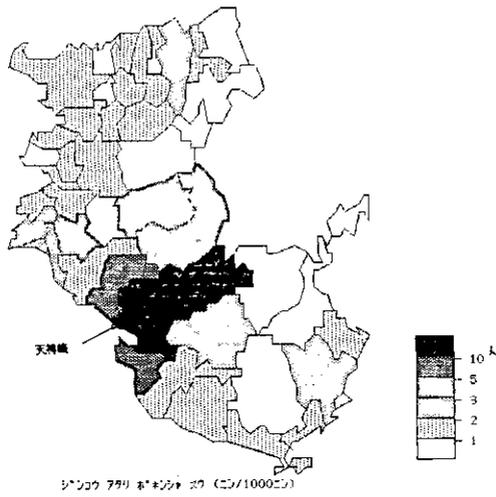


図 4. 4 和歌山県における人口1,000人当たり参加者数(天神崎)

表4.1 参加者アンケートの年齢分布 (15歳以上の参加者に限る)

年 令	人口構成比 全国 (S55年)	総理府世論 調査 (S56.6)	知 床 (全国から の参加者)	天 神 崎	
				和歌山県内から の参加者	和歌山県外から の参加者
15~19	9.2	8.9	2.2	1.3	2.5
20~24	8.8	7.8	5.6	3.9	3.6
25~29	10.2	9.4	13.6	5.7	7.9
30~34	12.0	23.5	15.7	12.1	16.4
35~39	10.3		10.4	15.8	14.5
40~44	9.3	17.9	9.3	13.4	9.6
45~49	9.0		10.1	12.7	8.8
50~54	8.0	16.6	10.1	14.4	7.2
55~59	6.3		8.0	7.4	6.8
60	16.9	19.5	14.9	13.2	22.8
計	100	100	100	100	100
サンプ ル数(15 歳以上)		2,417人	1,456人	612人	795人

表4.2 参加者の職業別分布 (M)

職業分類	総理府 世論調査 (S56.6) (%)	知 床 (全国から の参加者) (%)	天 神 崎		
			和歌山県内から の参加者 (%)	和歌山県外から の参加者 (%)	
農林漁業	10.3	2.6	3.7	1.0	
自営・サー ビス業	13.3	11.5	12.8	7.0	
公務員・教員	15.2	22.8	42.8	21.7	
事務職		12.9	6.1	9.1	
技能職	17.6	4.9	5.0	2.1	
専門職	0.3	13.0	4.5	10.2	
管理職	1.6	8.7	4.3	5.7	
主婦(パー トを含む)	23.9	15.1	13.1	27.9	
学生	9.3	3.5	2.4	5.3	
無職	8.5	8.8	8.6	13.3	
合計	100.0	103.8	103.3	103.3	
性別	男	46.5	65.3	64.1	48.6
	女	53.5	34.7	35.8	51.2

* 表中の%は、各項目への回答件数を回答者数で割った百分率である。
(M) は質問に対する回答が複数個ありうる (複数回答) ことを示している。
表4.3~4.7についても同様である。

「天神崎」をみると地元和歌山県では30歳から54歳の働きざかりが中心であるが、Ⅲ期には50～54歳層が増えている。和歌山県以外では60歳以上と30歳台が多く、40～50歳台の参加は少ない。60歳以上がⅠ期～Ⅲ期を通じてコンスタントに参加しているのに対し、30歳台の参加は「ナショナル・トラスト運動」として脚光をあびた第Ⅲ期から目立つ。

ここで注目すべきは、特に「知床」において、若い社会人(25～34歳)が全回答者の3割もいるということである。自然を守るとかチャリティーというと、一般的には、ひととおりのものわかった年頃の人々の関心事だと思われるが、このように、社会人や家庭人としてあゆみはじめて間もない人々が積極的に参加しているのである。

両運動のこうした全国からの応募は新聞等の情報媒体において喚起された心情的参加も多いが、地元からの応募は自身の体験を踏まえた参加とみられる。

次に、表4.2は職業別、性別の集計結果を前述の総理府調査との対比で示したものである。「知床」、「天神崎」ともに、公務員・教員、専門職、管理職といったところが積極的に参加している。「知床」においては自治労の応援、「天神崎」においては運動推進者に教員が多いため、特に和歌山県ではこれが目立つ。全国的な応援となると専門職、管理職が増えてくる。「知床」の一口8,000円となると主婦の出番は少ないが、「天神崎」を全国から支援する人には主婦や無職の人が多い。性別をみても和歌山県外からの天神崎支援者の50%が女性である。特記されるべきは、「天神崎」を県外から支援する人々に主婦が多いことである。これは「天神崎」における運動のリーダーである外山八郎氏の、「教育運動として天神崎運動をとらえていこう」、「天神崎の自然を子供達にとっての生きた学びの場として守っていこう」という信念が、全国のお母さん方によって共感をもって受け取られていることを示すものといえる。

4.2 参加に至る情報伝達

参加者が運動の存在を知るに至った径路(表4.3参照)については、「知床」、「天神崎」ともに、新聞、口コミ、テレビなどの貢献は大である。特に、全国的なPRという面での朝日新聞の役割は大きい。例として、昭和54年11月4日付「天声人語」に「知床」のことが紹介されてから急激に参加者が急増したとされる昭和54年11月から翌年3月までの5か月間(図3.2の「知床」Ⅱ期)についてみると、この期間に醸金を行った回答者の実に7割強の人々が朝日新聞から情報を得たとしている。これは後述するように、「天声人語」における紹介文と参加者のもっている価値意識がよくフィットした例であり、運動のPRの仕方という点で学ぶべき点は多いが、これも森林文化協会等での活動を通じて、社会をあげて自然保護に取り組んできたという実績があつてのこととみるべきであろう。また、「天声人語」は昭和57年9月3、4日と続けて「天神崎」を紹介し、先にみた全国参加の盛り上がりのきっかけをつくっている。他の新聞やTVもかなりの数報道しており、それが小さなピークを形づくっている。「天神崎」においては田辺市の地方紙紀伊民報の役割も大きい。

見るべきはこの種の運動における口コミの伝達力である。自由意見からみても和歌山県では運動

表4.3 運動を知るに至った径路

問：運動についてどのようなきっかけで知りましたか(M)

情報媒体	知 床				天 神 崎	
	全回答者 (%)	釀金時点別集計			和歌山県内から の回答者(%)	和歌山県外から の回答者(%)
		I期(%)	II期(%)	III期(%)		
朝日新聞	51.6	15.2	74.3	52.3	27.2	72.1
口コミ	23.6	37.5	16.2	22.6	45.5	16.6
テレビ	11.9	13.7	7.8	13.5	23.3	25.8
自然保護関係誌	6.8	3.2	4.0	9.6	2.2	4.0
北海道新聞/ 田辺の地方紙	5.6	13.0	1.0	5.4	49.7	2.6
ポスター・ パンフレット	5.4	6.1	1.9	6.9	8.6	1.2
ラジオ	4.5	4.0	4.8	4.6	3.7	3.2
一般雑誌	3.7	3.2	3.3	4.0	0.3	2.2
毎日新聞	3.3	2.9	4.5	2.8	7.8	4.0
地方紙	3.1	4.0	1.0	4.0	5.3	0.7
その他	8.4	18.8	3.3	7.5	21.6	16.2
回答者数	1,476人	277人	421人	778人	625人	814人

推進者達の精力的活動もあり、かなりの人が知人からの勧めで参加している。「知床」にしても「天神崎」にしても運動の趣旨が大義名分の立つ納得のゆくものであるとの確信が口コミを行う人々を支えているのであろう。

4.3 参加の動機と価値意識

まず、「知床」について表4.4をみると、全回答者では「夢とロマン」をあげる人が意外と少なく、主たる理由の第1位が「日本に残された貴重な自然を守りたいから」、従たる理由の第1位が「子供たちの世代に貴重な自然を残したいから」となっている。この結果は、回答者の各種の属性に基づくクロス集計においてもほとんど変わらないが、ただ、自分の名前ではしないが第三者にプレゼントした人々においては、「子供達の……」が主たる理由、従たる理由共に第1位になっている。

「天神崎」について表4.5をみると、予想どおり「自分の身のまわりから、自然が失われつつあることを残念に思うから」が主たる理由の第1位に、「運動する人の熱意に感動したから」が従たる理由の第1位にあげられている。「知床」の推進が組織で行われているのに対して、「天神崎」のそれは「人」のイメージが強く、それ故「運動する人の熱意」を従たる理由の第1位にあげる人が多いのであろう。ただし、和歌山県外の回答者では、「日本に残された貴重な自然を守りたいから」が主たる理由の第1位になっており、表4.5に示すように、現地から遠ざかるほど「日本に残された……」を第1位にあげる率が高まる傾向にある。

次に、以下の2点を考慮しながら、これらの結果の解釈を試みてみる。第1点は、現地への訪問

表 4. 4 運動への応募理由 (知床)

問：あなたが100平方メートル運動に応募した理由は何ですか。最も大きな理由に◎印を一つ、次に大きな理由に○印を一つつけてください。

応募理由の内容	全回答者(1,476)		北海道(217人)	東京都(298人)	大阪府(101人)
	◎(%)	○(%)	◎(%)	◎(%)	◎(%)
1. 夢とロマンがあるから	11.8	14.0	10.6	11.7	8.9
2. 日本に残された貴重な自然を守りたいから	43.8	21.0	33.6	52.3	46.5
3. 無条件に未知の自然を残したいから	10.3	8.9	6.0	12.1	19.8
4. 子どもたちの世代に貴重な自然を残したいから	12.4	23.3	15.2	12.4	5.9
5. 自分が将来訪ねるときに貴重な自然が残っていてほしいから	1.6	6.4	2.3	1.0	1.0
6. 自分にとって、なつかしい思い出の自然であるから	2.7	6.4	1.8	2.3	5.0
7. 運動する人の熱意に感動したから	2.4	8.9	5.1	3.0	2.0
8. 自治体が担当していて信頼できるから	0.7	9.7	1.4	1.3	0
9. その他	2.1	3.0	3.7	1.3	1.0
合計	87.8	101.6	79.7	97.4	90.1

表 4. 5 運動への応募理由 (天神崎)

問：あなたが天神崎市民地主運動に応募した理由は何ですか。最も大きな理由に◎印を一つ、次に大きな理由に○印を一つつけてください。

人) 応募理由の内容	全回答者(1,440)		和歌山県(626人)	大阪府(185人)	東京都(296人)
	◎(%)	○(%)	◎(%)	◎(%)	◎(%)
1. 自分の身のまわりから、自然が失われつつあることを残念に思うから	36.0	19.5	41.1	38.9	26.5
2. 日本に残された貴重な自然を残したいから	30.3	18.3	21.4	30.8	43.5
3. 無条件に未知の自然を残したいから	6.1	5.1	3.7	5.9	9.5
4. 子どもたちに身近な自然を残したいから	8.4	16.0	14.5	3.8	1.4
5. 自分が将来訪ねるときに、自然が残っていてほしいから	0.7	2.8	0.6	0	1.4
6. 自分にとってなつかしい思い出の自然だから	3.1	3.5	4.0	4.3	2.0
7. 運動する人の熱意に感動したから	10.3	26.0	10.2	10.8	8.8
8. 県・市が支持しており、信頼できるから	0.2	1.7	0.3	0	0.7
9. その他	2.3	2.4	1.3	2.2	3.4
合計	97.4	95.3	97.1	96.7	97.2

状況である(表4.6)。まず、「知床」については北海道内の81%、北海道外の38%が斜里町ないし知床国立公園を訪ねたことがある、と答えている。「天神崎」については、和歌山県内の70%が天神崎を訪ねたことがあると答えているのに対して、県外の人で現地を訪ねた人は15%にすぎない。

表4.6 現地を訪れたことがあるか

	単位 %		
	知床	天神崎	
		和歌山県	除和歌山県
○訪ねたことはない	54.7	27.5	84.5
今年ないし来年中に行ってみたい。	3.4	6.4	4.1
いつかは訪ねたい。	47.2	17.9	66.1
今のところ、行ってみたいとは思わない。	2.6	2.9	11.4
○訪ねたことがある。	44.3	71.4	14.9
釀金する前に訪ねた。	30.4	12.8	3.8
何回となく行っている。	—	56.4	6.1
釀金後植樹祭参加のため。	3.6	—	—
釀金後自然観察会参加のため。	—	5.1	0.5
釀金後、観光ないしは商用で。	9.3	2.7	1.4

第2点は、前述した自然保護に対する人々の支払意志に關与する価値として、Krutilla(1967)のあげる三つの価値、オプション価値、存在価値、遺贈価値についてである。

これらを念頭において表4.4、表4.5をみると、まず「知床」については、東京で42%、大阪で50%の人々が斜里町ないし知床国立公園を訪ねたことがあり、「日本に残された貴重な自然を守りたい」だけでなく、存在価値、遺贈価値のために応募したとする率も「天神崎」にくらべて高い。このことと、昭和54年11月4日付「天声人語」の「……知床には、アカエゾマツ、シラカバが生い茂り、海辺にはハマナスやエゾスカシユリが咲く。貴重なオジロワシの姿がみえ、斜里町にはサケの群がのぼる。そういう北国の自然も、ほおっておけば、不動産業者に買い占められ、開発される運命にあった。……あなたも知床で緑の夢を買いませんか」という一文が強く人々の共感を得たことからわかるように、参加者の頭に描く対象地は、運動対象地である開墾跡地にとどまらず、その背景、周囲を含む広い意味での知床の自然であり、それが貴重な自然であるために守りたいとする人々が多くいることがわかる。このことはさらに、運動推進者である斜里町役場のかかえている問題に対する回答者の意見にもはっきりあらわれている。後述する表4.11に示すように、回答者(1,476人)のうち約4割の人々が、今後とも身銭をきって運動を支援していこうという気持ちをもっているのである。

一方、「天神崎」については、現地に近く、現地を訪ねたことのある人ほど「自分の身のまわりから、自然が失なわれつつあることを残念に思うから」を主たる理由にあげる傾向が強いが、表4.5において見逃せないのは、現地から遠く離れて、現地への訪問率も低い(10%)東京都の回答者の

約27%が「自分の身のまわり……」を主たる理由にあげていることである。関連して注目すべきは、「知床」(表4.4)において、特に地元の北海道において◎をつけなかった人々が2割程いることである。このこと自体は、「知床」の質問表に記載したのとは異なる理由、特に天神崎の質問票に記載した“自分の身のまわりから自然が失われつつあることを残念に思うから”という理由、で醸金した人々がいることを示唆している。「天神崎」の結果と照合してみると、全国的にみても、身近の自然が失われていくことへの抗議行動という意味で醸金している人々がかなりいることを示唆している。こういう見逃せない事情はあるにせよ、「天神崎」(表4.5)についての特徴は、現地から遠ざかるとともに「日本に残された貴重な自然を残したいから」を主たる理由にあげる人々が増えているということである。対象地の自然の貴重さについても幅広い合意が成立し、かつ「しれとこ通信」の発行や、植樹祭の開催などを通じて運動参加者とのコミュニケーションにも気を配っている「知床」の場合と異なり、醸金後の参加者とのコミュニケーションも少なく、対象地の自然について今一つPRに欠けている「天神崎」の今後の運動の進め方に、これらの結果は示唆するところが大きい。天神崎の自然価値について論議は多いが、それなりの認識を参加者に明確にさせた方が長い目でみると運動の推進に役立つのではなかろうか。

Krutillaの三つの価値に関していえば、遺贈価値については「知床」、「天神崎」ともに、地元県で高く、地元外で低いが、存在価値については逆に地元県で低く、地元外で高くなっている。これらは納得しうる結果であるが、オプション価値の支持率は低い。これは、筆者のように瀬戸内海の臨海工業地帯や多摩ニュータウンのできる以前に現地を旅したことのある者にとっては、だまっていたのは将来時点にわたって自然が保護されるという保証はないという気持ちが強く、それゆえ、自分が訪れるときに残ってもらうために身銭をきることは、経済合理性にもかなっている面があり(北畠, 1983)、この観点からは意外な結果であった。

以上から、ナショナル・トラスト運動参加者にみる価値意識として、対象地のもつ自然の貴重さ、遺贈価値、存在価値とともに、特に「天神崎」の場合に、身近の自然が失われていくことに抗議したいとする気持ちのあることが明らかになった。ただし、本論のはじめに提示したただのり論に関していえば、「知床」への醸金者の一人でもある、さる法学者の方が「同じ運動が琵琶湖で行われたとしたら、自分のお金で地元の数多くの人々が恩恵をこうむるのに心穏やかでない気もするが、知床なら人も少ないので損をするという気持ちはあまりない」という主旨のことをいわれたのは「知床」、「天神崎」につぐ第3、第4の運動を全国的に進めていくという観点からは示唆するところが多い。

4.4 参加者の生活環境での行動

4.4.1 地域活動

参加者がどんな生活環境で生活し、その環境の中で自然環境に対してどのような働きかけをしているかを簡単に述べる。アンケート結果については付録(1)を参照されたい。

参加者の住宅のまわりには緑は比較的多く、「知床」では64%、「天神崎」では73%（和歌山県）ないし57%（和歌山県以外）の人が緑に恵まれた地区に住んでいるとしている。「天神崎」の場合和歌山県以外ではどちらかといえば緑に恵まれていないとする人も30%に達する。

この中で、庭いじりや散歩などで身近な自然を楽しむ人が多い。自然観察や探鳥会などに参加する人は、総理府による全国調査の1.7%と比べると10～13%と相当多く、緑化運動や美化清掃運動への参加も多い。ただし「天神崎」の和歌山県外の参加者は観察会への参加はあるが、美化清掃運動や緑化運動への参加は全国平均より下回っており、都会での身近な運動が物理的に困難な様子をかいま見せている。

4.4.2 口コミや訪問に至る行動

自分の行った意思決定が正当であり動機が強ければ、他人との話題にしたり、人に勧めて運動を加速しようとする。両運動とも半数近くの人がこうした行動を行っており（表4.7参照）、特に「知床」に多かった。「天神崎」では「天神崎」の知名度の薄さのため和歌山県以外の人あまり人に勧めていない。

醸金後に現地を訪れた人も、観光ルートに入っている「知床」の方が「天神崎」より多い。両運動の参加者に互いの運動を知っているかを尋ねると、「知床」参加者の53%は「天神崎」を知っており、「天神崎」参加者の76～80%は「知床」を知っている。特に「天神崎」の和歌山県以外の参加者の内86%は「知床」を知っており、都会からの参加者の意識の高さと「知床」の知名度の高さを示している。

表4.7 「知床」,「天神崎」への参加を他の人に勧めたか？ (M)

	単位 %		
	知 床	天 神 崎	
	全国から の参加者	和歌山県 内からの 参加者	和歌山県 外からの 参加者
すすめたことはない	32.6	46.0	58.6
特定の人ないし人々にすすめた	49.5	41.1	31.6
会合などで不特定多数の人にすすめた	13.3	12.3	7.5
自分以外の人の名前で拠金するという 形ですすめた	9.8	3.2	3.7
	105.2	102.6	101.4

4.5 参加行動の地域分析

4.1～4.4では、アンケート調査という、いわばマイクロな手法を用いて、個々人をして運動への参加に至らせる価値基準といったものをさぐろうと試みた。それでは、「知床」,「天神崎」への参加行動に影響を与えているマクロ的要因は何であろうか。

本節では、参加行動の指標として「知床」「天神崎」それぞれへの県別参加者数を県人口(10万人)で割って得られる県民人口10万人当たり参加者数(以下、「知床」参加率、「天神崎」参加率と略す)をとり、これに影響を与えている要因として表4.8に示す13変量をとって多変量回帰分析を試みることにする。

まず、これまでの考察から、「知床」「天神崎」へは都市域からの参加が多いこと、参加のきっかけを与える面でのマスコミの影響は無視できないこと、また参加率でみた場合、地元(北海道、和歌山県)で飛び抜けて高いこと、さらに開拓や薬売りの関係で北海道と関係の深いところへ、北日本新聞を通じての呼びかけによって急に参加者の増えた富山県の参加率が「知床」において非常に高い、といったことがわかっている。これらに対応して選ばれたのが、都市化指標、マスコミ指標、ダミー変量である。ここでダミーとは、ある特定の県に属するデータは値1をとり、それ以外の県に属するデータは値0をとるという具合に、分類尺度で測られる変量のことである。また、前節の分析からも、特に「天神崎」において、現地から遠くなったり、現地を訪れたことのない人々と、現地に近かったり、現地を訪れたことのある人々との間では参加意識に差があることがうかがわれる。これに対応して選ばれたのが、アクセス指標(現地への訪問の容易さに関する指標)である。

表4.8 参加行動の統計分析に用いる目的変量と説明変量

説明変量	目的変量	
	県民人口当たり 「知床」参加者数 (人/10万人)	県民人口当たり 「天神崎」参加者数 (人/10万人)
都市化指標		
県民人口(10万人)	U ₁	○
可住地面積あたり(人口/km ²)	U ₂	○
人口集中地区人口割合(%)	U ₃	○
マスコミ指標		
人口/新聞総頒布数	M ₁	○
朝日新聞(朝刊)頒布数/人口	M ₂	○
毎日新聞(朝刊)頒布数/人口	M ₃	○
読売新聞(朝刊)頒布数/人口	M ₄	○
アクセスの容易さに関する指標		
現地への鉄道距離(km)	A ₁	○
現地への往復鉄道運賃(千円)	A ₂	○
経済指標		
一人あたり県民所得(千円)	E ₁	○
ダミー変量		
北海道	D ₁	○
富山県	D ₂	○
和歌山県	D ₃	○

出所：県民人口、マスコミ指標および経済指標については、昭和59年版全国新聞ガイド(日本新聞協会)、残りの都市化指標については、統計からみた茨城の地位(茨城県企画部統計課、S57年)。

さらに、参加行動はとりも直さず身銭をきることであるから、好むと好まざるとにかかわらず経済行動の一部になっており、この側面を表現するものには、個々人の経済的な資源制約(暇とお金)があるが、ここでは一人当たり県民所得をとりあげる。

これらの変量を用いた各種の重回帰分析において、最も高い説明力を得たのは次の2式である：

$$y_1 = 2.59 + 1.206 \times 10^{-3} U_2 + 151.14 M_2 - 121.9 M_3 + 41.02 D_1 + 18.03 D_2 \quad (1)$$

(4.239) (5.338) (5.527) (-4.067) (22.875) (9.816)

$$R^2 = 0.9442, N = 47$$

$$y_2 = 0.5225 + 0.0708 U_3 + 28.58 M_3 - 0.082 A_2 + 392.979 D_3 \quad (2)$$

(0.668) (6.322) (2.484) (-4.434) (285.409)

$$R^2 = 0.9996, N = 47$$

「知床」参加率(y_1)、「天神崎」参加率(y_2)ともに、説明変量の係数のT値(括弧内)は高く、統計的に有意(5%水準)である。また、推定された回帰式の説明力(R^2 の値)も大きく、マスコミ変量を除いて、係数の符号も予想されたとおりである。以下、個別に詳しくみてみることにするが、その前にダミー変量を用いた回帰式の解釈について留意点を述べる。すなわち、(1)、(2)式において、ダミー変量に対応するサンプルをデータから除外して回帰計算を行っても、ダミー変量以外の説明変量の係数値に変化はない。いいかえれば、ダミー変量に対応するサンプルは、参加率と説明変量との統計的な関係には影響を与えないのである。それゆえ、以下の図4.7、4.8、4.9では、ダミー変量に対応するサンプルは除いてプロットしてある。

図4.5は、アクセス指標の一つとして、鉄道とバスないし(及び)船という輸送手段によった場

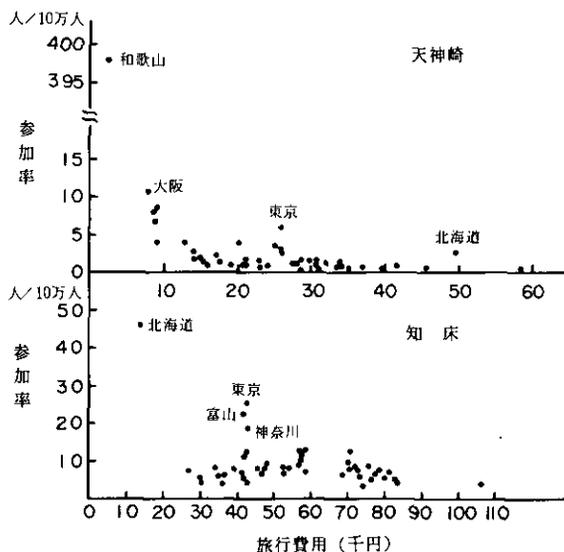


図4.5 参加率とアクセス指標(旅費)との関係

合にかかる現地までの往復旅費(A_2)をとり、これと各参加率の関係をプロットしたものである。これをみても、「天神崎」の場合に、地元和歌山県の参加率がとび抜けて高く、また、全体として原点(現地)から離れるにつれて参加率が減少する傾向にあることがわかる。図4.6は、参考までに、和歌山県内からの天神崎参加者について距離減衰を見たものであるが、和歌山県内についても全国と同様の傾向が見られる。「知床」については、ここでも地元北海道の参加率が高いが、東京都、富山県、神奈川県に参加も高く、それ以外の県ではほぼ一定の参加率になっている。このため(2)式においてのみ、旅費がかさむと参加費が減るという関係が得られている。

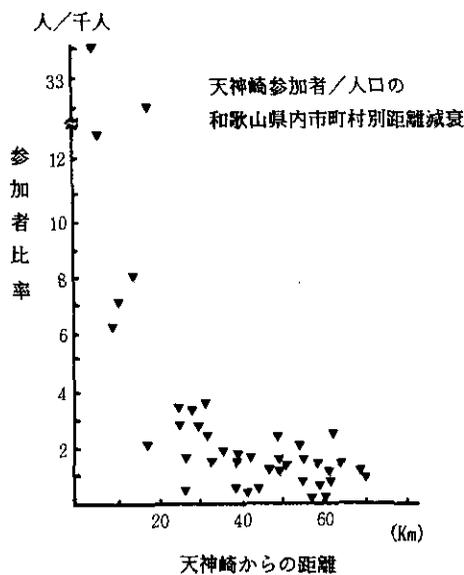


図4.6 参加者の距離減衰(天神崎)

次に、都市化指標に関して、(1)式において可住地面積当たり人口(U_2)が、(2)式において DID 人口比率(U_3)が、というように異なる指標が採用されているのはなぜだろうか。まず、図4.7に示すように、「知床」においては県民所得(E_1)と参加率(y_1)の間には割合高い正の相関($r=0.8029$)があるが、「天神崎」については、東京で伸び悩んでいることもあって、相関はそれほど高くない($r=0.6186$)。このため「知床」では、都市化指標のうち、 E_1 と最も高い相関($r=0.8692$)をもち、 y_1 との相関も最も高い($r=0.8158$) U_2 が(1)式に採用されている。一方、「天神崎」については、図4.8に示すように、DID 人口比率(U_3)が伸びると参加率が増える傾向にあるが、DID 人口比率の伸びに比べて東京都、神奈川県に参加率の伸びは小さく、奈良県、三重県、滋賀県の伸びは大きい。この東京、神奈川で低く、奈良、三重、滋賀といったところで高いという傾向を説明する変量として選ばれたのが、人口当たり毎日新聞頒布数(M_3)である。それゆえ、(2)式の解釈としては、 M_3 が増

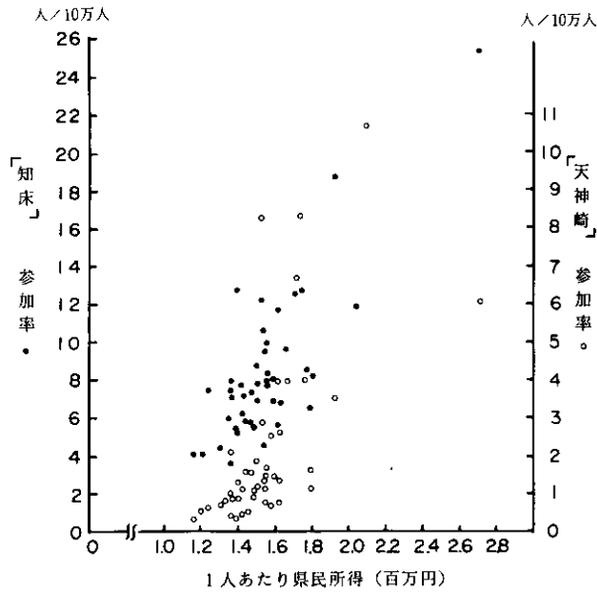


図 4.7 参加率と経済指標(県民所得)の関係

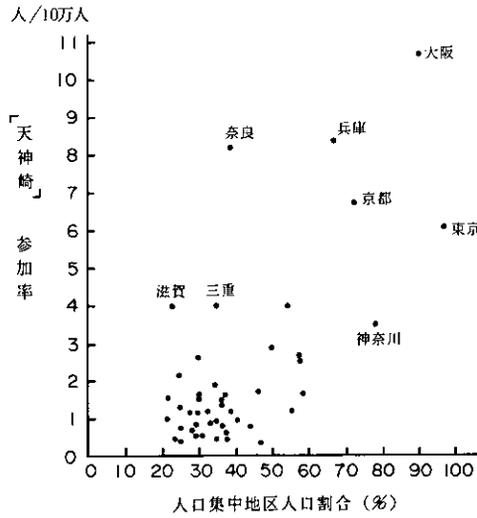


図 4.8 「天神崎」参加率と都市化指標(DID人口比)の関係

えると参加率が増えるとみるべきでなく、都市化指標(DID人口比)で説明されえない地域的かたよりを M_3 が代表して説明しているとみるべきである。

同様なことが起こっているのが (1)式における M_3 である。図 4.9 は M_3 と「知床」参加率 (y_1) との関係プロットしたものである。図中、実線で囲んであるサンプルは、一人当たり朝日新聞頒

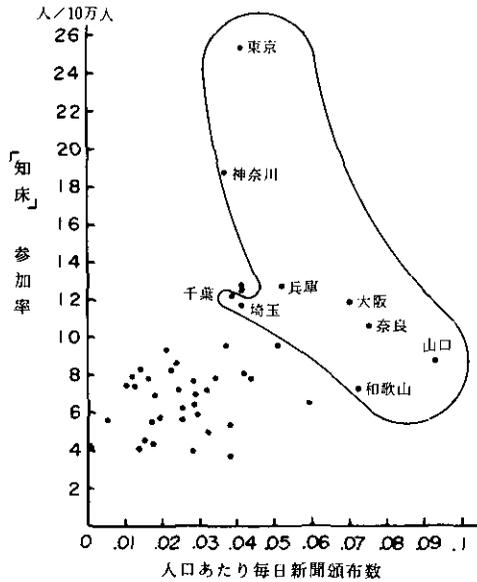


図4.9 「知床」参加率とマスコミ指標(毎日新聞頒布)の関係

布数(M_2)が0.075部以上の都府県に対応している。すなわち M_2 の高い都府県においては、 M_3 と y_1 の関係が逆相関になっており、このため(1)式において M_3 の係数が負の符号をとっているのであり、一般的な傾向として M_3 が増えると y_1 が減るという関係ではないのである。すなわち、朝日新聞の普及率に比べて毎日新聞の普及率が首都圏で伸び悩んでいるというマスコミ界の実態が、東京都、神奈川県の高い「知床」参加率を説明するのに使われたのである。奥野ら(1971, p. 49~61)が指摘するように、説明変量間に相関関係があるときには、この例が示すように、重回帰係数の解釈には注意を要する。

以上の結果をまとめると次のようになる。「知床」、「天神崎」ともに、地域の都市化とともに参加率が上昇する傾向にあるが、前者においては地域の豊かさとの関係は否定できず、後者においては少ない旅費で現地を訪ねられる地域ほど参加率が高くなっている。このことは、ナショナル・トラスト運動が偶発的に生じてきたというより、我が国社会の都市化現象や経済的余裕の進展といった社会的背景のもとで生じてきたことを示唆している。さらに、前者においては首都圏での参加率が高く、後者においては近畿圏での参加率が高いという事実がある。これと4.3の結果を考え合わせると、やはり、全国的、それに特に首都圏での参加率を高めるには、対象地の自然に関していかにPRがきいているかがポイントになることが明らかになる。

4.6 対象地の自然的価値と参加行動

前節でも述べたように参加行動に与える対象地の自然のPR効果は大きいと考えられる。本節で

はこの問題について考えてみる。図4.10は3.2.1節の図3.1を、対象物と参加行動とのかわりを明らかにするように若干書き直したものである。

ナショナル・トラスト運動への参加者(醸金者)は、少なくとも2回、対象物の自然的価値についても自己評価しているものと考えられる。第1回はナショナル・トラスト運動への醸金額や醸金に伴う手間といったコスト要因と対象物の価値(特に現状保存した場合の価値)を比較考量して醸金するかどうかの意思決定をするときである。第2回目は、醸金後に、現地を訪問するなどして自己評価妥当性の確認をするときである。それゆえ、もしも、図4.10に示すような意思決定過程のもとで参加行動が律せられているとするならば、ナショナル・トラスト運動への参加者(醸金者)にとっては、対象物の主観的価値は少なくとも醸金額以上である必要がある。表4.9に醸金額にたいする自己評価の回答結果をとりまとめてみる。

「知床」の醸金は原則として1口8,000円、「天神崎」のは1口1,000円(何口でも可)となっているが、表4.9は醸金額に対する回答者の自己評価を醸金口数ごとに集計したものである。これを見て明らかなように、「知床」においては全回答者の圧倒的多数(90%)が1口醸金者であり、それゆえ醸金額自体のバラツキは「天神崎」に比べて非常に小さい。

前者の平均醸金額10,208円に対して、後者のは5,940円と低くなっている。また参加者自身の醸金額に対する自己評価に関しては、ほどほどないし安いと思うと答えた人々の率が前者で86.4%、後者で79.2%とともに高いが、後者の場合、醸金が大になるとともに高いと思う人の率も高くなる傾向が認められた。

表4.10は現地訪問の有無別に醸金額の自己評価結果をとりまとめたものである。ここで、訪ねたことがあると答えた人々については訪問時期別(マルチアンサー)に、また、訪ねたことがないと答えた人については訪問意志・時期別に集計した。訪問したことがあると答えた人の全件数(773件)の17%が醸金額を“やや高い”、“かなり高い”としている。これに対して、訪問したことがないと答えたひと(791人)の13%がやや高い、かなり高いとしている。訪問したことがあると答えた人の

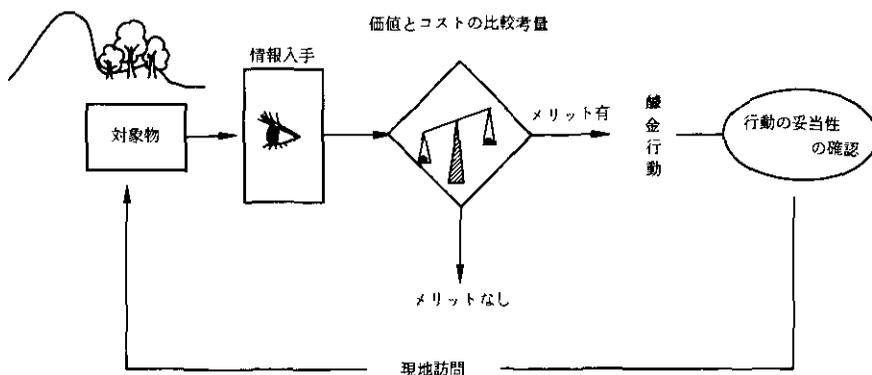


図4.10 対象物と参加行動とのかわり

表 4.9 醸金額に対する自己評価

問：100㎡運動への醸金は1口8,000円ですが、この金額についてどのように思いますか(知床)。
 あなたが天神崎市民地主運動に醸金なされた額はあなたにとってどんな金額ですか(天神崎)。

	知床 - 天神崎 -	かなり高い と思う	やや高い と思う	ほどほど だと思う	安いと思う	無回答	回答者 数
		{かなり無 理した金 額である}	{ややはり こんだ金 額である}	{まあまあ の金額で ある}	{大して気に ならない金 額である}		
知 床	1口(8,000円)	1.4%	10.6%	64.4%	21.9%	1.7%	1,332
	2口(16,000円)	1.4	13.5	64.9	18.9	1.4	74
	3口(2,4000円)	-	8.3	87.5	4.2	-	24
	4口以上	-	8.7	69.6	19.6	2.2	46
	回答者全体	1.4%	10.6%	65.0%	21.4%	1.6%	1,476
天 神 崎	3,000円以下	1.4%	7.0%	32.5%	56.7%	2.3%	773
	3,001～5,000円	2.8	14.9	47.5	33.3	1.4	141
	5,001～10,000円	5.2	21.6	51.0	21.1	1.0	194
	10,001～20,000円	7.3	29.9	44.9	17.1	0.9	234
	20,001円以上	12.2	28.6	43.9	12.2	3.1	98
	回答者全体	3.8	14.9	39.2	40.1	1.9	1,440

表 4.10 醸金額に対する自己評価と現地訪問の有無(知床)

		かなり高 いと思う	やや高い と思う	ほどほど だと思う	安いと 思う	無回答	回答者数
		訪 ね (マ タル こち とア ガン あせ る)	醸金前	4	52		
	醸金後 植樹祭	0	0	38	14	1	53
	商用等	0	6	96	36	0	138
	その他 (住民等)	50	23	29	30	1	134
	計	54	81	447	186	5	773
訪 ね た こ と が な い	今年ないし来年中 に行つて見たい	0	4	37	8	1	50
	いつかは訪ねて みたい	11	79	460	144	3	697
	今のところ訪ねて みたいと思わない	2	4	23	8	1	38
	その他	0	1	2	3	0	6
	計	13	88	522	163	5	791

中には、斜里町の住民や出身者も含まれているため全体としては評価はからめに出ていると思われるが、その他の件数(134件)の54%、釀金前の件数(448件)の13%、釀金後の件数(191件)の3%が“やや高い”、“かなり高い”としている。また、訪ねたことがないとした人々のグループについては、早い時期に訪ねて見たいと思っている人のグループほど“かなり高い”ないしは“やや高い”とする人々の比率が低くなっている。すなわち、“今年ないし来年”の8%から“いつか”の13%、“いまのところ予定なし”の16%と低くなっている。それゆえ、「知床」の場合、斜里町外の人々、特に釀金後に現地を訪問したことのある人々や今後訪問したいと思っている人々にとっては、釀金額は妥当と思っている人々が大多数であり、このことは対象地の自然的価値が釀金額に十分見合うものであると評価されていることを物語っている。筆者は交通費用法を用いて現地訪問の消費者余剰を算定することによって、このことを定量的に確認することを試みている(成果報告一覽、印刷発表6)。

以上の結果は、対象地の自然的価値と人々の参加行動との間にある種の合理的な関係のあることを示している。今後は、自然環境の価値を定量的にどう把握するか、価値を高めるにはどういった形の管理をしていけばよいかという研究を通じて、自然保護に対する人々のニーズの具現化をはかることが重要と考えられる。

4.7 運動推進方法に対する意見

最後に運動に参加した人が、それぞれの運動を今後進めてゆくためにどのような手立てがよいと考えているのかを表4.11以下に示す。これらの質問はそれぞれの運動進進者が今後どのように運動を進めてゆかについて参加者の意見を聞くために設定したものである。

「知床」においては、釀金は土地の買い上げ及び管理のために充当されている。しかし人件費等での年間1,500万円にのぼる事務費については町の財政から全額支出されていたが、昭和56年度から各年度釀金の20%を限度として一部釀金からも充当することになった。こうした事情を踏まえて、斜里町役場では当面町役場が独自に対応しうる案として、表4.11にあげる事務費負担方法を考慮しているので、これについて参加者に意見を聞いたものである。

回答者の4割が会員制の導入(年会費500~1,000円)を選択し、約3割の人が「事務費の削減をはかる(選択された削減項目の第1位は参加記念バッジの支給とりやめ、第2位は永久登録台帳に記載されていれば現地の表示は必要ない)」を選んでいる。また「1口8,000円の金額を引き上げる」と「現行のままでよい」がそれぞれ約1.5割の人々から支持されている。

これから、会費を支払っても今後共に運動を支援してゆこうとする人々が約4割もいることが判明した。

一方「天神崎」ではナショナル・トラスト運動全般への考え方と「天神崎」固有の問題の両方について聞いている。「天神崎」においては、和歌山県の地元と和歌山県以外の参加者との間で意見の違いがみられる。例えば、今後の運動推進のため何が重要かとの間に対し、県外者は公共信託制

表4.11 事務費負担問題に対する回答結果

問：皆様ご存知のように100m²運動の醸金は土地の買上、植林及び買上地の管理のための費用に当てられています。このほかに、事務費として年間約1,500万円(人件費を含む)の経費がかかっています。昭和56年度からは各年度の拠入金収入の20%の範囲内で事務費に当てていますが、参加者数の今後の推移によっては町財政にとってかなりの負担になりかねません。そこであなたのご意見をお聞かせください。次の中からあなたのご意見に最も近いものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。

	全回答者(1,476人)
1 会員制の導入をはかるべきだ(年会費500~1,000円程度)	39.0%
2 1口8,000円の金額をひきあげるべきだ	14.8
3 現行のままでよい	15.0
4 事務費の削減をはかるべきだ(→Aへお進みください)	28.2

A：(問で「4. 事務費の削減をはかるべきだ」と答えられた方におたずねします。)事務費の削減をはかるとした場合、あなたは以下のどの項目を選ばれますか。あてはまる番号にいくつでも○印をつけてください。

	回答者(416人)
1 領収書があれば登録証書の発行は必要ない	44.2%
2 参加記念パッチは必要ない	77.9
3 参加者名は永久登録台帳に記載されていれば現地の表示は必要ない	54.3
4 現在年1回実施している植樹祭は必要ない	34.4
5 しれとこ通信の発行は必要ない	26.4
6 その他(具体的に ご記入ください)	16.8

度の確立を期待しているが、県内では国、自治体特に国への財政的援助の要望が多い(表4.12参照)。この二つの要望の次に多いのは、各自がそれぞれ身近な自然を守る運動を進めることも大切という意見がくる。運動の方法としては、全国の支援を寄附の形であおぐという現行方式が支持されている(表4.13参照)。

興味深いのは現地に対する規制についての考え方の違いである(表4.14参照)。県外の人は自動車の乗り入れや魚釣についても強力な規制を要望するが、地元の人々にとってはアプローチの規制は比較的望まれていない。むしろ自然観察センターの設立等利用しながら保全するという“賢い使い方”の希望が多い。県外の人は現地をみたことがないため、絶対的保護を考えているのであろう。

さて、ナショナル・トラスト運動について論ずる場合、フリーライダー問題はさけて通れない(これについて論じたのに、例えば、稲田(1983)がある)。すなわち、自然保護のように純粋公共財の利用に対して多数の人々が身銭を切ることは、一般的には考えにくい。なぜなら、公共財の利用には財の不可分性と利用に際して非排除性が成立しているので、たとえ自分が身銭を切らなくても、

表4.12 運動推進策

問：こうした自然を守る運動が進展するため今後何が重要か。最も重要と思われるものに

◎、次に重要と思われるものに○をつけてください。

(上段は◎について、下段()内は○についての集計)

単位 %

	天 神 崎	
	和歌山県内からの参加者	和歌山県外からの参加者
1. 国や自治体が土地買上げの財政的支援を行うこと	46.5 (24.6)	30.3 (30.5)
2. 一括して寄金を集め、一定の基準に基づいて各地の運動に寄金を配分する中央組織の確立	2.4 (5.4)	3.1 (7.6)
3. 自然保護用地を永久保存するための法制度(公共信託制度など)の確立	38.5 (35.5)	50.2 (28.9)
4. 各人が自己の身近かな自然を守る運動をすすめること	6.2 (21.9)	11.7 (25.9)
5. 運動推進者と運動参加者とのコミュニケーションを密にすること	0.3 (5.9)	0.5 (5.3)
計	93.9 (93.3)	95.8 (98.2)

表4.13 天神崎保全の資金集めの方法

問：土地買上げと保全のための資金をどうやって確保するか(M)

単位 %

	天 神 崎	
	和歌山県内からの参加者	和歌山県外からの参加者
1. 自治体・国が主体となって資金をだす	44.4	39.6
○この場合主体は		
イ) 市	15.8	10.1
ロ) 県	24.9	18.2
ハ) 国	42.3	43.6
2. 今後とも市民運動中心の資金集めに努力する	12.6	19.9
○資金集めの方法は		
イ) 年会費制	12.3	16.5
ロ) 現行のまま(寄付制)	32.3	33.1
ハ) Tシャツ、ワッペン等の販売など	11.3	10.9
○運動参加のよびかけは		
イ) 全国からの支援をあおぐ	41.7	56.8
ロ) 地元での運動を主体とする	21.7	8.9
ハ) 各種団体、企業など大口からの資金集めを行う	13.9	11.2
ニ) その他	3.2	2.8

表4.14 天神崎保全の方法

問：観察地として保護するため関係機関を通じてとるべき方法(M)

	単位 %	
	天 和歌山県内からの参加者	神 崎 和歌山県外からの参加者
1. 自動車の乗入れ規制	32.4	69.4
2. 魚釣りの場所や餌の規制	33.2	45.1
3. 生物採集・持帰りの規制	50.5	62.3
4. 自然観察センターを設立して望ましい自然観察方法の普及をはかる	59.4	53.3
5. その他	6.2	10.6
6. わからない	6.5	6.0
計	188.2	248.7

他人の犠牲におんぶして公共財の利用を享受しうるからである。それゆえ、ナショナル・トラスト運動への参加者が、運動への醸金を一種の公共財購入とみなしているかどうかのポイントになる。公共財に対する費用負担意志を調査するには、Brookshireら(1981, p. 124)が指摘するように、回答者が評価の対象となる公共財の性質をよく理解したうえで回答することが必要である。この意味で、ナショナル・トラスト運動にかかる一般管理費の費用負担問題は、運動参加者にとって身近な問題でもあるので、これの回答結果は興味のあるところである。ここでは100平方メートル運動への回答結果(表4.11)を参考にしてこの問題を考えてみることにする。

表4.11には事務費削減案を支持した416人について、削減項目を質問(マルチアンサー)した結果をとりまとめている。これを見ても、参加記念バッジや現地表示、登録証書の発行といった、参加時点にかかる経費の削減に対する支持は高い。これに反して、毎年参加者に送られてくる「しれとこ通信」や、毎年実施されている植樹祭といったような、参加後の参加者との絆を保つためにかかる経費の削減に対する支持率は低い。この結果は興味あることに、表4.15に示す運動参加者一人当たり諸経費の項目別金額(これは本調査の実施後、町役場によってまとめられた)とも不思議と一致している。

以上の結果は、100平方メートル運動への醸金が出しっぱなし(こう思っている人がいることも事実であろうが)のものではなく、今後とも現地との絆は保っていききたい、このために必要とあれば年会費を支払ってもよい、とする人々が多数いることを示している。それゆえ、ナショナル・トラスト運動といえども、参加者へのアフターサービスはある程度必要であり、それがあってこそ、参加者の側でフリーライダー問題を乗り越えて醸金しようという意欲が高まると思われるのである。このことは特に、100平方メートル運動が長期間にわたって順調に推移してきている理由の一つと考えられる。

表 4.15 運動参加者一人当たり諸経費(知床)

パンフレット印刷	25円	運 動 バ ッ チ	150円	宛名カード印刷	50円
パンフレット郵送料	60円	登録証書等郵送料	240円	現地掲示名札	230円
登録証書印刷	35円	知 床 通 信	30円	植樹祭案内葉書郵送	40円
登録証書郵送用つつ	140円	知床通信郵送料	60円	合 計	1,060円

出所：しれとこ通信，第8報，1984

第5章 おわりに

ここでは“はじめに”で述べた本研究の目的にそって、調査結果をとりまとめる。

5.1 自然保護意識の国民への定着

本研究の目的の第一は、自然保護の機運がどこまで国民の間に定着しているのかを知ることになり、ナショナル・トラスト運動を対象として自然保護へ向けての国民の意向を調査したものである。本節では日本のナショナル・トラスト運動出現の歴史的背景と調査結果の分析からこれを総括する(表5.1)。

5.1.1 歴史的にみたナショナル・トラスト出現の背景

ナショナル・トラスト成立の過程は第1章にみたとおりである。

1895年に英国でナショナル・トラストが設定されるまでの時代は、ひとことでいって農業が縮小し急激な都市化が進んだ時代であった。1760年には70%であった農業人口が1850年には22%まで低下し、人口は都市へ流入し、鉱工業やサービス業へ吸収された。1850年頃まで都市の生活はエンゲルスが記したように極めて悲惨なものであったが、1860年頃には労働者も比較的豊かな生活を営むまでになっていったといわれる。労働者—地主資本家階級の対立の図式から、都市小市民が増加し始め、レクリエーションに対する需要が都市市民の間で高まっていった。それにもかかわらず都市化の進展により都市内にも共有地囲いこみ運動が進み始め、街路でスポーツをすることもできなくなっていた。ナショナル・トラスト運動創始者のひとりであるオクタビア・ヒル女史が住宅改良運動家であったことや、ロバートハンター卿が共有地保存協会の名誉弁護士であったことは、ナショナル・トラスト成立におけるこのあたりの背景を物語っている。

このような英国の例を念頭におき、我が国におけるナショナル・トラスト運動において都市生活者の参加比率の大なることを考えあわせると、英国におけるナショナル・トラスト成立の時代的背景と日本の現在とを対比させて考える必要がある。

今日の日本においては、産業各部門の高い労働生産性にささえられて国民所得は上昇し、また経済のソフト化の進展とともに第3次産業人口は就業人口の1/2を超え人口都市域の集中化は今後も進む見通しである(DID人口比率 昭和40年48.1%→55年59.7%→75年69.7%—国土審議会調査部会三全総フォローアップ作業)。こうした経済状況の推移を反映して、生活時間中自由時間、特に戸外で過ごす時間は昭和40年の6.7%より55年の9.2%、65年の12.1%へと増え、スポーツや自然に親しむ機会は増加することが見込まれているし、自由時間の過ごし方も参加型・能動的なものにな

表 5.1 ナショナル・トラスト運動の比較

		知床国立公園内100平方 米買取り運動	天神崎市民地主運動	英国他のナショナル・トラスト
運動の開始と時 代背景		昭和52年3月 (1977)	昭和52年11月 (1977)	1895年 急速な都市化と都市における囲 いこみ、歴史的遺産売却の動向
		48年ごろの列島改造に始まる土地ブーム、別荘地開 発がきっかけ、高度成長と都市への人口集中		
運動の段階		初期段階、ローカルな運動から全国的に波及しつつ ある。昭和58年10月第1回全国大会 目下、土地の買取り運動をすすめている。		1907年 ナショナル・トラスト法制定 1914年 会員700名
		参加者 17,707人 (S58.10月末) 〔約22,000人 (S.60.3月末)〕	参加者 約10,000人 (S58.7月末) 〔約33,000人 (S.60.3月末)〕	1930～ カントリーハウス保存計画 1965～ ネプチェーン計画 1981年会員約100万人 運動の中心が保全へうつる
対 象 地		北海道西北端 国立公園特別地域(第3 種(昭和58年度まで第2 種)、全国的知名度大の観 光地、買取対象地 472ha	和歌山県田辺市地先 県立自然公園第3種地域 市民のいこいの場所、 全国的知名度はあまり ない 買取対象地 4 ha	城、村落、公園 オープンスペース(海岸、田園) 邸宅、庭園 所有地 1846km ²
運動の主体		斜里町(地方自治体) 等(任意団体)	天神崎保全市民協議会 (民間団体)	ナショナル・トラスト (民間団体)
資 金 源		全国からの拠金 (1口8,000円) 町による一部経費負担 町が一括買上げし町有地 へ	全国からの拠金 (1口1,000円) 一部市、県が買上げし、 市所有地へ	年会費(12.5ポンド)、寄附金 入場料、地代等。国からの資金的 援助はない。土地はナショナル・ トラストが所有している。
キャッチフレー ズ		しれとこで夢を	子や孫へ永久の自然を 残そう	
ね ら い		生産・観光基盤の保全と 自然の復元	自然観光、レクリエー ション、資源の保全	
参加者 の 特 徴	地 域	全国、都市部が多い。	和歌山県1/2 その他1/2	
	職 業	公務員、教員、管理職、 専門職が相対的に多い	公務員、教 員(都市部) 員が相対的に多い	主婦が相対 的に多い
	年 令	30～50才が相対的に多い	30～40才	30台、50台
	動 機	貴重な自然を残す	身近な自然 を残す	貴重な自然 を守る
運動推進法		会員名簿の永久保存、名 札の掲示、証書、しれと こ通信、植樹祭の開催	現地での自然観察教室	会員に対する入場料割引 邸宅譲渡者に対する居住許可 ボランティアによる保全
制 度	現 状	・北海道市町村振興基金 条例による起債 ・管理費：斜里町自然 景観保全林設置条例に もとづく町費による出 費	和歌山県自然保護条例に よる出資	・ナショナル・トラスト法にも とづく公益信託による保護が ある。 ・国からの財政的援助はうけて ない。
	主 張	公益信託化 公益信託法の適用により、 地方自治体が受託者とな り、土地の買上げ、管理 及び参加者との“きずな” の保持	市民の力を中心とし、行 政の支援を得て買取り、 保全する。 公益法人化	
問 題 点		地方自治体が受託者にな ることの妥当性が地方自 治法との関連で困難視さ れている。	町、市有地の永続性が保 障されない。	

るとみられている。昭和56年5月に行われた総理府の自然保護に関する世論調査においても、自然保護に関して関心があると答えた人は73%に達し、都市内特に今後の人口集中が進むとみられる11大都市以外の市域で多かった。こうした国民生活の経済的側面の向上とあいまって、人口の都市集中による都市部における自然度の減少は顕著なものがある。このような状況を踏まえれば、日本においても都市住民が何らかの形で自然保護に積極的にならざるを得ない客観的条件は19世紀の英国と同様な状況にまで至っている。自然保護への能動的住民運動の発生は現時点において必然の運動であり、今後とも根強く継続するのではないかと考えられ、この動きを今後の自然保全施策の中に組み入れて活用を図る必要があろう。

更に英国ナショナル・トラスト運動がたどった歴史と日本のそれとを簡単に対比してみる。英国では1895年にナショナル・トラストが成立したあと、12年後になってやっと「ナショナル・トラスト法」が制定され、1914年にはまだ700名の環境保護に関心の高い人だけの集まりだった。1930年代に入り「カントリーハウス買い取り」などのプロジェクトを通じてやっと組織が拡大した。こうした半世紀にわたる運動と比べると、日本の運動は8年を経過したにすぎないが、既に「知床」「天神崎」で3万人に近い参加者を得、国、地方自治体ものり出しつつある状態のもとで、「ナショナル・トラストを進める全国の会」第一回大会が昭和58年10月田辺で開かれるなど急ピッチに進んでいる。しかし目下の所土地の買い上げに全精力がすぎこまれており、最終の目標である保全にまでは相当のステップが必要で、運動はまだその初期の段階にとどまっている。

また日本のナショナル・トラストの運動が自然保護制度の歴史的流れからみて、イギリスのそれとは違った出発点にあることに注意するべきである。すなわちイギリスで国立公園制度が始まったのは1949年の「国立公園及び農村地域へのアクセスに関する法律」制定によってであり、これによって自然保留地及びレクリエーションのための景勝地の保全がはかられることになった。ナショナル・トラスト法はこれに先立ち1907年に制定されていたが、ナショナル・トラスト自身は海岸線や農園、領主館などの保全で手一杯であった。その買い取り対象地となり得ない野生生物生息域などが自然保留地対象地域となったのである。

一方日本では昭和6年(1931年)に国立公園制度が制定され、昭和47年の自然環境保全法と相俟って、行政的にはひとつおりの自然保護の体系が成立している。「知床」「天神崎」共に国立公園や県立自然公園内の土地であり、そこで買い上げの問題が起きたことが示すのは、この運動が国の国立公園体制の不備な所の補完として存在することである。「知床」では買い取り当事者が「町」であるし、「天神崎」の既買い上げ部分は市有地となっている。さらに「知床」では道の市町村振興基金条例に基づく資金借入れ、「天神崎」では県の自然保護基金条例による出資などがあり、財政的には英国のナショナル・トラストが完全に国の補助をあてにしないのと違って、行政と協力し合いながら進められているのも日本型運動のスタートといえる。

5.1.2 参加者への調査からみた国民の欲求

調査で明らかになったことであるが、「知床」「天神崎」の参加の地域的分布が対象地近辺だけでなく広域にわたっており、人口当たりにしても都市部に参加が多い。「天神崎」の参加動機にみられるように、対象が何であれ身近な自然の喪失に対してのリアクションとして醸金する人が多い。このことは5.1.1で述べた都市化の急な進展に対する危惧の念が都市住民の間に存在していることを示すものである。

一方参加者の年齢に30～50歳代と世の中の中堅どころが多く、職業に公務員、管理職などが多いことはかなり考え方や経済力の点で堅実な階層に支持された運動であることを示しているが、一方まだ運動が十分国民の全層には広がっていないことも示している。このような傾向は自由回答にも多く現れていた。

一方受け入れる情報との関連からみると、両運動共新聞に報道されると反応が増えるという点で一過性の反応であるようにみえるが、いったん参加してしまうと現地との接触も始まり醸金額に対しても満足感が増えてくる(4.6参照)。天神崎では昭和60年になって一度醸金した人へ再度拠金の要請を行ったところその応答率は高かった。こういった現象は参加者が必ずしも自然保護だけに賛同しているのではなく、“きずな”の形成として名目の立つ対象を求めているにすぎないということもできる。そしてこの場合自然保護は立派な名目であり参加者が人に勧めるという行為で確認するような対象なのであろう。

5.2 自然保護政策における住民行動の位置づけ

自然環境保全に関する施策については、おおむね公共的価値が明白なものあるいはその反対に私的な価値の明白なものに対しては公的対応手法が確立している。今後、住民の多様化する価値感に対応して、宅地内樹林、雑木林といった外部効果のある半私的な空間や、また逆に国立公園のように公的空間とされながら第三種地域のように私的に利用、管理されやすい半公的空間において、官民分担をどのように考え制度化していくかは、自然環境整備を進めていく上での大きな問題である。ここでは住民運動の寄与する所が多くあり、これを行政施策の中にとりあげうまく位置づけることが必要である。

地域内外の住民の醸金によって土地の所有権を確保し、良好な環境を保全していこうとするナショナル・トラスト運動を行政施策の中はどう位置づけるかについては、運動の背景にある自然環境保全に対するニーズの大きさと運動の継続性への見極めが必要であるし、また行政の公平性維持の観点からは運動が達成しようとしている目的が公共関与に値する多数の共通の価値感よりきたものか否か、さらには、行政の関与をどの程度まで行うのが効率性維持の面からみて適切かなどについての明確な分析が必要である。

本節では、ナショナル・トラスト運動への参加すなわち環境保全のために対価を払うという積極的な行動を行った住民の意識行動分析から、この運動のもつ性格を同定し、これを現存する自然保

護施策の中にどう位置づけるかについて考察したものである。

5.2.1 住民参加形態の課題

ここでは現在のナショナル・トラスト運動の歴史的社会的背景から得られる、この運動が問いかける観点をもとに、我が国の自然保護施策のフレームを整理する。

(1) ナショナル・トラスト運動からの観点

自然保護や景観保全を目的として全国からの寄金を募って私有地を買いあげ、その土地を永久に保持していこうとするいわゆるナショナル・トラスト運動は、日本では1964年の「鎌倉風致保存会」の運動から始まったとされており、「知床国立公園内100平方メートル運動」「天神崎保全市民地主運動」で代表される最近の運動まで58年10月現在おおよそ10の団体が名乗りをあげている。その運動の主体は、県の外郭団体、財団法人、あるいは住民団体であり、「天神崎」についていえば運動主体は全くの市民任意団体の「天神崎保全市民協議会」である。我が国の自然保護運動の歴史からみると、こうした民間の運動は全く新しい意味をもっている。すなわち我が国では国立公園制度を軸として自然保護の制度が国の施策として整備されとおり、昭和6年の国立公園制度に始まり昭和47年自然環境保全法、48年自然環境保全基本方針がつくられ、昭和49年には、国土利用計画法により自然環境の適正な保全に留意した土地利用の規制と誘導が図られている。都市内の自然環境保全については、都市計画法を基軸として都市緑地保全法、生産緑地法等によってカバーされている。こうした法制度は自然のもたらす社会的便益が私的便益に比べて大であり、その保全のためにはある程度公的介入が必要であるという理念からくるものである。

これに対して、第1章で述べたように自然保護運動は一部知識人による啓蒙的あるいは趣味的活動から、昭和30年代の種々の開発のゆきすぎに対する告発運動を経て、自然保護に関する研究会、同好会といったかたちの個人単位の行動が増加しつつある。ナショナル・トラスト運動も、一部の運動家のみでなくいわゆる一般人が自ら自然を確保するために献金するという形で多数参加している点で、自然保護の運動上の新しい形態であるとみなすべきであり、とりもなおさず今後の自然保護行政の中で住民参加を積極的にとり入れるという視点が要求されてきたといえよう。

(2) 価値観の多様化

ナショナル・トラスト運動の買い上げ対象地は「知床」のように国立公園内の第3種地域(昭和59年より第2種へ格上げされた)もあり、「天神崎」のように県立自然公園内の第3種地域もある。あるいはオホーツクの村のように完全な私有地の場合もある。自然公園(国立、国定、県立)に指定され、地種区分がされたということは行政的には昭和6年の「国立公園ノ選定ニ関スル方針」から昭和46年「自然公園選定要領」に至る方針に基づき価値づけがなされているはずなのであり、行政の責務は全うされているわけである。しかるにこうした土地にさらに自然保護のための手をうつ

あるいは格上げを政府に要求するというはその土地の価値を客観的に見直すことの要求にほかならない。しかしその価値は必ずしも客観的に計測できるものではなく、運動推進者の主観にたよる面も多々ある。特に都市内の自然のように身近な自然については地域的であっても住民にとっての価値が大きいものも少なくない。かといって財政の緊縮化の中で多様化したあらゆる要求に対し財政的な手をうつことは不可能であるし、また行政の公平性面からも疑問が生じる。原生自然環境保全地域や国立公園内の特別自然保護地域のように価値が一応絶対的に認められた場合は別として、価値の同定が困難な土地の保全について施策を対応させる新たな視点が必要である。

(3) 外部性について

一方、全くの私有地に植えられた庭木のもつ地域環境保全への寄与のように、外部経済の問題がナショナル・トラストにおいても提起される。すなわち、もし民間の手で確保された自然保護用の土地に対して行政はその外部効果については対価を与える必要はないのかという面であり、これについて外部効果の大きさという施策判定の視点が生じる。

(4) 土地所有の形態について

ナショナル・トラストはつまるところ土地所有権の問題である。イギリスのナショナル・トラストでは、購入された土地で例えばその土地に住み管理を行うという条件で居住を許可しているというケースもある。これは土地所有者の権利をさらに土地を交換する権利、変更する権利、使用する権利等に分割し、その家の使用を認めて変更を認めぬ形で所有権の一部を移転しているということである。日本の国立公園においては私権の制限が行われており実害のあるときは補償する旨の規定があるが、これまでこの規定が実行された例はない。ここに土地所有をどのような形態にするかという視点が必要となってくる。

(5) 官民分担のあり方

自然保護に対する施策としては、上記に提出された価値感の共有度合、外部性の大きさ、土地所有者への配慮を考慮に入れて効率性の面からみた官民分担の正しいあり方を模索しなければならない。特に住民運動の活動を生かした形で保護を進めることを考える必要がある。

5.2.2 自然環境保全の施策体系

以上のナショナル・トラスト運動の俯瞰から得られた自然環境保全施策への視点すなわち自然の価値づけ、外部効果の及ぶ範囲と程度、及びこれに対する費用分担の面から、従来の法体系でカバーされる地域を位置づけると図5.1のようになる。すなわち原生自然環境保全地域から国立、国定、県立自然公園に至る自然公園法関連地域については、この順に国民の一応の合意のもとに世代、地域にわたり貴重な自然であり絶対的な価値が高いとされ、国、県といった広域に外部効果が及ぶ。

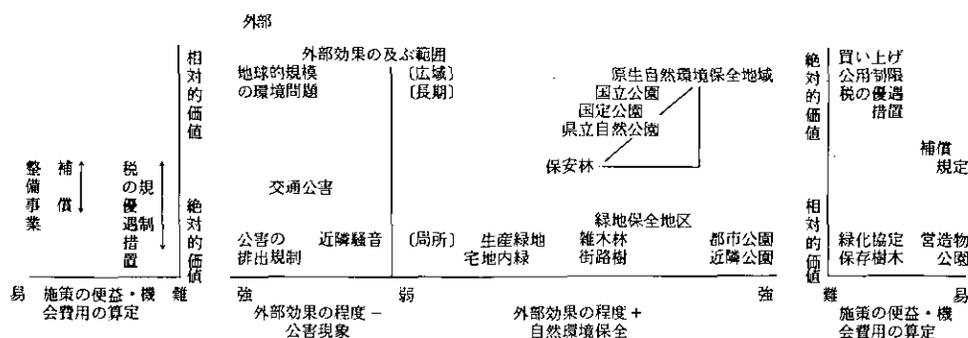


図 5.1 自然環境保全施策の位置づけ

この地域では公的権限が強く発揮される。一方都市域に関しては都市公園から宅地内緑まで各種の自然がある。外部効果の及ぶ地域の範囲は狭いものの、外部効果の程度はかなり強い。宅地内緑、生産緑地等は自然保護以外の価値で支配されており他の経済的效果が明らかである。都市公園についてはももとの营造された意味自体が明確である。こうした都市内の対象は、それぞれの価値を認める主体と管理する主体が同一であり問題は少ない。現在ナショナル・トラストの買い上げ対象としてあげられている地区は、例えば「知床」のように国立公園内の既開拓地、「天神崎」のように県立自然公園内でありながら都市計画法の市街化区域であるという絶対的価値が十分には認められぬとされる地区であり、なおかつまた他の経済的效果が明確でない地域であって丁度図の三角形の部分形成している。ここはいわば半公的空間であり、従来線引きで調整がはかれてきたが、ここに住民が価値を新たに設定し、ひとつには絶対的価値を国に認めさせて三角形を上方にシフトさせようとしているし、一方、別荘地といった形で他の経済的效果を発揮させるため所有権を行使しようとする現所有者との軌轍を起こしているのである。そういった意味で、ナショナル・トラスト的運動は、県立自然公園程度の、絶対的価値も中位で、他の経済的效果が明確でない地区に今後の自然保護意識の高まりとともに生じる可能性が高く、こうした地域に対する適切な施策立案が望まれるわけである。

5.2.3 ナショナル・トラスト運動の施策体系への位置づけ

日本におけるナショナル・トラスト運動の歴史と背景への考慮及び「知床」「天神崎」の参加者行動調査によって

(1) このような自然保護に対する能動的な住民運動は、歴史的には日の浅いものであるが、参加者の多くは身のまわりの自然の喪失に対し危機感をいだいており、都市化の進展などこうした運動が生じる要因は今後も続くことが予想され、必然的に自然環境保全施策の中にとりこまねばならない状況が見込まれる。

(2) 運動への参加者は地元の働きざかりの年代が中心で、これに大都市の住民が応援しているという層の広がりを見せている。地元の参加は長期にわたり継続しており運動は着実なものといえ、施策に組み込むことができるだけに堅実なものになっているとみられる。

(3) 天神崎の運動は地元からの参加が1/2を占め、現地を利用したものも県内70%と多く、利用しながら保全していくタイプの都市内自然環境保全に位置づけられる運動である。運動への参加に口コミを通した運動推進者への共感が大きな動機となっていることを考えれば、その絶対的な価値はともかくとしても地域住民が価値づけし保全していくべきローカルなタイプの自然であると考えられる。

(4) 対象に対する評価として、地元の参加者は貴重な自然といった絶対的な価値よりも利用するための自然といった相対的な価値に重きをおいている。利用も利用者数の距離減衰にみられるように全国的な規模というより地域の利用が主体で、対象の外部効果は大きくない。このような対象について地域指定公用制限といった自然公園法タイプより完全営造物あるいはインセンティブを重んじた都市計画法タイプの施策に近い施策が適用されよう。しかしながら地方自治体に完全営造物型にするだけの財政力がなく、別荘地や住宅地としての利用での明確な経済目的の発揮できないような土地については、ボランティア活動を含む汎な住民運動でここに自然保護の単一目的をうたてた運営していくという形態は十分とみられる。

(5) このような運動については、価値を共有させていくプロセスが極めて重要であり、各種 PR、教育活動によって参加者の範囲を広げていくことが運動の大きな柱である。

(6) 対象地の利用法については地元と地元以外では対象の認識の違いからくる意見の差がみられた。これらについてはまず直接の利用者である地元で主導してその管理形態を考える必要性と地元外の参加者とのコミュニケーションの必要性を示唆している。

(7) また運動推進の方法については国への依存の要求が高かったことは、運動参加者の中にも自然は公共物であり国が管理すべきであるという考えがあることを示している。資金を誰が出すかの間に対しても、国、県、市の順に要望が多いこともこれを裏づけている。このあたりに関しては、図 5.1 に示したような価値感や外部効果の広がりに対応して施策のフレームがまだ十分国民に浸透していないことを示しており、官民分担のあり方に対して行政側からも PR する必要がある。

(8) 以上のようにナショナル・トラスト運動は、住民の確かな目で環境を総体的に評価させ保全に向かわせる手段として今後の都市環境保全施策に組み入れるに値するものであるが、行政側からも施策体系の中における位置を明確にして取り組むとともに住民運動の啓発、教育に意を注ぐべきであると思われる。

5.3 ナショナル・トラスト運動推進のためのヒント

本節では現在運動を進めている主体に対し、調査結果から得られた結果をもとに運動推進していくうえでのヒントをとりあげてみる。

5.3.1 「知床」型と「天神崎」型

二つの運動はいずれも、自然を守ろうとする全国市民の手で土地を買い上げることによって自然保護を確実なものにしようとする運動ではあるが、参加者の面からみて同質ではない。

「知床」参加者は都市域を中心に全国にちらばっている。対象地は日本の西北端にあるオジロワシ、シマフクロウ、ヒグマのいる「貴重な自然」であって半数の人が現地を訪れ、これを確かめている。知床の知名度とキャッチフレーズ「しれとこで夢を」のユニークさがロコミを強力に進めている。

一方「天神崎」は田辺市を中心に広がった地域の運動で、対象地とその現在の利用法あるいは運動の目指すところからいっても、身近で自然が楽しめる所を次世代にも残そうという主旨が感じられる。いわば「身近な自然派」の運動で、地元が力点がおかれている。これに都会の心情的参加者が加わって「天神崎」を身近な自然保護運動の象徴にしている。地元の教育者を中心とした働きかけの人たちが運動推進者の熱意に感動し趣旨に賛同して醸金をしている。天神崎自体に関しては何度も訪れたことがあり、釣りや観察を通じて自然体験の場として認識している。都会派の人達は30歳代あるいは50歳代で主婦が多い。住んでいる所は緑がやや乏しい。庭木を植えたりするには家の敷地もせまい。コミュニティの美化清掃運動も活発でなく、参加もあまりしていない。しかしあるいはそのせいか自然観察や探鳥会などへは熱心に出掛ける人が多い。マスコミで知っただけで現地をみたわけでないが、身近の自然が失われて行くことへの抗議という意味もこめて醸金している。

「知床」参加者と「天神崎」県外参加者とは共通点も多いが、対象と金額の組合せからくる差がこのように存在する。

5.3.2 マスコミュニケーションの力

図3.2、図4.1にみられる醸金のピークは、それぞれの推進者の働きかけもあるが、マスコミの報道がきっかけとなっているといつてよい。斜里町役場では「天声人語」での報道のあと全国から参加申込の電話が終日鳴りっぱなしであった。天神崎でも昭和57年9月の県買い上げのころには振込み先つきの「天声人語」をはじめとする新聞、テレビの報道が相次いだ。今回調査からみると、報道によりまず全国の人の共感を呼び、その反響が天神崎の価値の再確認となって地元和歌山の人々の参加を増やしているという経過がみられる。地元紙「紀伊民報」は昭和52年のピークでは大きな力となっているし、その後の根強いキャンペーンで運動を地元に着落させている。

いつか自然保護の行動をしたいと思っているが、どう行動していいかわからない人達を行動に移させるいいきっかけをマスコミが与えている。振込み先を明示することも実行へ移させるためには重要であろう。

見方によってはこうしたマスコミへの過大な反応は、参加が一時のブームにすぎないのではないかという危惧も感じさせる。「自然保護」が特に都会派の一種のファッションになったにすぎないのか否か、もう少しつめてみる必要がある。

5.3.3 対象の認識

「天神崎」において現地をみる機会のある和歌山のひととそれ以外の人の間で動機にかなりの差がある。前者は身近な自然の例とみているが、後者は貴重な自然の保護に参加していると認識している。「天神崎」は時岡隆（1983）によると、日本の貴重な種を持ち、またそれがまとまった生態系で完成している点でも稀少性をもつ自然である。これは大井道夫氏が「風景の挽歌」でいわれる「学術性の保全」の一部「未知性の保留」を擁する自然とも考えられる。ところが天神崎の8mm映画をつくられた青木弘氏は、いつも天神崎をみているが、これがそんなに貴重な自然だとはなかなか実感できない、いわば空気のようなものと述べておられる。

一方、「知床」の買取り対象地は開墾で手のはいった原野であるが、その背景に知床連峰をもち、イメージの乖離は少ない。対象認識の差が縮まった方がよいと思うが、「しれとこ通信」のような会員とのコミュニケーション手段も大切であろう。

5.3.4 自然保護理念の確立

「天神崎」の保全方法にかかる参加者の意見の違いは、自然保護の理念がまだ揺れ動いていることを示している。現地の自動車乗り入れや釣利用に対して、県外の方は強く規制を求めている。これは県外の方が天神崎に対して貴重で絶対保護すべき自然と認識していることに原因しているのであろうが、自分達で利用している人達にとっては、利用してこそ天神崎なのである。知床が国立公園に指定されているだけに、未知性の保留のための貴重な原生保護を要する地域であることは多くの人が認めるところであろう。しかし天神崎のような場合レクリエーション性と学術性の保全を両立させ、できるだけ目盛りしない形で利用しつつ後世代へ手渡してゆくといった考え方の確立が今や最も必要とされていると言えよう。

5.3.5 運動の維持の方法

自然保護の運動が永く継続し、対象物を良好に保持することは今後の大きな課題である。参加を継続的にし、対象物とのつながりを恒常的にするためには会費制の導入も有効な方法である。「知床」ではこれが参加者の支持をうけているが、「知床」で行っている現地での名札の掲示、植樹祭、証書を渡すといった何らかの見返りも、知床調査で明らかになったように少なくとも参加者以外の人も楽しんでいる自然をあえて身銭を切ってまで保全しようとしている参加者への代償として必要と考えられる。ただし、「知床」では買い上げ土地の対象地が、今後、町外地主の所有地に移りつつあることを考えると、醸金1単位の持つ自然保護効果が今後減少することも考えられ、また、それとは独立に、参加者数が今後減少する場合も想定しておかねばならない。これらを考えると、参加者とのきずなを保つ今後の方向としては、現在、町役場が参加者のつどいの場として計画している「100平方メートルハウス」建設計画を充実したものにし、この施設や知床博物館といった町有施設の割引きや、ある一定数以上の希望者にはしれとこ国立公園のガイド役を割引き料金で提供する

(この場合、案内役は国立公園のサブレンジャーにすることも考えられる) といった形をメニューとして整備しつつ、希望者にのみ有料で運動の現況や植樹祭等の催し物案内をするといった形が望ましいのではなからうか。

「天神崎」では国、県、市の財政的援助を求める声がこの順に多かった。しかし参加者の地域分布からみて順序は逆であってよい。市はこれだけ市の名を高めた「天神崎」を、南方熊楠の伝統をうけつぎ、あえていえば「売り出す」位の気がまえがあってこそ地域の活力を高めることができるのではあるまいか。

5.3.6 まとめ

二つのナショナル・トラスト運動の発端は共に列島改造にのった別荘地開発の後始末であった。何もなければ万人の楽しめたはずの自然を開発ブームが切り売りをし、今になって参加者がもとの姿に戻そうとしているのである。こうした事象は誰の身の回りでも起こりうるし、大都会の周辺ではあたりまえになっている。身の回りから失われていく自然に対する危機感が参加行動の背景にあることは否定できないが、国民の経済状況の改善という要因も見逃せない。

自然保護の運動がこれだけ盛り上がり、いわばふつうの人が参加したことはこれまであまりなかったと言えるし、参加者に対するこのような体系的、定量的な調査もほとんどない。今回の調査は自然保護運動参加者の階層や動機づけを明らかにし、参加者が運動推進のために考えている意見を吸い上げている。この結果から自然保護の志は持っているが行動に至らない、いわば自然保護派のサイレント・マジョリティを今後どのようにすれば、身近な自然のあるいは貴重な自然の保全に向けての運動参加へふみきらせるか、次世代への遺産をどのように残してゆくか、自然を守ろうとする人達の熱意を全国民の共感の輪へ広げてゆくにはどうすればよいかについてヒントが得られたと思う。しかし、本格的検討には、自然環境の価値を定量的にいか把握するかという問題と、自然環境の価値と参加行動、それに管理施策との間の相互関連の分析という問題の解明が不可欠と考えられる。

5.4 より成熟した自然保護運動を目指して

5.1.1節で述べたように我が国のナショナル・トラスト運動は、我が国社会の成熟度と無関係とはいえない一面を持っている。それゆえ、物質生活が豊かになったからこうした運動が成立するのであり、物質生活が貧乏ならば成立基盤は失われるのであろうか、という疑問が生じてくる。こうした疑問を率直に提示した人に西部 邁氏(朝日新聞 昭和58年9月5日号、「わたしの言い分」欄)がいる。氏は、我が国の現在の大衆は、人間や社会に対する懐疑の精神をなくし、安楽な現状を肯定的にとらえる人々からなっており、何が幸福であり、何が平等かを深く考えつめるという作業をなおざりにしているとして戦後の大衆社会に疑問を提示している。こうした観点にたつて、「物質生活が豊かになって、こんどは緑がほしいということで、……しょせんは現体制が崩れれば、い

っしょに崩れざるをえない」という。

「知床」、「天神崎」両調査を通じて、筆者が最も驚き、感動したことは、実に多くの方々が自由意見を記入して下さったことである。筆者はこれらの自由意見の一部を本報告書の付録に紹介したが、ここに自由意見の一通を紹介することによって本報告書の終りとしたい。これは愛知県の28歳（調査当時）になる青年によって記入されたものであるが、ここに前述した疑問を止揚する方向が示唆されていると思われるからである。ここに記入者の許可を得て下記に引用する：

「10数年前はマスコミといえば公害問題で花盛りでした。わたしも思春期をそうした時代ですごしたせいか、環境破壊に対し、心を痛めることが多く、また、そのことを勉強したこともありました。しかし、あれ程毎日騒がれていた公害問題も、ブームが去ったように報道されなくなると、かえって、世の中にあたかも、そんな問題があったのかと思える程の平穏な時代になってしまいました。まるで公害や自然破壊は、はじめから存在しなかったような観さえるのです。ところが、ひさしぶりに故郷にかえり、少年の時を思い出すように、近くの小川へ散歩にでてみて、驚きました。さかなの姿がみあたらないのです。かつては人の影が近づくと川面に波が立つように逃げていく多くのさかながいたものでした。そのとき私は思い出しました。これとよく似たことが前にもあったのです。一番はじめは、たんぼのたにしでした。私がほんの子供だったとき、バケツに何杯もとれたたんぼのたにしは私が小学校へ進む頃、姿を消しました。次はどじょう。一番長命だったのはおたまじゃくしでしょうか。とにかく、田圃や、その廻りの用水にいた生き物達の姿は次々と消えていったのです。私の住んでいるところは緑の豊かな山村です。いま、この夏にも、木々は青々と繁り、せみや、こおろぎたちも盛大に啼いています。一見、ここの自然はなにも汚されていないようにみえます。しかし、自然の破壊は、着実に進んでいるのです。この原因の主なもの、農業の使用にあることは明らかです。そして、私も、農業に従事するものとして、それを使用しています。ここに、いつも、環境破壊反対と感傷的に叫ぶだけでは何も解決しない現実の重みを感じています。かつての公害問題は、それが極端な犠牲者をだすだけに訴訟事件になり、その勝敗で誰に責任があるのかを決め、訴訟問題として一応の決着をつけて、すくなくとも、マスコミ、あるいは我々の目の届く範囲からは消えていきました。そして、それで事がすべて終わったような印象さえ与えられたのです。しかし、自然破壊は、本来、そうした一部地域に限定された局所的な代物ではなく、もっと全日本的、いや、全世界的な問題であることを忘れてはならないのです。そして、私たちがいま、必要としているのは、自然とはなんであるのか、人間とはなんであるのか、自然と人間とはどういう関係でなければならぬのか、といった根本的な問いかけと、それを日常的に実践していく、もっともっと成熟した自然保護運動であるような気がするのです。私が『知床100平方メートル運動』に参加した理由はこの運動に、そうした匂いをすこしでも感じ取ることができたからなのかもしれません。」

参考文献

- Allison, L. (1975): *Environmental Planning*, George Allen Unwin, 38-40.
- British Information Services (1980): *Fact Sheet on Britain-Conservation*, No. 47/FSB/80.
- Brookshire, D. S., R. C. d'Arge, W. D. Schulz and M. A. Thayer (1981): Experiments in valuing public goods. *Advances in Microeconomics*, (Ed.), V. K. Smith, JIA Press.
- 藤谷 豊 (1982): 知床100平方メートル運動, ナショナル・トラストへの道 (環境庁自然保護局編). ぎょうせい, 40-52.
- Greenley, D. A., R. G. Walsh and R. A. Young (1981): Option value: Empirical evidence from a case study of recreation water quality. *Q. J. Econ.*, **96**, 657-73.
- ISE (1979): *Our National Park Policy*, Arno Press.
- 林知己夫・村山孝喜 (1970): 市場調査の計画と実際, 日刊工業新聞社, 34-36.
- Holliday, J. S. (1972): The Politics of John Muir. *Sierra Club Bulletin*, **57** (9), 10-13.
- 稲田献一 (1983): 環境と経済学. 季刊環境研究, **44**, 4-14.
- 糸賀 黎 (1976): “自然環境保全地域”, 自然保護ハンドブック (沼田 真編), 東京大学出版会, 94-98.
- 環境庁自然保護局 (1981): 自然保護行政のあゆみ.
- 環境庁 (1982): 日本の自然環境.
- 環境庁自然保護局 (1983): 我が国における国民環境基金運動の展開の方向.
- 環境庁 (1983): 鳥獣統計.
- 木原啓吉 (1982): 歴史的環境—保存と再生. 岩波新書.
- 木原啓吉 (1983a): 風土に根ざしたナショナル・トラスト運動の形式. *生活と環境*, **28** (1), 14-20.
- 木原啓吉 (1983b): ナショナル・トラスト運動の歴史と現状. ナショナル・トラストを進めるために (北海道斜里町企画振興課編), 北海道斜里町発行, 17-33.
- 木原啓吉 (1984): ナショナル・トラスト, 三省堂.
- Krutilla, J. V. (1967): Conservation reconsidered. *Am. Econ. Rev.*, **57**, 777-786.
- 見市雅俊 (1982): パブと飲酒. 路地裏の大英帝国 (角山栄・川北稔編), 平凡社.
- 永井道雄 (1983): イギリスのナショナル・トラストの現状—そのあゆみと運営をめぐる. *日本ナショナル・トラスト報*, **166**, 3-7, **167**, 3-7
- 長野県小海町 (1980): ふるさとの森小海町.
- 内閣総理大臣官房広報室 (1981): 自然保護に関する世論調査. S. 56. 10.
- 日本自然保護協会 (1979): 天神崎自然観察地域設置調査報告書, 日本自然保護協会調査報告書第59号.
- 日本自然保護協会 (1982): 我が国の自然保護活動の実態に関する研究報告書. 昭和57年度環境庁委託研究.
- 日本自然保護協会三十周年記念誌編集委員会 (1984): 自然保護のあゆみ. 日本自然保護協会.
- 西部 邁 (1983): 高度大衆社会批判—オルテガとの対話 “大衆への反逆”. *文芸春秋*, 74-112.
- 大井道夫 (1982): 風景への挽歌—私の自然保護論. *アンヴィエル*, 321p.
- 奥野忠一・芳賀敏郎・久米 均・吉澤 正 (1971): 多変量解析法. 日科技連出版社, 430p.
- Olson, V. T. (1977): Pioneer conservationist A. P. Hill: He Saved Redwoods, *Am. West.*, **14** (5), 32-40.
- Pinkett, H. T. (1970): *Gifford Pinchot*. Univ. of Illinois Press.
- Richards, D. and A. Quick (1967): *Britain 1851-1945*, Longman, 75-87.
- Rakestraw, L. (1979): *A History of Forest Conservation in the Pacific Northwest. 1891-1913*. Arno Press.

- 関根郁雄 (1983) : 新しい環境保護運動への道. 生活と環境, **28** (1), 27-33.
- Sheail, J. (1976): *Nature in Trust*, Blackie.
- 「知床で夢を」発刊委員会 (1982) : 知床で夢を, 北海道斜里町発行.
- スミス, デイビッド. L. / 川向正人訳 (1977) : アメニティと都市計画, 鹿島出版, 28-31.
- 四手井綱英 (1981) : 森林環境に対する住民意識の国際比較に関する研究. トヨタ財団助成研究報告書 No. I-007.
- 天神崎の自然を大切にする会 (1977) : 天神崎の自然観察. 日本自然保護協会.
- 時岡 隆 (1983) : 田辺湾・天神崎自然保護の意義. 環境文化, **60**, 8-12.
- 外山八郎 (1983a) : 市民の手による天神崎買い上げ保全運動. 生活と環境, **28**(1), 21-26.
- 外山八郎 (1983b) : 天神崎自然保護運動の経過と今後の課題. 環境文化, **60**, 17-20.
- 宇都宮深志 (1984) : 環境創造への行政学的研究. 東海大学出版会.
- Weisbrod, B. A. (1964) : Collective-consumption services of individual-consumption goods. *Q. J. Econ.*, **78**, 471-477.
- Young, R. A. (1982): *Introduction to Forest Science*. John Wiley.

付録 (1) 単純集計結果一覧

表1 運動を知るに至った経路

問：運動についてどんなきっかけで知りましたか(M)**

	単位 %		
	知 床 (全国からの 参加者)	天 神 崎	
		和歌山県内 からの参加者	和歌山県外 からの参加者
朝日新聞	51.6	27.2	72.1
口コミ	23.6	45.5	16.6
テレビ	11.9	23.3	25.8
北海道新聞 / 田辺の地方紙	5.6	49.7	2.6
地方紙	3.1	5.3	0.7
自然保護専門誌	6.8	2.2	4.0
毎日新聞	3.3	7.8	4.0
ポスターパンフレット	5.4	8.6	1.2
ラジオ	4.5	3.7	3.2
一般雑誌	3.7	0.3	2.2
講演	0.7	4.3	1.4
読売新聞	2.3	5.4	2.2

* 表中の数字は各項目の件数を全回答者数で割った百分率である。
表2以下についても同じ
** (M)は複数回答を示す。

表2 参加者の年齢分布 (15歳以上の参加者に限る)

年 令	人口構成比 全国(S55年)	総理府世論 調査(S56.6)	単位 %		
			知 床 (全国からの 参加者)	天 神 崎 和歌山県内から の参加者	和歌山県外から の参加者
15~19	9.2	8.9	2.2	1.3	2.5
20~24	8.8	7.8	5.6	3.9	3.6
25~29	10.2	9.4	13.6	5.7	7.9
30~34	12.0	} 23.5	15.7	12.1	16.4
35~39	10.3		10.4	15.8	14.5
40~44	9.3	} 17.9	9.3	13.4	9.6
45~49	9.0		10.1	12.7	8.8
50~54	8.0	} 16.6	10.1	14.4	7.2
55~59	6.3		8.0	7.4	6.8
60	16.9	19.5	14.9	13.2	22.8
計	100	100	100	100	100
サンプ ル数(15 歳以上)		2,417人	1,456人	612人	795人

表3 参加者の職業別分布

職業分類	単位 %			
	総理府 世論調査 (S56.6)	知 床 (全国からの 参加者)	天 神 崎	
			和歌山県内から の参加者	和歌山県外から の参加者
農林漁業	10.3	2.6	3.7	1.0
自営・サー ビス業	13.3	11.5	12.8	7.0
公務員・教員	15.2	22.8	42.8	21.7
事務職		12.9	6.1	9.1
技能職	17.6	4.9	5.0	2.1
専門職	0.3	13.0	4.5	10.2
管理職	1.6	8.7	4.3	5.7
主婦(パー トを含む)	23.9	15.1	13.1	27.9
学生	9.3	3.5	2.4	5.3
無職	8.5	8.8	8.6	13.3
合計	100.0	103.8	103.3	103.3
性別 男	46.5	65.3	64.1	48.6
女	53.5	34.7	35.8	51.2

表4 参加の動機

問：あなたが運動に応募した理由は何ですか。最も大きな理由に◎印を1つ、次に大きな理由に○印を1つつけて下さい。

	知 床 (全国からの参加者)		天 神 崎			
			和歌山県内 からの参加者		和歌山県外 からの参加者	
	◎	○	◎	○	◎	○
1. 夢とロマンがあるから	11.8	14.0	—	—	—	—
2. 自分の身のまわりから自然がうしなわれつつあることを残念に思うから			41.1	17.7	32.2	20.9
3. 日本に残された貴重な自然を守りたいから	43.8	21.0	21.6	14.9	37.1	20.9
4. 無条件に未知の自然を残したいから	10.3	8.9	3.7	4.3	8.0	5.8
5. 子供たちの世代に貴重な自然を残したいから	12.4	23.3	—	—	—	—
6. 子供たちに身近な自然を残したいから	—	—	14.5	21.6	3.7	11.7
7. 自分が将来訪ねる時に貴重な自然が残っていてほしいから	1.6	6.4	0.6	2.2	0.7	3.3
8. 自分にとってなつかしい思い出の自然であるから	2.7	6.4	4.0	4.2	2.3	3.1
9. 運動している人の熱意に感動したから	2.4	8.9	10.2	23.8	10.4	27.8
10. 自治体が担当していて信頼できるから	0.7	9.7	0.3	2.4	0.1	2.5
計	85.7	98.6	96.0	88.9	94.5	96.0

表5 「知床」「天神崎」への参加を他の人に勧めたか？

	単位 %		
	知床 全国からの 参加者	天神崎 和歌山県 内からの 参加者	天神崎 和歌山県 外からの 参加者
すすめたことはない	32.6	46.0	58.6
特定の人ないし人々にすすめた	49.5	41.1	31.6
会合などで不特定多数の人にすすめた	13.3	12.3	7.5
自分以外の人の名前で拠金するという 形ですすめた	9.8	3.2	3.7
	105.2	102.6	101.4

表6 「知床」の事務費をどう負担するか

	単位 %
	知床 (全国からの参加者)
1. 会員制の導入をはかるべきだ (年会費500-1000円程度)	39.0
2. 1口8000円の金額を引き上げる べきだ	14.8
3. 現行のままでよい	15.0
4. 事務費の削減をはかるべきだ	28.2
計	97.0

表7 運動推進策（天神崎）

問:こうした自然を守る運動が進展するため今後何が重要か。最も重要と思われるものに

◎、次に重要と思われるものに○をつけてください。

(上段は◎について、下段()内は○についての集計)

	単位 %	
	天神崎 和歌山県内からの参加者	天神崎 和歌山県外からの参加者
1. 国や自治体が土地買上げの財政的支援を行うこと	46.5 (24.6)	30.3 (30.5)
2. 一括して寄金を集め、一定の基準にもとずいて各地の運動に寄金を配分する中央組織の確立	24 (5.4)	3.1 (7.6)
3. 自然保護用地を永久保存するための法制度(公共信託制度など)の確立	38.5 (35.5)	50.2 (28.9)
4. 各人が自己の身近かな自然を守る運動をすすめること	6.2 (21.9)	11.7 (25.9)
5. 運動推進者と運動参加者とのコミュニケーションを密にすること	0.3 (5.9)	0.5 (5.3)
計	93.9 (93.3)	95.8 (98.2)

表8 天神崎保全の資金集めの方法

問: 土地買上げと保全のための資金をどうやって確保するか(M)

	天 神 崎	
	和歌山県内からの参加者 和歌山県外からの参加者	
	和歌山県内からの参加者	和歌山県外からの参加者
1. 自治体・国が主体となって資金を出す	44.4	39.6
○この場合主体は		
イ) 市	15.8	10.1
ロ) 県	24.9	18.2
ハ) 国	42.3	43.6
2. 今後とも市民運動中心の資金集めに努力する	12.6	19.9
○資金あつめの方法は		
イ) 年会費制	12.3	16.5
ロ) 現行のまま(寄付制)	32.3	33.1
ハ) Tシャツ、ワッペン等の販売など	11.3	10.9
○運動参加のよびかけは		
イ) 全国からの支援をあおぐ	41.7	56.8
ロ) 地元の運動を主体とする	21.7	8.9
ハ) 各種団体、企業など大口からの資金集めを行う	13.9	11.2
ニ) その他	3.2	2.8

表9 天神崎保全の方法

問: 観察地として保護するため 関係機関を通じてとるべき方法(M)

	天 神 崎	
	和歌山県内からの参加者 和歌山県外からの参加者	
	和歌山県内からの参加者	和歌山県外からの参加者
1. 自動車の乗入れ規則	32.4	69.4
2. 魚釣りの場所やエサの規則	33.2	45.1
3. 生物採集・持帰りの規則	50.5	62.3
4. 自然観察センターを設立して望ましい自然観察方法の普及をはかる	59.4	53.3
5. その他	6.2	10.6
6. わからない	6.5	6.0
計	188.2	248.7

表10 現地を訪れたことがあるか

	知 床	天 神 崎	
		和歌山県	除和歌山県
○ 訪ねたことはない。	54.7	27.5	84.5
今年ないし来年中に行ってみたい	3.4	6.4	4.1
いつかは訪ねたい。	47.2	17.9	66.1
今のところ行ってみたいとは思わな い。	2.6	2.9	11.4
○ 訪ねたことがある	44.3	71.4	14.9
釀金する前訪ねた。	30.4	12.8	3.8
何回となく行っている。	—	56.4	6.1
釀金後植樹祭参加のため	3.6	—	—
釀金後自然観察会参加のため。	—	5.1	0.5
釀金後、観光ないしは商用で。	9.3	2.7	1.4

表11 余暇時間

回 答	知 床	天 神 崎	
		和歌山県	除和歌山県
01 庭いじり	17.6	23.8	18.3
02 散歩、公園	9.3	8.3	15.0
03 魚釣り	5.7	12.3	3.8
04 サイクリング	2.0	0.6	2.5
05 自然観察	5.8	7.2	6.3
06 バード・ウォッチング	1.5	0	2.2
07 ハイキング	6.3	3.8	8.4
08 ドライブ	6.1	7.2	2.5
09 キャンプ	0.6	0.2	0.4
10 山登り	8.3	4.8	7.6
11 その他	19.8	18.7	23.1
12 この中にはない	14.4	19.2	17.1

表12 自然保護運動参加状況

回 答	知 床	天 神 崎		単位 % 自然保護に 関する調査
		和歌山県	除和歌山県	
1. 河原や公園でゴミ拾いするなどの美化清掃活動	23.4	32.7	19.0	21.1
2. 鳥の巣箱をかけたリ給餌施設を作るなどの野生動物保護運動	3.2	3.2	3.2	3.1
3. 身近なところに木を植えたり管理するなどの緑化運動	13.5	16.5	10.0	10.2
4. 自然観察や探鳥会などの催し	10.3	10.2	13.4	1.7
5. 自然保護活動への資金カンパに協力した	27.4	42.5	42.4	3.8
6. その他	4.2	4.3	7.6	1.1
7. 参加したことがない	43.6	27.0	34.4	69.0

表13 参加者が子供の頃過ごした環境

回 答	知 床	天 神 崎		単位 %
		和歌山県	除和歌山県	
1. 豊かな自然に囲まれた農山漁村	37.0	56.1	30.7	
2. 中小都市で比較的自然的多いところ	29.3	29.6	30.1	
3. 中小都市で比較的自然的少ない町の中	7.9	8.9	8.2	
4. 大都市で比較的自然的多いところ	13.8	2.1	13.1	
5. 大都市で比較的自然的少ない町の中	11.4	2.6	15.6	
6. その他	1.7	1.4	1.7	

表14 他の運動を知っているか

	知 床	天 神 崎		単位 %
		和歌山県	除和歌山県	
1. 知っている	53.4	75.7	85.5	
2. 知らない	45.1	23.2	14.0	

表15 小学校区の緑

回 答	単位 %		
	知 床	天 神 崎	
		和歌山県	除和歌山県
1. 非常に恵まれている	16.5	28.9	12.9
2. どちらかといえば恵まれている	47.4	44.4	43.9
3. どちらともいえない	11.6	8.6	11.1
4. どちらかといえば恵まれていない	15.9	15.0	17.8
5. まったく恵まれていない	7.2	2.2	13.0
6. わからない	0.3	0.2	0.1

表16 性別分布

	単位 %		
	知 床	天 神 崎	
		和歌山県	除和歌山県
1. 男	65.1	64.1	48.6
2. 女	34.9	35.8	51.2

付録 (2) 天神崎調査

母集団名簿の分布集計票

県名	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	合計
01 北海道			1		2	2	125	16	146
02 青森県						1	7	2	10
03 岩手県						1	8	2	11
04 宮城県							15	2	17
05 秋田県							4	1	5
06 山形県							5	1	6
07 福島県					1		16	7	24
08 茨城県			3				32	7	42
09 栃木県			1		2	1	21	2	27
10 群馬県							21	2	23
11 埼玉県			4	4		2	109	30	149
12 千葉県		1	7	4		1	116	15	144
13 東京都			31	4	6	47	503	100	691
14 神奈川県			19	1		9	197	32	258
15 新潟県							20	10	30
16 富山県			1				4	4	9
17 石川県			1				11	4	16
18 福井県							11	1	12
19 山梨県			2				10	1	13
20 長野県			2				10	3	15
21 岐阜県							34	3	37
22 静岡県						1	54	6	61
23 愛知県			2				81	23	106
24 三重県							55	15	70
25 滋賀県				1			22	21	44
26 京都府			19	10	1	3	113	27	173
27 大阪府		1	51	16	11	4	634	204	921
28 兵庫県		1	33	1	5	4	290	100	434
29 奈良県			5	3	2		71	23	104
30 和歌山県		260	1353	490	132	36	1087	985	4343
31 鳥取県							7	1	8
32 島根県							7	1	8
33 岡山県			1				41	8	50
34 広島県			3			2	81	26	112
35 山口県				3			10	2	15
36 徳島県		1	5		1	5	7		19
37 香川県						1	10	1	12
38 愛媛県			2				22	1	25
39 高知県							8		8
40 福岡県			3	2		1	53	3	62
41 佐賀県							4		4
42 長崎県			1				5	1	7
43 熊本県							10		10
44 大分県							7	4	11
45 宮崎県							9	1	10
46 鹿児島県						1	7	2	10
47 沖縄県				1			3		4
合計		264	1550	540	163	122	3977	1700	8316

付録 (3) 自由回答抜粋

「知床」・「天神崎」調査には回答者の約40%から自由回答がよせられた。ここには今後の研究の参考として、紙面の都合で約70件を抜粋して収録する。意見をとりあげさせていただいた方には、無記名で収録することについてお許しをいただいた。ここに収録できなかった分も含めて、回答者の御協力に心から感謝する。

自由回答の分類

- (1) 参加動機と運動の理念に関する意見
- (2) 運動の推進方法に関する意見
- (3) 行政に対する意見と要望
- (4) 研究者に対する意見と要望

1. 知 床

- (1) 参加動機と運動の理念に関する意見

*本来なら国で自然を守って頂きたい所ですが、それを待っていたら自然が破壊されてしまうので、矢も楯もたまらず国民一人一人が動き出したものと私は解釈しています。せめて、税制上の優遇措置は、国ですぐにでも決めてほしいと思います。地方自治体に任せるなどと言わずに。ナショナル・トラスト運動のことではないんですが、いくら日本での公害に関する基準が厳しくなったからといって（私は厳しいとは思っていませんが）、東南アジアの国々で、日系の企業が汚水をたれ流すようなことをしているのはどういうわけでしょうか？ 近くの川がどんどん汚れていると聞いています。どうか、日本の為に、そのような悪質な企業を取り締まって下さい。又、日本人自身に、自分の家を一步出れば平気でゴミをその辺に捨てられるモラルの低さがあると思います。自分の周りの環境も、この社会の大事な一員であることを忘れているのだと思います。

*自然保護、と簡単に表現することに、いささかの違和感を覚える昨今です。自然と言ひ、生物と呼ぶけれど、人類もまた、その中の単なる1グループ—見えない大きな力によって、“生かされている”という謙虚さから、物事がスタートするのであって欲しい（私、特定の宗教、思想には無関心）我々の愚挙から自滅するなら仕方ないとしても、他の生物まで道連れにし、地球を枯れた星にしてはならないのです。環境庁が正義の味方にみえたような時期もありましたが、現在のところは、名目として存在することによる安心感程度…に感じられます。100m²には、夫と参加しました。

*私共は現在新興住宅地と云われる所に住んで居ります。ここへ来て、自分達も自然を破壊したことを痛感いたしました。人間の生活と自然との調和をどう計るべきか、特に中央官庁全体がもっともっと研究して欲しいと思います。任意団体や地方の行政の力だけでは心配です。

*私は都会育ちである。東京砂漠を脱出したのが、約十年前、今になって自然から種々のことを教えられている。私の家の周りにはほぼ栗林である。夏には緑の栗のイガが秋になると益々大きく、やがてハジケて実が大きな音を立てて落ちる。秋も深まり冬が近くなると葉を雨の様に落とし始める。農家はその落葉やイガを焼いて肥にしたり、牛舎に運ぶ。牛の糞は良い肥料である。そして栗はまた葉を蘇らせ、実をならせる。この様に自然は無駄なく循環し、人間がそれにちょっと手をかすだけで限りない恵をほどこす。これは私にとってほんとうに驚きであった。私のちいさな庭には鳥の餌棚がある。毎朝パンの耳などをやっている。すずめ、尾なが、ひよどり、きじ鳩、こじゅけい、等々が来て一時は騒然となる。が良く見ると鳥の種類により夫々習慣が違うが彼等は決して餌を独占しない。良いだけ食べると次に譲る。他の連中もそれまで待っている。もし不心得ものがいっても決して殺し合いはしない。せいぜい威嚇程度で終る。また猫など外敵が近づくと、鳴きあって皆に知らせる。彼等は生存する秩序の原点を見事に守っている。私はこれを見るにつけ、つくづく考える。もし人間社会がこの様だったらと。私も御多分にもれず戦争の中に世代を過した。もし日本ばかりでなく人類がもっとすなおに自然から学んでいたら…と思う。自然から教えられるものは貴く多いことを痛感している。御健闘を祈ります。

*この狭い国土の緑というより自然がドンドンなくなっていくことを思うにつけ、子供を育てる親として自然に少しでも接しられるよう努力するのが責任であり義務であると思っています。それにつけても経済発展の名のもとに開発が進められ、結果的には人間は自分達を苦しめる方向に歩んでいることを悟るべきだ。

*大切な運動だと思います。長くつづけてほしいものです。でも、サービスをするのでなく、ほんとうの自然を残して下さい。研究者のみなさん、各県に1か所ずつ小さくても良いのですが、ほんとうの自然を子供たちに見せられる場所を選んで下さい。

*安易に自然を破壊して施設を造りすぎると思います。河川のゴルフ場運動場、山での「……の森」「……自然の国」等、私の所では今県が「自然子供の国」というのをつくろうとしています。

*海に行けば、山に行けば、川に行けば都会の周囲には自然を楽しむ環境がない。豊かな先進国の日本に住宅の事もあがるが、こういう方面へもっと力を注ぐべきではないでしょうか！

*人間生活の第一義的目的は、自然環境との調和ある発展であると思います。行政当局は縄張りを脱し、民間の活力と善意を尊重し、長期的視野に立って助成されたし。都市河川における具体的提案。1. 多摩川に再び鮭が溯上できるよう、国家的プロジェクトを作って推進する。2. 多摩川河川敷を解放し、川崎側にも桜や桃の並木を復活する。小・中学生の参加で国民植樹運動を展開する。3. 歴史的農業水路“二ヶ領用水”を都市公害の汚臭から救い、“憩いの水辺プロムナード”に蘇生するよう、清流化と植樹を推進する。

*日本は狭いのです。人口は多いのです。アメリカ、ヨーロッパ、オーストラリアの様にはキレイ事ですまないのです。林野をミカン畑、畑にするならばいいと云うものでもないのです。又その自然の中で生活し、又それにより賃金を得ている人もいます。環境を云々し運動する人達は何で生活しているのでしょうか。自分は便利で自由な生活をエンジョイし自分の関係のない所の事を云々し、その尻を行政に持って行くのはずるいと思います。自分達が中に入って自然な生活をするのは自由です。それで食べられて子供の将来もそれでいいならそれでいいですが、他人に“善”として強要する事は如何であろうか。行政に伴うものは税金です。常に小団体で行なわれるのは、そこに何ものかの意識が感じられるのは困った事です。又醸金の管理が何か信頼がおけません。(テレビで小さな部屋でゴソゴソ集まってやってる所がみられますが…)絶対に政治が入り政治性、思想性は排除すべきです。政治が入ってろくな事ありません。公害問題も正しい科学にとられるべきです。思想性、政治性で科学がまげられる事の如何に多い事か。裁判で科学の問題を解決するなんて、ガリレオ時代の事です。総て調和のとれた素直な形で(発展は遅くても)地道に総てをやって貰いたいものです。独善的な環境問題、公害問題を食いものにしてしている人がいる限り協力し兼ねる思いです。

(2) 運動の推進方法に関する意見

*斜里町役場でなく、環境庁が主体となって、国からも援助し、この運動を知らない国民が多いから、もっと積極的に趣旨をPRし、参加者を募集し成功してもらいたい。テレビでしれとこ国立公園内100平方メートル運動を知り、斜里町役場に電話をかけ、振込用紙をおくってもらい、早速申し込みました。子供達が成人し、知床を訪ねた時に、知床の自然にふれた時の感動を夢みています。別荘地分譲ブームで不動産業者の手に渡った知床を自然をとり戻そうと100平方メートル運動をスタートされた斜里町役場の熱意と努力を知り、賛同しました。アンケート問8に町財政にとってかなりの負担になりかねませんとありましたが、1口8,000円をひきあげるか、年会費をとれるよう会員制の導入をする時期にきたような気がします。100平方メートル運動をマスコミでとりあげてもらいたい。運動の目的・意義に賛同してもらい参加者が一人でも多くなるようキャンペーンをして頂きたい。

*問8の内容は知りませんでした。1度1口以上拠金した方で、希望者には会員になってもらい、毎年1回いくらでも良いから申し出た金額を納めてもらうようにしたらどうでしょう。運動の本意ではないかもしれませんが、8,000円という額にこだわらなくても良いようにすれば、拠金はふえると思います。その他、送金のわずらわしさを解消する方法がないでしょうか。気軽にできるように。

*問8の設問については、会費年額が500円～1,000円の1ランクになっていましたので、1に○印をするのにやや判断に困りました。私の意見は、多くの人がこの運動に参加できるように、多くランクを設ける方が良いと考えています。例えば、普通会员・特別会員・学生の会費を別途考慮するとか、家族会員制度のような方法もとり入れて、全体として会員に容易になれる制度を検討すべきだと思います。

*問3について……高い安いはわかりません。

問8について……会員制でも結構ですが、年会費を徴収する手段が問題です。

郵送料の分まで会費に廻したい。

問2について……所有権があることは協力者にとって大変楽しみなことなのです。

*問3について……管理費や経費の面から考えると、8,000円は安いものと言わねばならないが、自然保護運動をお金で買わなければならないというのはかなしいし、高いと思う。国民全部がやさしい心であれば、このようなお金はいらなはずだから。物質が豊かになっても、心を豊かにする自然をこわし、利益の追求にいがみあい、不信におちいり、危険をあおって、人類破滅へ向かおうとしている。今こそ緑の自然が必要な時だ。当運動母体が役所ということもあって、税制上多少有利と思うが、全くの任意団体のこの様な運動に税負担が重荷ときくが、最早善処を望みたい。ただ、税制上良い制度ができると、それを悪用する輩が必ず現れるから、注意は必要だ。一日も早くこのような運動をしなくても自然が残り、純然なる管理費だけ支出する日がくるよう祈りたい。

*中央官庁はもっと地方の実情を知り、予算をもっと増すよう努力して下さい。斜里町へは領収書があれば登録証書はいらなと思います。

*問3…三口出しましたが、一口の8,000円を対象として、まああの額であるに○をつけました。まともりますと多くもかんじられますし、又気持ちは充分ありながら出費の多い時代の家庭にとっては、少額ならという場合も多いと思いますので。問8の1. 会員制の導入と二本立になっていましたらとも思います。尚8,000円の分も郵便局振替がつかえましたら便利かと思ひ(現金

書留封筒の用意など億劫になって、ついつい月日がたってしまうこともあり、振替ならば領収書（かねられますので）ほんとうはこういう運動は手間をかけて自発的に自分の心をこめてお送りすべきことは重々承知ではございますが、知床通信と共に振替用紙を入れていただきますか、通信がハガキでしたら振替番号でもかいていただきましたら、とは送る側の勝手に、現金の方が事務的に簡単でいらっしやるとすれば、現状のままでもとも考えます。

登録証書希望の方が多いことではございましたら、角封筒にはいる位の形のもので充分と存じます。二度三度今の形のものでいただくのは何とも無駄とも思いますし、二度か初めてかをお調べになる手間も大変ですから一律もやむを得ないと思いますが、いただく方もしまっておく場所のこともあり（折角のものでするものと思）その分を買い上げ管理の方に僅かでも塵もつもればとなりますし、大切な紙の資源のためにもお考えいただきたく。

国のものではないからと何となく信用出来ない、いつ立消えになるか分からないものを（例えば町長様が変わられてお考えが違えば）という声もききます。でも草の根の運動としてぜひ続けて下さいませ。かなり関心をもつ方もふえては参りましたが、よく理解していただくために折あらばくりかえしくりかえし訴えていただきたい。お話すれば分って下さる方でも、ききもし読みおとしという事もありますので。

テレビや新聞等で時に感じる事ですが研究者と官庁行政がお互いにもっと強い協力と時間的に早い実行を取り入れていただきたい。国の姿勢も国が介入すると運動の方向が変わる心配がある様な事がなく、草の根の運動へのよき理解者であってほしいと思いますし“時”はまっていられませんし、自然を守るためには即その方針をとり、研究者の強い申出と、まして破壊につながる事など絶対にしてはならないと、取返しのつかない事が行われている現実を何とかくいどめていただきたいと願います。

(3) 行政に対する意見と要望

* ナショナル・トラストが盛り上がりを見せているということは、現行の環境行政に対する具体的な不満、もどかしさの表れであると同時に、“環境行政の指向するもの”とは違った指向、思想といったものを欲していることの表れでもあると思います。明らかに後退の姿勢を見せる環境庁に、この部分を踏まえてより自律性を持った行政を期待しているのですが……？

* 人々の生活が豊かになるにつれ、身近な自然がなくなったため、自然に対する関心が高まり自然を楽しむレジャー（釣、山登り、バードウォッチング）の人口もかなりの数にのぼります。そこで、市町村レベルでの特定の山や川の権利（水利権等）を環境庁にゆだね、保護し身近な自然観察の場とする。「100m²運動」の様な自然保護運動に対しては税金面でも保護し、ナショナル・トラスト運動の維持・継続のために優遇処置をとる。都市、農村から水利用税？の様なもので財

源を確保し、森林の保全のため、山村の経済基盤を確立する。

釣人としての提言：1. 各河川毎に漁協があり、漁協毎の遊漁権が必要です。稚魚を放流したのは漁協ですが育てたのは国民の所有する川なのです。稚魚の放流は生態系を無視したものが多く、アナゴしか住まないはずの河川でヤマメがつれてきたりします。環境庁はゲーム&フィッシュ局の様に生態系を重視する様、漁協を管理し、遊漁証は1年間のライセンスとし、日本全国で使用できる様にして欲しい。2. 海釣りは現在無料だが、これもライセンス制とし、そのお金を釣公園の建設自然海岸の保全にあてる。

*狭い日本の国土に残されている自然は、ずいぶん少なくなっているように思います。貴重な自然を各々の立場から積極的に守ってゆくための努力が必要と思います。特に環境庁は自然破壊に対し、もっと厳しい姿勢で対処されるよう望みます。

*環境庁は、もっと積極的に住みやすい環境や自然を守るよう努力してもらいたい。国の工業化政策にサオさすことになるかもしれないけど、そこまでやらなければ存在価値はないと思います。

*よく思うことなのですが、南アスーパー林道や奥鬼怒スーパー林道などの開通を許してしまったのは、どうしてなのでしょう？どうして日本中に網の目のように山の隅々まで道路をはりめぐらせなければならないのか？環境庁は安易に許可しすぎてしまったのではないかと思う。もっと頑張ってもらいたい。長官にはタレント性のある政治家などではなく、経済優先ばかりを考えない、真に自然の危機を知る人になってほしいと思う。自動車道路はもう充分すぎるほどはりめぐらされている。もうこれ以上、観光道路など造らず、自然のままの姿を維持しつづければならないと思います。

*ナショナル・トラストに関する私見ではありますが、この運動は本来地元の人達が行うべきであり、環境庁などの中央官庁は税制面を含め運動がし易いような環境作りを積極的に進めるべきであると思う。国は国立、国定公園の環境保全をもっと強力に進めるべきである。しれとこ運動のように国立公園内の環境をこのような形でしか保全できなかつたことについて、中央官庁はもっと真剣に考えてほしい。

*中央官庁へ：政治家のエゴに負けず、保護すべき自然の地元、地主への補償制度を確立すること。データ集めばかりで実行に消極的では困る。知床の車規制はどうなった。

斜里町へ：ナショナル・トラストのように売名価値のあることだけでなく、横断道路や岬の自然を守るため観光業者から金をとってでも積極的保護を考える事。

*中央官庁は、地方行政の財政面の援助を積極的にやるべきで、指導はしない方がいい。そうしないと地方の独自性や特色が失われてしまう。また、農、山、漁業軽視の国政が現在の状況を作り出していることを、国政側はもっと考える必要がある。ナショナル・トラストは、本質的に、国政に対する挑戦であることを国政側は知るべきである。

*今朝8/24日朝日紙上で、ナショナル・トラストを国単位で行うことは時期尚早だから自治体単位でというのを読み、大変残念でした。もはや、国単位でなくては、国中が荒れ果ててしまい、自然がとりかえしのつかぬ事になってしまうでしょう。周辺の山歩きをしても、山が荒れている、放置されているのは「個人所有」が多いからです。個人所有では最早手が廻りかねているでしょう。(お金になる立派な木材の出る山は別ですが、雑木山では手ばかりかかるでしょう。)自治体ではこれ等を援助したり税金面の対策にも限界があると思います。国としての統一した施策に基づく長期の対策が自然保護には最も大切なことに思えるのです。私共が当地へ移って来たのは3年前ですが、周辺の自然が当時と比べ随分損なわれました。自然を大切にしないこと＝人間を大切にしないことなのだと私は思っています。

(4) 研究者に対する意見要望

*自然保護ということに加えて、これからは景観の保護ということにも、研究を進めてほしい。必要以上の管理になっては困るが、美しい自然の中に、看板や安っぽいミヤゲ物屋がすぐ立ち並ぶのは、文化国家とは言い難いのではないのでしょうか。

*研究者は論文などを通じて、環境保護により一層の貢献をしてもらいたい。ともすると研究のための研究にとどまり、行動することは嫌う傾向にあるようである。殊に、公害研究所の場合、国家の環境行政を監視しようとする努力に欠け、はっきりとした視点がないように思われるのは残念である。

*アンケート調査は結構ですが、具体的なものへも行動がとれず、単に資料としてロッカーのすみに追いやられるのならしない方がいいのではないのでしょうか。

*公害研がこの様なアンケートを出すとは思いませんでした。(同じ環境庁でも、もっと別の部署があるのでは…と思っていた。いずれにせよ、「しれとこ」単独ではなく、他の運動と連結し、全国的な広がりとして、もっと強力な運動を進めてほしい。

*答えるのは簡単であるけれども、なぜこのような設問が必要なのかもう一つ明瞭でなく、どのよ

うに処理され、どのような問題の参考資料として役立つのか知りたいように思う。斜里町へは励ましの言葉をお送りしたい。

*集まった基金は、目的のためにだけ有効に活用すべきである。何とか運動などを展開しても実効は余り上がらない。今回の調査自身にも、それにかけての労力・資金・人件費などの分が環境保全に用いられた場合を考えると、その意義が疑問となる。過去を調べるよりオリジナルな未来の事を考えよ。

*環境庁は設立の目的上現在、いろいろと調査を行っているのだそうですが、こんな手紙がくるとは思っていませんでした。一般の人にアンケートをするのはとてもよいことですから、これからも行って下さい。

*今回の調査票集計されしだい、何らかの方法により公表してほしい。

2. 天神崎

(1) 参加動機と運動の理念に関する意見

*子供の頃より親しんだ天神崎です。是非子供達に、この自然を残してやりたいものです。今後共、微力ながら協力したいと思います。

*自然の役割や自然破壊について、多くの人はある程度の知識や理解をもっているが、そこに自分が関わっているという意識がないように思える。自然保護の啓蒙を、自然破壊・環境汚染への警告を、もっと組織的に行うことが必要である。自然は自分のために、他の人のために、次の世代のためにも残しておきたい。天神崎、田辺市、和歌山県、環境庁、公害研究所の皆様、自然保護運動を大きく確実なものにしましょう。

[環境庁が奥鬼怒スーパー林道建設に反対しなかったことは、非常に残念です。]

*「人間が未来に対する希望を失ったとき、自然を破壊しはじめる。」と言ったシュヴァイツァーの言葉が私の胸をさします。自然と人間とは、共存共栄の関係にあると思う。ところが、近年人間から自然を奴隷視し、自然をズタズタに割いて、目先の便利さに眩惑されている。そして自然の営みが、人間性を物質的にも精神的にも支えていると言うことを、ともすれば忘れがちである。そう言う社会の流れに対して警鐘を鳴らすのが、国家百年の計を立てる、官庁や研究者の重要な任務ではないでしょうか。願はくは、「天神崎保全協議会」を孤立や挫折に追いやらぬよう、関係機関の協力を訴えたい。

*自然保護は行政ではなく、宗教的なものではないかと思ひます。

運動参加者へ「みかえり」のようなものを、期待しないように留意していただきたい。

*今まで守られてきた豊かな自然を、昭和の人間の手によって破壊することのないよう、あらゆる努力を払いたい。協議会や中央機関の運動を中心としながらも、日常生活の中で、我々一人一人の自覚が最も大切だと思ひます。

特定の所の自然を守るといふだけでなく、自分の身のまわりに静かな美しい町を取り戻したい。

*なぜこの運動が必要になったのか、根元までさかのぼってみる事が大切だと思ひます。それは人間の欲望にあると思ひます。欲望の本質からみつめる事、特に物質文化の中でもたらされた結果がこの様な状態を生んだのだと思ひます。この運動と共に、人間とは、生きるとは、をもう一度すべての人が考えてみる事、自然を守るより、我々は自然に守られている、といふ本来の姿をはっきりとみとめ、大自然の中の一員である事、研究ではなく真実を顧みる事を根本にしていだきたいと思ひます。

*天神崎保全問題の根本は、田辺湾の評価であらう。極沿岸漁業および生物学の立場から、かくも重要な地点の保全が計られず、遠い将来を眺める見識なしに、度を越えた埋立や無規制の水面利用を行って来たのは誰の罪になるだらうか。天神崎は現在、田辺湾の保護の手が及びうる一角を代表している。庁も県も市もよく世界の各地を見比べ報告を読み比べてほしい。

*私は、小学校時代千葉県の海岸に、いく日も泊まりがけで連れて行ってもらった時の感覚がなつかしく、忘れられません。自分の子供を連れて行ってみると、電車の窓からは煙突が見え、新聞でこの運動の事を知ってとても感動しました。知床とどっちにしようと思ったのですが、知床の方は自治体が応援しているようなので、天神崎にしました。どうぞみなさんがんばって下さい。私には、むずかしい意見は書けません。ごめんなさい。

*この様な問題について、国家機関が前向きに研究に取り組まれた事は、私共この運動に参加する者として、まことに心強い次第です。又、無学者の私を回答者の一員に加えて頂いたことを心から感謝致すと同時に、この機会をとらえ多少の参考になればと、私見を述べさせて頂きたく筆をとった次第です。

「環境を守る」と云う事のむずかしさは、日を追ってその度を深めております。その原因は、すべて近代工業化社会にあり、又この工業化社会の根元を成す教育制度にあると思ひます。即ち産業革命以来、すべて量的拡大による経済成長のみを追求し、その必要性から教育も又数字(点数)追求型となり、当然量を唯一の価値基準と考へて行動する現代人が、すべてを動かしつつある今

日、この資本主義的工業化社会が、生産→消費過程に於いて発生する公害は最早、巨大な暗雲となって、すべてを覆いつつあります。この事は多くの識者が知るところであります。

今、我々はこのうれうべき現状を改めて深く認識し、これに歯止めをかけなければなりません。この認識力こそ自然を見つめ、自然を学ぶ時、始めて生まれて来るものであると断言します。我々は、すべてを自然の中から学び取り、今日の文明を築いているのですから、それよりも何よりも重要なことは、偉大な生産力を持ち乍ら公害を生まない絶妙な仕組み、これが自然そのものであると云うことです。この様に大切な教科書を、しかも数少ない貴重な場所を、一部の人の利益の為に失われてはいけません。それこそ、国家的ひいては全人類の財産の損失であります。これを守る為には、国民一人一人にこの問題の重要性を深く認識してもらい、且つもっともっと身近に感じてもらう。その為には、一人でも多くの人にこのような運動に参加してもらい、考えを新たにしてもらうことこそ、この問題に対する最良の解決策ではないでしょうか。

このことは、国家が費用を出して買収し国有化して見ても、あまり意味のないことであります。国民一人一人が直接金を出し合い、そこに自分達の大切なものがあるのだ……との認識感を深めてこそ、あらゆる面で自然の大切さを認識し、公害を抑えるべく方向に動いていくものと確信する次第です。特に環境問題こそ一地点のみを抑え保全して見ても、あらゆる生物体系を含めた環境保全はむずかしいのであります。真の目的は、国民全員に参加してもらい、自然を愛することの大切さ、又我々自身が自然の中から生まれ育まれたものであること、「これを破壊する事は、自己否定につながる」ということを良く認識してもらうことこそ必要ではないでしょうか。

結びに財源確保と、運動の輪を拡げる方法について述べさせて頂くならば……人類生存の基礎である、自然を保護することの重要性を、直観的に理解出来る様な優れた写真集（一般から募集）等を作り、これに寄附金を含めた価格で会員各々が、それぞれ身近の人々の働きかけ販売を促進していく事により、全国規模に拡大出来るのではないかと考えます。又調査票（問9）にある、Tシャツ、ワッペン等の販売も効果的な方法と考えます。又おおいにその社会的使命を持つマスコミにも一役買ってもらい、折にふれ常に新鮮な話題を提供して頂く等、更に学校教育等の場を通じ、幼少時代より自然保護に対する認識を高める機会を養う等、国をあげて真剣に取り組む必要があるかと思えます。

特に日本の場合、四季のある風光明媚な恵まれた国土を持ち乍ら、先進諸国に比べ、自然保護意識が低く、且つ近代工業化高度成長国でありますから、このままでは、ただでさえ狭い国土から残しておきたい自然環境がどんどん消失していくこと必定です。

どうか、一日も早く基礎的研究を終え、より良い方策が実施されます様、ご努力をお願いする次第です。

*天神崎保全協の皆さんの献身的なご努力に頭が下がる思いです。当町は公害の原点と言われている足尾町ですが、いま国だけで年間3億円かけて、がれき化した山肌の緑化事業をやっています。

専門家でも、あと何年かかるか予想もつかないと言っている程です。一旦荒廃すると、自然の回復は困難であることの見本です。煙害の実態が正しく知らされ対策されていれば、緑は死ななかつたと思います。知床も天神崎も勇気ある人々の発言と行動で救われたと言えます。しれとこアピールでは、国と自治体の理解と協力をとしています。同感です。中央官庁の一本化の政策が望まれます。公害研究所の皆さんの研究調査の成果を期待しております。

*行ってみたいの思うのは人情だが、人が入ることによって自然が変化していくのは免れない。天神崎がどの程度人と交流した自然の中に存在してきたか知らないが、子孫に今の自然を残していくとするなら、人がそこへ入ることをどうやっておさえるか。こういうところがあるとPRすると同時に、直接そこへ入ることのマイナスのPRも必要ではないか。たとえば、写真や絵や解説の本マスコミの映像などで取り上げるとき、そのこともつけ加えるなど。私たちはそういう手段で、直接出かけなくても楽しむことができるのですから。

*天神崎の保全の必要性を単に「その地域が生物学的な特殊性をもっているから」としてしまうと、その他の“平凡な”地域の自然保護が副次的になると思います。人々のふだんの生活環境（子供の場合は、2キロメートル以内ぐらい）の中の、自然の保護育成の大切さ、ごくありふれた地域の自然の生物学的な（特殊性をもたなくてもよい！）諸指標が、その地域の人々の健康や生活とどのようにかかわっているのか、というような問題の全国的な解明の中に、「天神崎」のような“拠点地域”の保護を、不可欠にむすびつけていくことを追求していくことが大切ではないかと思えます。

*県民主義なのか、なにかと出身県に関連する事に対して、関心を持ちます。天神崎を見た事もない人が、単に自然を守ろうと言っても、例えば、山口県の人が醸金してくれるケースは少ないと思います。夏の高校野球と同じで、何かで結ばれないと、日本人は動かないのではないかと思います。ですから、県が醸出する以上に「田辺市」が醸出する方が反対が少ないと思います。「ナショナル・トラスト」と言いますが、日本人は「カントリー」です。

*法制化、中央、行政主導は、運動そのものの弱体化、崩壊につながります。反対します。昨今忘れかけている原子力発電所、観光道のようなならぬように。

*貴重な自然を守る運動が、個人や小さな自治体によって支えられている現実を、国は十分に認識すべき。国はこれらナショナル・トラスト運動に制度的（法的）資金的援助をもっとすべきである。ただし、運動の主体はあくまでも民間団体であるべきで、金を出した分だけ国がイニシアティブを取るのであれば、時の政権や経済に左右され、長期にわたる保証に不安がある。資金援助は

すべきであるが、長期にわたる保護の保証は「公益信託化」など、厳正な法の確立のもとで行われるべきである。

*田辺市が市民全戸に資金運動をする必要がある。やはり、自分達の近くの自然をまず自分達田辺市民が守らなくてはならない。全戸の醸金の必要性。

*国や自治体の支援を受けず、広く一般大衆から資金を集める事により、個々に自然保護の必要性が生み出て来るような、息の長い運動を展開して頂きたい。私も参加者という意識があれば、捨てて行くごみも少なくなるように思います。

*現在の段階では、やむをえないと思われるが、個人等の資金を中心に、自然保護を行うのは筋が違うと思われる。国等の自治体が、もっと理解を示し、運動の中心となるべきと考えている。将来の子供等の為、より一層の御協力をお願いしたい。

*天神崎、知床だけでなく、全国各地から買い取り候補地を選び出し、全国的運動に盛り上げて頂きたいと思えます。候補地の全てを、ただちに買取することは不可能でも、国民的な（一地区に限定されない）関心を集めれば問8の項目2の方法がうまくいくのではないかと考えます。勿論環境庁を中心として、国のバックアップが必要な段階ですので、よろしくお願い致します。

*自然保護という大きな問題は、国や自治体が音頭をとっても、それは大きく発展するとは限らない。それよりは、小さな力の集まりである個人が、その場その場においての働きや、考えや、お金の小さな集まりが、より大きなパワーが生まれる可能性が大と思っています。外山先生の働きを応援したいと思います。又、国とか自治体の理解のある協力を切に望みます。調査のみな様ごころうさまです。

*公共団体からの出資は当然だが、天神崎保全協議会の住民への呼びかけも大切。これは、まだ十分といえない一般住民の、自然保護への精神をうえつけるためにも大切である。

*拝啓西岡様、北畠様はじめスタッフの皆様御苦労様です。

このアンケートの結果は公表されるのですか。それは「白書」内に公表されますか。もしされない場合、どの様な結果が得られたか興味があっても、知ることは出来ないのですか。結果をコピーして実費でお譲り戴けませんか。

個人レベルで環境を守るというのは基本であります。現実には困難なことです。過疎の村などが“一坪地主”“山林主”とかで費用を呼びかけ、植林するという実利の伴った一石二鳥の自

然保護?にはその為の資金が殺到するのが現状です。

外山八郎様方の呼びかけた天神崎の市民運動が、現在買取資金の予定額になかなか達成できないのも、環境に対する個人意識の現実に直面していることの現れの一つと考えられます。

恐らく日本においては、イギリスの様なナショナル・トラストは育たないと思われます。そこで、国や地方自治体は何らかの形でバックアップしなければならないと考えられます。しかしあくまでも市民によるナショナル・トラストを主体とし、国や地方自治体为上意下達で主導権をとるのは好ましくありません。そうした場合、自然の管理、区域内の責任等が、指導した国や自治体に帰結し、機構の整備、経費等財政負担はばかにならないものになってしまうでしょう。まして区域内で人身事故などがおきて、国や自治体、ナショナル・トラストの組織などが裁判で責任問題を追求されたりしては、ゆくゆくは一般市民の保護区域内の立入禁止をも余儀なくされそうだからです。

(2) 運動の推進方法に関する意見

*折角買上げた土地が、代が替わっても保護が続いてゆくような措置が必要。

*問9. A についての私の意見

大規模な土地買上げは、地価の高い所では、市民の力によるのみでは不可能に近いだろう。そこで国、自治体のお金が支出されることが必要となるわけだが、全てを公費でまかなうことも必ずしも良いとは思われない。私は、次のような折衷的な方法を考えている。

1. 市民による保護運動が起こった場合、当該地域全体の1/5～1/3（とにかく一定の割合）が市民の寄附金で購入されたら、それを最大の要件として（その他の要件も考えつつ）、残りに公費をつぎ込むことを決める。
2. 残りの購入に充当される公費は、地元自治体から出されることにするが、そのうちの幾分の一かは、国よりの補助金とする。
3. そうすることで、地元自治体に保全の責任をもたせる。
同時に市民の自発的力も結集されやすいだろう。

*ほんとうにこの運動は大変な事業でした、これに直接たずさわっている方々に深い感謝の気持ちを持っております。ご苦勞のわりには成果があがりにくく、私などでも何とかならぬものかという、あせりを感じます。

「しれとこ…」方式をまねてみるのもよいように思われるのですが……

*昔“ある日の干渴”という映画をみて感動したことがあります。天神崎の浜の四季の様子を映画

にして、広くアピールしては如何ですか。(例えば、岩波ホールの総支配人等に相談しては) NHKの自然のアルバムにもとりあげて貰って下さい。

自然の生態の妙を広く知らせれば、それを知った人々が、その自然を守りたい気持ちになるでしょう。

美しかった紅葉の山が、道路をひろげるためにけずられ、コンクリートでかためられたのを大変悲しく思った。

*自分は一年位前に寄付はしましたが、どの程度の買い戻しが進展しているのかわかりません。そこで、たいへんでしょうが定期的に現状を報告してもらえたら、寄付する側も張り合いがますます、失ないかけていた関心も戻すことができるのではないのでしょうか。

天神崎保全協議会へ一度だけ寄付したことがあります。毎年現況報告をいただき、郵便振込用紙でも同封していただければ、一度こっきりにしないう積りです。ご考慮下さい。

- * 1. 寄附金者には、速やかに領収書とお礼を出して下さい。(現状では余りに遅すぎる。)
2. 年に一回位、寄附金の合計を発表されたい。
3. 常に、趣旨の宣伝を怠らぬようにされたい。(給料出して専門の係を置きたい。)
4. 天神崎の絵ハガキ5枚綴位を発行して、全市民に買ってもらいたい。
5. 中央及び他地方との連繫を常に保って行きたい。
6. 事務費を相当計上されたい。

(3) 行政に対する意見と要望

*全国自然保護運動連合における環境庁のすべての問題についての及び腰の姿勢に強い遺憾の念を表明したい。弱小官庁として住民の支持なくしては、発言力は決して拡張されないことを、政策研究の結論として出してほしい。

公害研に社会科学部がないことは奇異であり、問題を技術的にしかとらえていない反映である。

*一旦壊した自然は、二度と戻りません。どうか軽々しく自然破壊しないで下さい。環境庁は、そのためにこそあるのと違うのでしょうか。他の官庁の圧力にめげず、最も大切な地球の自然を守るとのこと(日本だけの問題ではない)に頑張ってくださいと思います。

*一般の人々から自然保護の声が上がり、このような盛り上がりを見せてきたことは、非常にうれしいことであり、天神崎の人々に敬意を表します。反面、このような方法でしか自然保護できなかったとすれば、市、県、国の環境行政に大きな問題があったのではないかと思います。また最

近、環境庁等の環境行政が後退しているように感じられ、非常に残念です。

*天神崎保全協議会の皆さんへ……誠にごくろう様です。

田辺市、和歌山県へ……開発優先の政策を立てても、真の意味での発展繁栄はもはや困難です。原発を呼び込むことぐらいです。自然・歴史環境を尊重する政策を立てて、立県を図って下さい。

- * 1. 市の態度の明確化、利害がからんで曖昧というよりおよび腰、地元がしっかりせんと県、国への働きかけに迫力がないですよ。
- 2. 中央官庁へは早い対処を、決定の手順の簡素化を期待します。自然は刻々と変化してゆくものですから。
- 3. 研究者の方々がご自分の研究を観察会とか、情報としてマスコミを通して還元されていることは感謝します。
- 4. 地元の人々は、天神崎は生まれたときからあって、あって当たり前という感覚があると思うのです。このような運動の中でヘー そんな貴重なものなんか、とい驚きをもった人が多いのでは、それに遠くからみていては、その変化に気付きにくく、放っておいてもどうってことないといったところではないでしょうか。もっともっと観察会などに参加して、「なるほど」という感動を与えられないものでしょうか。
- 5. 地元の小・中・高校でフィールドワークをカリキュラムに義務づけるとか、教科書でとりあげてほしいものです。

*土地を買い取ればそれで良いという問題ではありません。経済性、目先の利益に目をうばわれ、人間の本当の幸福は何か、未来のために何を残す事が大切なのか等、哲学性、宗教性、良心の欠如した教育によって判断力のない行政、教育、市民生活に対して、天神崎の生物のみならず、人間そのものの生活環境悪化をきびしく警告しているものと思います。田辺市、和歌山県の「高度」な判断による環境行政を希望します。

* 1. 田辺市は、この運動に対して非常に消極的（ないしは非協力的）なのではないか、という認識をもっています。ナショナル・トラストの全国会議に市職員をオブザーバーとして出席させることもしなかった、という報道をきいたことがあります。そのいっぽうで、近くの芳養に火力発電所を誘致するのに熱心だという話もきいています。（これはNHKが全国放送で、誘致反対運動と天神崎の運動とを併せて放送したのを観ました。）市の当局者の保守性、市政の保守性の転換が必要なのではないのでしょうか。

*田辺の場合、残された環境が此処と鳥の巣だけで、後は皆埋め立てで、すべて海岸線をコンクリー

トで固めてしまった。白浜にも、昭和30～40年代に、そうした動きがあったが、議会を始め町ぐるみでそれを阻止する運動にとりくみ、田辺湾から鉛山湾、椿海岸まで極力保全してきたが、海中公園や海岸保全で、将来ともに規制しうる法的措置が欲しいと思う。

*** 田辺市へのおねがい**

全国的にも住みよいという定評のある、田辺市民の意識を高めるため、市の予算の中からこの様なよき宝もっているということ、天神崎保全のため証明するため、観光予算の何パーセントかを経常して欲しいこと、毎年の花火大会も費用をかけすぎのではないかと、一日だけの楽しみは惜しいことに思います。

*** 和歌山県のような過疎県に活力をつける為には、道路の整備や自然との調和を保った上での開発が必要であるが、学術的にも貴重な自然環境保全地域については、国や地方の行政の責任において保護する必要がある。またその必要性を認めさせる為の、地道な市民運動も大切である。今後ともたゆまぬ活躍を期待しています。**

(4) 研究者に対する意見

*** 本調査の実施を、県民の一人として感謝します。本調査資料は、調査のための調査に終わることなく、この集計資料を通じ、“自然保護”（人間は自然の中で生かされる）に国家機関をあげて、本格的にとりくむ糸口にされるよう懇願します。調査の生命は、行政の中に本当に実際化することとします。**

*** このアンケートで公害研究所の存在を知りました。**

自然保護、公害防止等を貴研究所がもっとアピールすればどうですか。

*** こういう調査が、調査のための調査、研究のための調査だけに終わるのではないかという危惧もっています。この調査がどういう形で「運動」に役だつのか（基礎資料だとは承知しましたが）、国政レベルでの政策立案に役立つのか疑問です。率直なところ。**

国立公害研究所特別研究成果報告

- 第 1 号 陸水域の富栄養化に関する総合研究 — 霞ヶ浦を対象域として — 昭和51年度. (1977)
第 2 号 陸上植物による大気汚染環境の評価と改善に関する基礎的研究 — 昭和51/52年度 研究報告.
(1978)

(改 称)

国立公害研究所研究報告

- ※ 第 3 号 A comparative study of adults and immature stages of nine Japanese species of the genus *Chironomus* (Diptera, Chironomidae). (1978)
(日本産ユスリカ科 *Chironomus* 属9種の成虫, サナギ, 幼虫の形態の比較)
- 第 4 号 スモッグチャンバーによる炭化水素-窒素酸化物系光化学反応の研究 — 昭和52年度 中間報告. (1978)
- 第 5 号 芳香族炭化水素-窒素酸化物系の光酸化反応機構と光酸化二次生成物の培養細胞に及ぼす影響に関する研究 — 昭和51, 52年度 研究報告. (1978)
- 第 6 号 陸水域の富栄養化に関する総合研究(Ⅱ) — 霞ヶ浦を中心として. — 昭和53年度. (1979)
- ※ 第 7 号 A morphological study of adults and immature stages of 20 Japanese species of the family Chironomidae (Diptera). (1979)
(日本産ユスリカ科20種の成虫, サナギ, 幼虫の形態学的研究)
- ※ 第 8 号 大気汚染物質の単一および複合汚染の生体に対する影響に関する実験的研究 — 昭和52, 53年度 研究報告. (1979)
- 第 9 号 スモッグチャンバーによる炭化水素-窒素酸化物系光化学反応の研究 — 昭和53年度 中間報告. (1979)
- 第 10 号 陸上植物による大気汚染環境の評価と改善に関する基礎的研究 — 昭和51~53年度 特別研究報告. (1979)
- ※ 第 11 号 |Studies on the effects of air pollutants on plants and mechanisms of phytotoxicity. (1980)
(大気汚染物質の植物影響およびその植物毒性の機構に関する研究)
- 第 12 号 Multielement analysis studies by flame and inductively coupled plasma spectroscopy utilizing computer-controlled instrumentation. (1980)
(コンピュータ制御装置を利用したフレイムおよび誘導結合プラズマ分光法による多元素同時分析)
- 第 13 号 Studies on chironomid midges of the Tama River. (1980)
Part 1. The distribution of chironomid species in a tributary in relation to the degree of pollution with sewage water.
Part 2. Description of 20 species of Chironominae recovered from a tributary.
(多摩川に発生するユスリカの研究
— 第1報 その一支流に見出されたユスリカ各種の分布と下水による汚染度との関係 —
— 第2報 その一支流に見出された Chironominae 亜科の20種について —)
- 第 14 号 有機廃棄物, 合成有機化合物, 重金属等の土壌生態系に及ぼす影響と浄化に関する研究 — 昭和53, 54年度 特別研究報告. (1980)
- ※ 第 15 号 大気汚染物質の単一および複合汚染の生体に対する影響に関する実験的研究 — 昭和54年度 特別研究報告. (1980)
- 第 16 号 計測車レーザーレーダーによる大気汚染遠隔計測. (1980)
- ※ 第 17 号 流体の運動および輸送過程に及ぼす浮力効果 — 臨海地域の気象特性と大気拡散現象の研究 — 昭和53, 54年度 特別研究報告. (1980)

- 第 18 号 Preparation, analysis and certification of PEPPERBUSH standard reference material. (1980)
(環境標準試料「リョウブ」の調製, 分析および保証値)
- ※第 19 号 陸水域の富栄養化に関する総合研究(Ⅲ) — 霞ヶ浦(西浦)の湖流 — 昭和53, 54年度.
(1981)
- 第 20 号 陸水域の富栄養化に関する総合研究(Ⅳ) — 霞ヶ浦流域の地形, 気象水文特性およびその湖
水環境に及ぼす影響 — 昭和53, 54年度. (1981)
- 第 21 号 陸水域の富栄養化に関する総合研究(Ⅴ) — 霞ヶ浦流入河川の流出負荷量変化とその評価 —
昭和53, 54年度. (1981)
- 第 22 号 陸水域の富栄養化に関する総合研究(Ⅵ) — 霞ヶ浦の生態系の構造と生物現存量 — 昭和53,
54年度. (1981)
- 第 23 号 陸水域の富栄養化に関する総合研究(Ⅶ) — 湖沼の富栄養化状態指標に関する基礎的研究 —
昭和53, 54年度. (1981)
- 第 24 号 陸水域の富栄養化に関する総合研究(Ⅷ) — 富栄養化が湖利用に及ぼす影響の定量化に関す
る研究 — 昭和53, 54年度. (1981)
- 第 25 号 陸水域の富栄養化に関する総合研究(Ⅸ) — *Microcystis* (藍藻類)の増殖特性 — 昭和53,54
年度. (1981)
- 第 26 号 陸水域の富栄養化に関する総合研究(X) — 藻類培養試験法による A G P の測定 — 昭和53,
54年度. (1981)
- 第 27 号 陸水域の富栄養化に関する総合研究(XI) — 研究総括 — 昭和53, 54年度. (1981)
- 第 28 号 複合大気汚染の植物影響に関する研究 — 昭和54, 55年度 特別研究報告. (1981)
- 第 29 号 Studies on chironomid midges of the Tama River. (1981)
Part 3. Species of the subfamily Orthocladiinae recorded at the summer survey and their distri-
bution in relation to the pollution with sewage waters.
Part 4. Chironomidae recorded at a winter survey.
(多摩川に発生するユスリカ類の研究
— 第3報 夏期の調査で見出されたエリユスリカ亜科 *Orthocladiinae* 各種の記載と, その分
布の下水汚染度との関係について —
— 第4報 南浅川の冬期の調査で見出された各種の分布と記載 —)
- ※第 30 号 海域における富栄養化と赤潮の発生機構に関する基礎的研究 — 昭和54, 55年度 特別研究報
告. (1982)
- 第 31 号 大気汚染物質の単一および複合汚染の生体に対する影響に関する実験的研究 — 昭和55年度
特別研究報告. (1981)
- 第 32 号 スモッグチャンバーによる炭化水素-窒素酸化物系光化学反応の研究 — 環境大気中における
光化学二次汚染物質生成機構の研究(フィールド研究1) — 昭和54年度 特別研究報告. (1982)
- 第 33 号 臨海地域の気象特性と大気拡散現象の研究 — 大気運動と大気拡散過程のシミュレーション
— 昭和55年度 特別研究報告. (1982)
- ※第 34 号 環境汚染の遠隔計測・評価手法の開発に関する研究 — 昭和55年度 特別研究報告. (1982)
- 第 35 号 環境面よりみた地域交通体系の評価に関する総合解析研究. (1982)
- 第 36 号 環境試料による汚染の長期モニタリング手法に関する研究 — 昭和55, 56年度 特別研究報告.
(1982)
- 第 37 号 環境施策のシステム分析支援技術の開発に関する研究. (1982)
- 第 38 号 Preparation, analysis and certification of POND SEDIMENT certified reference material. (1982)
(環境標準試料「池底質」の調製, 分析及び保証値)
- ※第 39 号 環境汚染の遠隔計測・評価手法の開発に関する研究 — 昭和56年度 特別研究報告. (1982)

- 第 40 号 大気汚染物質の単一及び複合汚染の生体に対する影響に関する実験的研究 — 昭和56年度 特別研究報告. (1983)
- ※ 第 41 号 土壌環境の遠隔計測と評価に関する統計学的研究. (1983)
- ※ 第 42 号 底泥の物性及び流送特性に関する実験的研究. (1983)
- ※ 第 43 号 Studies on chironomid midges of the Tama River. (1983)
 Part 5. An observation on the distribution of Chironominae along the main stream in June with description of 15 new species.
 Part 6. Description of species of the subfamily Orthoclaadiinae recovered from the main stream in the June survey.
 Part 7. Additional species collected in winter from the main stream.
 (多摩川に発生するユスリカ類の研究
 — 第 5 報 本流に発生するユスリカ類の分布に関する 6 月の調査成績とユスリカ亜科に属する 15 新種等の記録 —
 — 第 6 報 多摩本流より 6 月に採集されたエリユスリカ亜科の各種について —
 — 第 7 報 多摩本流より 3 月に採集されたユスリカ科の各種について —)
- 第 44 号 スモッグチャンバーによる炭化水素-窒素酸化物系光化学反応の研究. — 環境大気中における光化学二次汚染物質生成機構の研究 (フィールド研究 2) — 昭和54年度 特別研究中報告. (1983)
- 第 45 号 有機廃棄物, 合成有機化合物, 重金属等の土壌生態系に及ぼす影響と浄化に関する研究 — 昭和53年/55年度 特別研究報告. (1983)
- 第 46 号 有機廃棄物, 合成有機化合物, 重金属等の土壌生態系に及ぼす影響と浄化に関する研究 — 昭和54/55年度 特別研究報告 第 1 分冊. (1983)
- 第 47 号 有機廃棄物, 合成有機化合物, 重金属等の土壌生態系に及ぼす影響と浄化に関する研究 — 昭和54/55年度 特別研究報告 第 2 分冊. (1983)
- ※ 第 48 号 水質観測点の適正配置に関するシステム解析. (1983)
- 第 49 号 環境汚染の遠隔計測・評価手法の開発に関する研究 — 昭和57年度 特別研究報告. (1984)
- ※ 第 50 号 陸水域の富栄養化防止に関する総合研究 (I) — 霞ヶ浦の流入負荷量の算定と評価 — 昭和55~57年度 特別研究報告. (1984)
- ※ 第 51 号 陸水域の富栄養化防止に関する総合研究 (II) — 霞ヶ浦の湖内物質循環とそれを支配する因子 — 昭和55~57年度 特別研究報告. (1984)
- ※ 第 52 号 陸水域の富栄養化防止に関する総合研究 (III) — 霞ヶ浦高浜入における隔離水界を利用した富栄養化防止手法の研究 — 昭和55~57年度 特別研究報告. (1984)
- 第 53 号 陸水域の富栄養化防止に関する総合研究 (IV) — 霞ヶ浦の魚類及び甲殻類現存量の季節変化と富栄養化 — 昭和55~57年度 特別研究報告. (1984)
- 第 54 号 陸水域の富栄養化防止に関する総合研究 (V) — 霞ヶ浦の富栄養化現象のモデル化 — 昭和55~57年度 特別研究報告. (1984)
- 第 55 号 陸水域の富栄養化防止に関する総合研究 (VI) — 富栄養化防止対策 — 昭和55~57年度 特別研究報告. (1984)
- 第 56 号 陸水域の富栄養化防止に関する総合研究 (VII) — 湯ノ湖における富栄養化とその防止対策 — 昭和55~57年度 特別研究報告. (1984)
- ※ 第 57 号 陸水域の富栄養化防止に関する総合研究 (VIII) — 総括報告 — 昭和55~57年度 特別研究報告. (1984)
- 第 58 号 環境試料による汚染の長期的モニタリング手法に関する研究 — 昭和55~57年度 特別研究総合報告. (1984)

- 第 59 号 炭化水素—窒素酸化物—硫黄酸化物系光化学反応の研究 — 光化学スモッグチャンバーによるオゾン生成機構の研究 — 大気中における有機化合物の光酸化反応機構の研究 — 昭和55～57年度 特別研究報告 (第1分冊). (1984)
- 第 60 号 炭化水素—窒素酸化物—硫黄酸化物系光化学反応の研究 — 光化学エアロゾル生成機構の研究 — 昭和55～57年度 特別研究報告 (第2分冊). (1984)
- 第 61 号 炭化水素—窒素酸化物—硫黄酸化物系光化学反応の研究 — 環境大気中における光化学二次汚染物質生成機構の研究 (フィールド研究1) — 昭和55～57年度 特別研究報告 (第3分冊). (1984)
- 第 62 号 有害汚染物質による水界生態系のかく乱と回復過程に関する研究 — 昭和56～58年度 特別研究中間報告. (1984)
- ※ 第 63 号 海域における富栄養化と赤潮の発生機構に関する基礎的研究 — 昭和56年度 特別研究報告. (1984)
- ※ 第 64 号 複合大気汚染の植物影響に関する研究 — 昭和54～56年度 特別研究総合報告. (1984)
- 第 65 号 Studies on effects of air pollutant mixtures on plants—Part 1. (1984)
(複合大気汚染の植物に及ぼす影響 — 第1分冊)
- ※ 第 66 号 Studies on effects of air pollutant mixtures on plants—Part 2. (1984)
(複合大気汚染の植物に及ぼす影響 — 第2分冊)
- 第 67 号 環境中の有害物質による人の慢性影響に関する基礎的研究 — 昭和54～56年度 特別研究総合報告. (1984)
- ※ 第 68 号 汚泥の土壌還元とその環境に関する研究 — 昭和56～57年度 特別研究総合報告. (1984)
- ※ 第 69 号 中禅寺湖の富栄養化現象に関する基礎的研究. (1984)
- 第 70 号 Studies on chironomid midges in lakes of the Nikko National Park (1984)
Part I. Ecological studies on chironomids in lakes of the Nikko National Park.
Part II. Taxonomical and morphological studies on the chironomid species collected from lakes in the Nikko National Park.
(日光国立公園の湖沼のユスリカに関する研究
— 第1部 日光国立公園の湖のユスリカの生態学的研究 —
— 第2部 日光国立公園の湖沼に生息するユスリカ類の分類学的, 形態学的研究 —)
- ※ 第 71 号 リモートセンシングによる残雪及び雪田植生の分布解析. (1984)
- 第 72 号 炭化水素—窒素酸化物—硫黄酸化物系光化学反応の研究. 環境大気中における光化学二次汚染物質生成機構の研究 (フィールド研究2) — 昭和55～57年度 特別研究報告 (第4分冊). (1985)
- ※ 第 73 号 炭化水素—窒素酸化物—硫黄酸化物系光化学反応の研究. — 昭和55～57年度 特別研究総合報告. (1985)
- ※ 第 74 号 都市域及びその周辺の自然環境等に係る環境指標の開発に関する研究. 環境指標 — その考え方と作成方法 — 昭和59年度 特別研究報告. (1985)
- 第 75 号 Limnological and environmental studies of elements in the sediment of Lake Biwa. (1985)
(琵琶湖底泥中の元素に関する陸水学及び環境化学的研究)
- 第 76 号 A Study on the behavior of monoterpenes in the atmosphere. (1985)
(大気中モノテルペンの挙動に関する研究)
- 第 77 号 環境汚染の遠隔計測・評価手法の開発に関する研究 — 昭和58年度 特別研究報告. (1985)
- 第 78 号 生活環境保全に果たす生活者の役割の解明. (1985)
- 第 79 号 Studies on the method for long term environmental monitoring – Research report in 1980–1982. (1985)
(環境汚染による汚染の長期的モニタリング手法に関する研究)

- 第 80 号 海域における赤潮発生のモデル化に関する研究 — 昭和57～58年度 特別研究報告. (1985)
- 第 81 号 環境影響評価制度の政策効果に関する研究 — 地方公共団体の制度運用を中心として. (1985)
- 第 82 号 植物の大気環境浄化機能に関する研究 — 昭和57～58年度 特別研究報告. (1985)
- 第 83 号 Studies on chironomid midges of some lakes in Japan. (1985)
(日本の湖沼のユスリカの研究)
- 第 84 号 重金属環境汚染による健康影響評価手法の開発に関する研究 — 昭和57～59年度 特別研究総合報告. (1985)
- 第 85 号 Studies on the rate constants of free radical reactions and related spectroscopic and thermochemical parameters. (1985)
(フリーラジカルの反応速度と分光学的及び熱力学的パラメーターに関する研究)
- 第 86 号 GC/MS スペクトルの検索システムに関する研究. (1986)
- 第 87 号 光化学二次汚染物質の分析とその細胞毒性に関する基礎的研究 — 昭和 53～58 年度総合報告. (1986)
- 第 88 号 都市域及びその周辺の自然環境等に係る環境指標の開発に関する研究 II. 環境指標 — 応用例とシステム. (1986)
- 第 89 号 Measuring the water quality of Lake Kasumigaura by LANDSAT remote sensing. (1986)
(LANDSAT リモートセンシングによる霞ヶ浦の水質計測)
- 第 90 号 ナショナルトラスト運動にみる自然保護にむけての住民意識と行動 — 知床国立公園内 100 平方メートル運動と天神崎市民地主運動への参加者の分析を中心として. (1986)

※ 残部なし

Report of Special Research Project the National Institute for Environmental Studies

- No. 1* Man activity and aquatic environment – with special references to Lake Kasumigaura – Progress report in 1976. (1977)
- No. 2* Studies on evaluation and amelioration of air pollution by plants – Progress report in 1976-1977. (1978)

[Starting with Report No. 3, the new title for NIES Reports was changed to:]

Research Report from the National Institute for Environmental Studies

- ※ No. 3 A comparative study of adults and immature stages of nine Japanese species of the genus *Chironomus* (Diptera, Chironomidae). (1978)
- No. 4* Smog chamber studies on photochemical reactions of hydrocarbon-nitrogen oxides system – Progress report in 1977. (1978)
- No. 5* Studies on the photooxidation products of the alkylbenzene-nitrogen oxides system, and on their effects on Cultured Cells – Research report in 1976-1977. (1978)
- No. 6* Man activity and aquatic environment – with special references to Lake Kasumigaura – Progress report in 1977-1978. (1979)
- ※ No. 7 A morphological study of adults and immature stages of 20 Japanese species of the family Chironomidae (Diptera). (1979)
- ※ No. 8* Studies on the biological effects of single and combined exposure of air pollutants – Research report in 1977-1978. (1979)
- No. 9* Smog chamber studies on photochemical reactions of hydrocarbon-nitrogen oxides system – Progress report in 1978. (1979)
- No.10* Studies on evaluation and amelioration of air pollution by plants – Progress report in 1976-1978. (1979)
- ※ No.11 Studies on the effects of air pollutants on plants and mechanisms of phytotoxicity. (1980)
- No.12 Multielement analysis studies by flame and inductively coupled plasma spectroscopy utilizing computer-controlled instrumentation. (1980)
- No.13 Studies on chironomid midges of the Tama River. (1980)
- Part 1. The distribution of chironomid species in a tributary in relation to the degree of pollution with sewage water.
- Part 2. Description of 20 species of Chironominae recovered from a tributary.
- No.14* Studies on the effects of organic wastes on the soil ecosystem – Progress report in 1978-1979. (1980)
- ※ No.15* Studies on the biological effects of single and combined exposure of air pollutants – Research report in 1977-1978. (1980)
- No.16* Remote measurement of air pollution by a mobile laser radar. (1980)
- ※ No.17* Influence of buoyancy on fluid motions and transport processes – Meteorological characteristics and atmospheric diffusion phenomena in the coastal region – Progress report in 1978-1979. (1980)
- No.18 Preparation, analysis and certification of PEPPERBUSH standard reference material. (1980)
- ※ No.19* Comprehensive studies on the eutrophication of fresh-water areas – Lake current of Kasumigaura (Nishiura) – 1978-1979. (1981)
- No.20* Comprehensive studies on the eutrophication of fresh-water areas – Geomorphological and hydrometeorological characteristics of Kasumigaura watershed as related to the lake environment – 1978-1979. (1981)

- No.21* Comprehensive studies on the eutrophication of fresh-water areas – Variation of pollutant load by influent rivers to Lake Kasumigaura – 1978-1979. (1981)
- No.22* Comprehensive studies on the eutrophication of fresh-water areas – Structure of ecosystem and standing crops in Lake Kasumigaura – 1978-1979. (1981)
- No.23* Comprehensive studies on the eutrophication of fresh-water areas – Applicability of trophic state indices for lakes – 1978-1979. (1981)
- No.24* Comprehensive studies on the eutrophication of fresh-water areas – Quantitative analysis of eutrophication effects on main utilization of lake water resources – 1978-1979. (1981)
- No.25* Comprehensive studies on the eutrophication of fresh-water areas – Growth characteristics of Blue-Green Algae, *Mycrocystis* – 1978-1979. (1981)
- No.26* Comprehensive studies on the eutrophication of fresh-water areas – Determination of algal growth potential by algal assay procedure – 1978-1979. (1981)
- No.27* Comprehensive studies on the eutrophication of fresh-water areas – Summary of researches – 1978-1979. (1981)
- No.28* Studies on effects of air pollutant mixtures on plants – Progress report in 1979-1980. (1981)
- No.29 Studies on chironomid midges of the Tama River. (1981)
 Part 3. Species of the subfamily Orthocladiinae recorded at the summer survey and their distribution in relation to the pollution with sewage waters.
 Part 4. Chironomidae recorded at a winter survey.
- ※ No.30* Eutrophication and red tides in the coastal marine environment – Progress report in 1979-1980. (1982)
- No.31* Studies on the biological effects of single and combined exposure of air pollutants – Research report in 1980. (1981)
- No.32* Smog chamber studies on photochemical reactions of hydrocarbon-nitrogen oxides system – Progress report in 1979 – Research on the photochemical secondary pollutants formation mechanism in the environmental atmosphere (Part 1). (1982)
- No.33* Meteorological characteristics and atmospheric diffusion phenomena in the coastal region – Simulation of atmospheric motions and diffusion processes – Progress report in 1980. (1982)
- ※ No.34* The development and evaluation of remote measurement methods for environmental pollution – Research report in 1980. (1982)
- No.35* Comprehensive evaluation of environmental impacts of road and traffic. (1982)
- No.36* Studies on the method for long term environmental monitoring – Progress report in 1980-1981. (1982)
- No.37* Study on supporting technology for systems analysis of environmental policy – The evaluation laboratory of Man-environment Systems. (1982)
- No.38 Preparation, analysis and certification of POND SEDIMENT certified reference material. (1982)
- ※ No.39* The development and evaluation of remote measurement methods for environmental pollution – Research report in 1981. (1983)
- No.40* Studies on the biological effects of single and combined exposure of air pollutants – Research report in 1981. (1983)
- ※ No.41* Statistical studies on methods of measurement and evaluation of chemical condition of soil. (1983)
- ※ No.42* Experimental studies on the physical properties of mud and the characteristics of mud transportation. (1983)
- ※ No.43 Studies on chironomid midges of the Tama River. (1983)

Part 5. An observation on the distribution of Chironominae along the main stream in June, with description of 15 new species.

Part 6. Description of species of the subfamily Orthoclaudiinae recovered from the main stream in the June survey.

Part 7. Additional species collected in winter from the main stream.

- No.44* Smog chamber studies on photochemical reactions of hydrocarbon-nitrogen oxides system – Progress report in 1979 – Research on the photochemical secondary pollutants formation mechanism in the environmental atmosphere (Part 2). (1983)
- No.45* Studies on the effect of organic wastes on the soil ecosystem – Outlines of special research project – 1978-1980. (1983)
- No.46* Studies on the effect of organic wastes on the soil ecosystem – Research report in 1979-1980, Part 1. (1983)
- No.47* Studies on the effect of organic wastes on the soil ecosystem – Research report in 1979-1980, Part 2. (1983)
- ※ No.48* Study on optimal allocation of water quality monitoring points. (1983)
- No.49* The development and evaluation of remote measurement method for environmental pollution – Research report in 1982. (1984)
- ※ No.50* Comprehensive studies on the eutrophication control of freshwaters – Estimation of input loading of Lake Kasumigaura. – 1980-1982. (1984)
- ※ No.51* Comprehensive studies on the eutrophication control of freshwaters – The function of the ecosystem and the importance of sediment in natural cycle in Lake Kasumigaura. – 1980-1982. (1984)
- ※ No.52* Comprehensive studies on the eutrophication control of freshwaters – Enclosure experiments for restoration of highly eutrophic shallow Lake Kasumigaura. – 1980-1982. (1984)
- No.53* Comprehensive studies on the eutrophication control of freshwaters – Seasonal changes of the biomass of fish and crustacea in Lake Kasumigaura and its relation to the eutrophication. – 1980-1982. (1984)
- No.54* Comprehensive studies on the eutrophication control of freshwaters – Modeling the eutrophication of Lake Kasumigaura. – 1980-1982. (1984)
- No.55* Comprehensive studies on the eutrophication control of freshwaters – Measures for eutrophication control. – 1980-1982. (1984)
- No.56* Comprehensive studies on the eutrophication control of freshwaters – Eutrophication in Lake Yunoko. – 1980-1982. (1984)
- ※ No.57* Comprehensive studies on the eutrophication control of freshwaters – Summary of researches. – 1980-1982. (1984)
- No.58* Studies on the method for long term environmental monitoring – Outlines of special research project in 1980-1982. (1984)
- No.59* Studies on photochemical reactions of hydrocarbon-nitrogen-sulfur oxides system – Photochemical ozone formation studied by the evacuable smog chamber – Atmospheric photooxidation mechanisms of selected organic compounds – Research report in 1980-1982 Part 1. (1984)
- No.60* Studies on photochemical reactions of hydrocarbon-nitrogen-sulfur oxides system – Formation mechanisms of photochemical aerosol – Research report in 1980-1982 Part 2. (1984)
- No.61* Studies on photochemical reactions of hydrocarbon-nitrogen-sulfur oxides system – Research on the photochemical secondary pollutants formation mechanism in the environmental atmosphere (Part 1). – Research report in 1980-1982. (1984)

- No.62* Effects of toxic substances on aquatic ecosystems – Progress report in 1980-1983. (1984)
- ※ No.63* Eutrophication and red tides in the coastal marine environment – Progress report in 1981. (1984)
- ※ No.64* Studies on effects of air pollutant mixtures on plants – Final report in 1979-1981. (1984)
- No.65 Studies on effects of air pollutant mixtures on plants – Part 1. (1984)
- ※ No.66 Studies on effects of air pollutant mixtures on plants – Part 2. (1984)
- No.67* Studies on unfavourable effects on human body regarding to several toxic materials in the environment, using epidemiological and analytical techniques – Project research report in 1979-1981. (1984)
- ※ No.68* Studies on the environmental effects of the application of sewage sludge to soil – Research report in 1981-1983. (1984)
- ※ No.69* Fundamental studies on the eutrophication of Lake Chuzenji – Basic research report. (1984)
- No.70 Studies on chironomid midges in lakes of the Nikko National Park – Part I. Ecological studies on chironomids in lakes of the Nikko National Park. – Part II. Taxonomical and morphological studies on the chironomid species collected from lakes in the Nikko National Park. (1984)
- ※ No.71* Analysis on distributions of remnant snowpack and snow patch vegetation by remote sensing. (1984)
- No.72* Studies on photochemical reactions of hydrocarbon-nitrogen oxides-sulfur oxides-system – Research on the photochemical secondary pollutants formation mechanism in the environmental atmosphere. – Research report in 1980-1982, Part 4. (1985)
- ※ No.73* Studies on photochemical reactions of hydrocarbon-nitrogen oxides-sulfur oxides-system – Final report in 1980-1982. (1985)
- ※ No.74* A comprehensive study on the development of indices system for urban and suburban environmental quality—Environmental indices—Basic notion and formation. (1984)
- No.75 Limnological and environmental studies of elements in the sediment of Lake Biwa. (1985)
- No.76 A Study on the behavior of monoterpenes in the atmosphere. (1985)
- No.77* The development and evaluation of remote measurement methods for environmental pollution – Research report in 1983. (1985)
- No.78* Study on residents' role in conserving the living environment. (1985)
- No.79 Studies on the method for long term environmental monitoring – Research report 1980-1982. (1985)
- No.80* Modeling of red tide blooms in the coastal sea – Research report in 1982-1983. (1985)
- No.81* A study on effects of implementing environmental impact assessment procedure – With particular reference to implementation by local governments. (1985)
- No.82* Studies on the role of vegetation as a sink of air pollutants – Research report in 1982-1983. (1985)
- No.83 Studies on chironomid midges of some lakes in Japan. (1985)
- No.84* A comprehensive study on the development of assessment techniques for health effects due to environmental heavy metal exposure – Final report in 1982-1984. (1985)
- No.85 Studies on the rate constants of free radical reactions and related spectroscopic and thermochemical parameters. (1985)
- No.86* A novel retrieval system for identifications of unknown mass spectra. (1986)
- No.87* Analysis of the photochemical secondary pollutants and their toxicity on cultured cells – Research report in 1978-1983. (1986)
- No.88* A comprehensive study on the development of indices system for urban and suburban environmental quality II – Environmental indices – Applications and systems. (1986)
- No.89 Measuring the water quality of Lake Kasumigaura by LANDSAT remote sensing. (1986)

No.90* National trust movement in Japanese nature conservation-Trustworthy or Illusion ? (1986)

* in japanese

※ out of stock